

平成 20 年第 4 回 つくばみらい市議会定例会会議録

平成 20 年 12 月 4 日 開会
平成 20 年 12 月 12 日 閉会

つくばみらい市議会

平成20年第4回つくばみらい市議会定例会会議録

○招集告示	1
○会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

○日時	3
○出席並びに欠席議員	3
○出席説明員	3
○出席事務局職員	4
○会議録署名議員	4
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	5
○開会	5
・開会の宣告	5
・会議録署名議員の指名について	6
・会期の決定について	6
・諸般の報告	7
・請願について	7
・議案第76号～議案第91号 上程	7
・提案理由の説明	8
・一般質問	11
13番 海老原 弘 君	11
1．コミュニティセンターの運営について	
2．火災予防上の市民の指導について	
7番 堤 實 君	18
1．みらい平駅、小絹駅を快速停車駅に	
2．職員定数の削減について	
・散会の宣告	21
○散会	22

会 議 録 第 2 号

○日時	23
-----------	----

○ 出席並びに欠席議員	23
○ 出席説明員	23
○ 出席事務局職員	23
○ 議事日程	24
○ 本日の会議に付した事件	24
○ 開議	24
・ 開議の宣告	24
・ 一般質問	24
1 番 秋 田 政 夫 君	24
1 . 市民にとって解りやすく関心のもてる決算報告について	
2 . 小学生外国語教育活動に対する方向性について	
5 番 中 山 栄 一 君	31
1 . 行政評価制度の確立と予算編成への連携について	
8 番 岡 田 伊 生 君	36
1 . 新型インフルエンザの備えについて	
2 番 坂 洋 君	41
1 . 児童手当支給終了期間について	
2 . 市内循環バスアンケート結果の状況とスクールバスについて	
・ 散会の宣告	46
○ 散会	46

会 議 録 第 3 号

○ 日時	47
○ 出席並びに欠席議員	47
○ 出席説明員	47
○ 出席事務局職員	48
○ 議事日程	48
○ 本日の会議に付した事件	48
○ 開議	49
・ 開議の宣告	49
・ 一般質問	50
4 番 染 谷 礼 子 君	50
1 . 少子化対策と子育て支援について	
2 . ごみ減量化と収集業務について	

18番 川 上 文 子 君	57
1 . 児童がいる世帯に対し資格証明書の発行をしないよう求める	
2 . 第三次ごみ処理施設建設について	
3 . 空き地の草刈りについて	
12番 古 川 よし枝 君	70
1 . 伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業について	
2 . 第4期介護保険事業計画について	
3 . 「福祉灯油」の実施を求める	
14番 山 崎 貞 美 君	78
1 . アスベスト被害と防止、対応策について	
・ 議案第76号～91号 質疑	85
・ 議案第92号、議案第93号 上程、提案理由説明、質疑	85
・ 議案76号～議案第86号、議案第88号～議案第93号について各委員会付託	86
・ 散会の宣告	86
○ 散会	86

会 議 録 第 4 号

○ 日時	87
○ 出席並びに欠席議員	87
○ 出席説明員	87
○ 出席事務局職員	87
○ 議事日程	88
○ 本日の会議に付した事件	89
○ 開議	90
・ 開議の宣告	90
・ 議案第76号～議案第93号、請願第4号、請願第6号～請願第8号 委員長報告、 質疑	90
・ 討論・採決	98
・ 発議第10号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	108
・ 発議第11号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	109
・ 発議第12号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	110
・ 発議第13号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	112
・ 閉会中の継続調査の件	113
・ 閉会の宣告	114

○閉会	114
-----------	-----

つくばみらい市告示第 1 8 7 号

平成 2 0 年第 4 回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日

つくばみらい市長 飯 島 善

1 . 期 日 平成 2 0 年 1 2 月 4 日

2 . 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成 2 0 年第 4 回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
12月 4 日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 請願の委員会付託 議案の上程及び説明 一般質問
12月 5 日	金	本会議	一般質問
12月 6 日	土	休 日	
12月 7 日	日	休 日	
12月 8 日	月	本会議	一般質問 議案に対する質疑 追加議案の上程、説明、質疑 議案の委員会付託
12月 9 日	火	休 会	総務常任委員会 教育民生常任委員会
12月10日	水	休 会	経済常任委員会
12月11日	木	休 会	
12月12日	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決 閉会中の継続調査 閉会

第 1 号

〔 12 月 4 日 〕

平成20年第4回
つくばみらい市議会定例会会議録 第1号

平成20年12月4日 午後1時00分開会

1.出席議員

1番	秋田政夫君	11番	松本和男君
2番	坂洋君	12番	古川よし枝君
3番	高木寛房君	13番	海老原弘君
4番	染谷礼子君	14番	山崎貞美君
5番	中山栄一君	15番	廣瀬満君
6番	倉持悦典君	16番	今川英明君
7番	堤實君	17番	豊島葵君
8番	岡田伊生君	18番	川上文子君
9番	直井誠巳君	19番	中山平君
10番	横張光男君	20番	神立精之君

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市長	飯島善君
副市長	小林弘文君
教育長	豊嶋隆一君
総務部長	渡辺勝美君
市民経済部長	古谷安史君
保健福祉部長	鈴木等君
都市建設部長	鈴木清君
教育次長	秋田信博君
会計管理者	豊島久君
秘書広聴課長	石神栄君
企画政策課長	森勝巳君
総務課長	湯元茂男君
財政課長	片見和男君
参事兼人事課長	中川修君
生活環境課長	沼尻修君
市民窓口課長	飯泉芳郎君
特定事業推進課長	中泉次男君
農業委員会事務局長	猪瀬重夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 会議録署名議員

9 番	直 井 誠 巳 君
10 番	横 張 光 男 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成20年12月4日（木曜日）

午後1時00分開会

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告について |
| 日程第4 | 請願について |
| 日程第5 | 議案第76号 つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第77号 つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第78号 つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第79号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第80号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第81号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第82号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第83号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について |
| | 議案第85号 取手地方広域下水道組合規約の変更について |
| | 議案第86号 字の区域の一部変更及び設定について |
| | 議案第87号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号） |
| | 議案第88号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第89号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第90号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第91号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |

日程第 6 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 請願について

日程第 5 議案第76号 つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議案第77号 つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第78号 つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第79号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第80号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第81号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第82号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例

議案第83号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議案第85号 取手地方広域下水道組合規約の変更について

議案第86号 字の区域の一部変更及び設定について

議案第87号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）

議案第88号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第89号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 一般質問

午後 1 時 0 0 分開会

開会の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようにお願いします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いいたします。

また、本市議会では、小中学校の児童生徒を対象に計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市教育委員会並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日も伊奈東中学校の生徒が傍聴に来ております。本会議中に途中入退室などすることがありますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第4回つくばみらい市議会定例会を開会します。

○議長（今川英明君）これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員。議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名について

○議長（今川英明君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において9番直井誠巳君、10番横張光男君を指名します。

会期の決定について

○議長（今川英明君）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長豊島 葵君。

〔議会運営委員長 豊島 葵君 登壇〕

○議会運営委員長（豊島 葵君）報告いたします。

去る11月27日に議会運営委員会を開催し、本定例会の日程等について協議をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

会期につきましては、本日から12日までの9日間でございます。本日は、議案の上程及び執行部からの議案の説明を求めます。その後、通告順に従いまして2名の方の一般質問を行います。

明日5日は、午後1時から本会議を開き、4名の方の一般質問を行う予定でございます。

6日及び7日の休日を挟みまして、8日は午前10時から本会議を開き、残り4名の方の一般質問及び執行部提出の議案に対する質疑を行います。質疑は通告制でございますので、質疑のある方はあした正午までをお願いいたします。続いて、議案の委員会付託を予定しております。

それから、9日、10日は、各常任委員会を開催いたしまして、それぞれ付託されました議案及び請願の審査を行っていただきます。

11日は休会といたします。

最終日12日は、午後1時から本会議を開きまして、各常任委員長の報告、質疑、討論を行います。なお、討論は通告制でございますので、討論のある方は、11日正午までにお願いをいたします。引き続いて、議案の採決を行い、閉会となります。

以上が、議会運営委員会における会期日程についての協議結果であります。皆様のご協力のほどをお願いしまして報告といたします。

○議長（今川英明君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの9日間に決定しました。

諸般の報告

○議長（今川英明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先日、11月27日に行った議会全員協議会で決定されたことについて、改めてご報告申し上げます。

まず、陳情の取り扱いについて、今までの陳情の取り扱いは手続きが複雑でわかりにくいことなどから変更することにいたしました。

今後の取り扱いですが、陳情書またはこれに類するものは議会運営委員会に諮って、その写しまたはその要旨を印刷し、議員及び執行機関等に配付をいたします。

なお、陳情書またはこれに類するものの中で、議長が必要と認めるものは、請願書と同様に処理し、議員または各常任委員会等で必要と認めるものは、議員発議等により提案できるものといたしました。これについては、今定例会から行うことにいたします。

次に、常任委員会等の会議録について、本会議の会議録と同様に、つくばみらい市議会のインターネットホームページ上で公開することに決定いたしました。なお、その公開は平成21年第1回定例会の委員会会議録から行うことといたします。

以上で報告を終わります。

請願について

○議長（今川英明君） 日程第4、請願について。今期定例会までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたから報告いたします。

なお、継続審査中の請願は、お手元に配付の継続審査中の請願一覧表のとおりであります。

議案第76号 つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議案第77号 つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

- 議案第 78 号 つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 79 号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 80 号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 81 号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 82 号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 83 号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 84 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第 85 号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
- 議案第 86 号 字の区域の一部変更及び設定について
- 議案第 87 号 平成 20 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 88 号 平成 20 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 89 号 平成 20 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 90 号 平成 20 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 91 号 平成 20 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（今川英明君） 日程第 5、議案第 76 号から議案第 91 号までの 16 案件を一括上程いたします。

提案理由の説明

- 議長（今川英明君） 提案理由の説明を求めます。
市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 本日、第 4 回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出をいたしました案件の内容は、条例の制定改正案件 10 件、字の区域の変更案件 1 件、補正予算案件 5 件の合わせて 16 案件でございます。

議案第 76 号 つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、当該規定を引用する部分が 1 条繰り下げられましたことにより改正をするものでございます。

議案第 77 号 つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございますが、平成 21 年度の固定資産の評価替えに伴い、提出された審査申し出に対し、迅速かつ適切な対応が図れるよう事務局の体制を強化し、書記の人数を 2 名から 4 名にふやすものでございます。

議案第 78 号 つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改

正する条例でございますが、地方自治法の改正より、認可地縁団体に関する規定が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第79号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例でございますが、地方自治法の改正により、法律中の字句「議会議員の報酬等」が「議会議員の議員報酬等」に改正されたことに伴い、本条例の表記も改正するものでございます。

議案第80号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、前議案同様、地方自治法の一部が改正され議員の報酬に関する規定の整備が行われたことに伴い、報酬の名称を「議員報酬」とするため改正するものでございます。

議案第81号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方自治法の改正により、法の引用条文が繰り下げとなったこと、及び条文中の表記の整合を図るため改正するものでございます。

議案第82号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる特定寄附金に該当する条件を、市内に主たる事務所を有する団体または法人とするためのものでございます。

議案第83号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険税の暫定賦課を廃止し、本算定を7月に繰り上げるために、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてでございますが、茨城県後期高齢者医療広域連合の議会議員の定数、選挙方法等の変更、並びに関係市町村長の代表者で構成する協議組織を設置することに伴い、同広域連合規約を変更することについて協議をするため、地方自治法第291条の11の規定により本案を提案するものであります。

議案第85号 取手地方広域下水道組合規約の変更についてでございますが、取手地方広域下水道組合において徴収している取手市の区域の下水道使用料について、茨城県南水道企業団が水道料金と一括して算定し徴収することに伴い、あわせて当組合が共同処理する事務内容を整理するため、取手地方広域下水道組合規約を変更することについて協議をするため、地方自治法第290条の規定により本案を提案するものでございます。

議案第86号 字の区域の一部変更及び設定についてでございますが、当区域は長年にわたり「北山」という集落名による一体的な生活圏を形成していながら、仁左衛門新田、福岡、台の大字が混在しており、また、ほかに位置する仁左衛門新田集落との混同も起こりやすく、そこで、これらの問題を解消するため、大字名を「北山」に変更統一するに当たり議会の議決を求めるものであります。

議案第87号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,451万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億8,094万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、総務費国庫補助金、民生費県補助金、並びに繰越金でございます。

歳出の主なものとしましては、職員の中途退職に伴う退職手当組合特別負担金、オス

トメイト対応トイレの設置、幼稚園教諭の中途退職に伴う嘱託職員報酬を計上しております。

債務負担行為の補正としましては、市民の憩いの場である公園等の管理に対し効率化を図るとともに、利用促進の観点から早期発注を図り業務を進めるために植栽管理費を、また、前述同様の理由により、広報部門では「広報つくばみらい」と「議会だより」の印刷製本費を新たに設定するものであります。

地方債補正の主なものとしましては、全国瞬時警報システムの整備に当たり、国庫補助金の交付が見込まれることから限度額を750万円減額するものでございます。

議案第88号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,481万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億8,369万4,000円とするものであります。

内容は、医療費が当初見込みより伸びたことにより、保険給付費で4,630万円の増額、また後期高齢者支援金が見込額より4,851万8,000円増加で決定されたことによる増額補正が主なものでございます。

議案第89号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,065万7,000円とするものでございます。

まず、歳出についてでございますが、平成21年4月からの介護保険制度の改正に伴う要介護認定の適正化と認定調査の効率化を図るため必要な認定支援ネットワークシステムの改修、並びに機器購入に要する経費として、認定調査費等の委託料53万3,000円、備品購入費34万6,000円を補正するものでございます。

続いて歳入であります。今回補正しました歳出につきましては、国の補助事業の対象であるため、国庫補助金の事業費補助金として補助対象事業費の2分の1に当たります22万3,000円を計上し、不足分に前年度繰越金65万6,000円を充当するものであります。

議案第90号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,003万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,338万4,000円とするものでございます。また、小絹水処理センター緑地管理業務委託に係る債務負担行為の補正を行うものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金で100万円、繰越金で705万1,000円、諸収入で198万2,000円を増額し、歳出の主な内容は、住宅開発の増加に伴い受益者負担金の前納報奨金の不足が見込まれるため報償費で100万円、落雷等による機器修繕のため需用費で353万6,000円、下水道管理システム更新業務委託料で510万円等の補正をさせていただくものであります。また、債務負担行為の補正につきましては、小絹水処理センター緑地管理業務委託の期間を平成20年度から平成21年度までとし、限度額を193万2,000円とさせていただくものであります。

議案第91号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,228万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金で41万2,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、扶養手当の増額による職員手当等、及び市町村職員共済組合費負

担金率の改定等による共済費の増額で、総額41万2,000円の増額補正をさせていただくものであります。

詳細につきましては、配付させていただきました議案書をごらんいただけますようお願い申し上げます。

以上、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

一般質問

○議長（今川英明君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問に入る前に申し上げます。一般質問は皆様既にご存じでしょうけれども、質問及び答弁の時間を含め、1人1時間となっております。さらに、一つの質問事項に対して3回までの質問でありますので、遵守されるようお願いいたします。

順次発言を許します。

13番海老原 弘君。

〔13番 海老原 弘君 登壇〕

○13番（海老原 弘君） 改めましておはようございます。13番の海老原、失礼しました、こんにちではでしたね。伊奈東中の皆さんが来ているのでちょっと上がってしまいました。旧伊奈町の質問もありますので、よく聞いていただければ幸いです。

まず、第1問目、コミュニティセンターの運営についてということでお尋ねをいたします。

現在、谷井田と小絹地区にコミュニティセンターがございますけれども、現在、つくばみらい市伊奈地区の板橋に、郵便局とバイパスの間に板橋のコミュニティセンターをただいま建設中がございます。来年の4月当初ぐらいにはオープンができるのではないかと考えておりますが、その件も含めて答弁の中に入れていただければ幸いです。

まず、それぞれのコミュニティセンターの状況についてお伺いをいたします。その上で現在までの管理運営上いろいろな問題点があったと思うのですが、特に夜間の伊奈地区と谷和原地区の時間を合わせるという面で、現在は夜は10時ぐらいまでオープンされていると、そういう問題も含めてご回答いただければ幸いです。

それから、今後の運営につきましては、以前に市長の方から、板橋のコミュニティセンターができた暁には、住民票や印鑑証明等の市役所の事務を機械で発行するようなことができれば、その機械を備えて発行したいという答弁をいただいておりますが、その件もあわせてお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの海老原議員の質問にお答えしたいと思います。

各コミュニティセンターの状況ということと、それから、管理運営上の問題点、それから、今後の運営についてということで、三つの観点からのご質問だと思いますけれども、現在、市内には小絹のコミュニティセンターと谷井田のコミュニティセンター、二つの施設が設置されております。それぞれの地域での交流の場、それから、各種サークル活動、

それから、文化活動、それから、親子ふれあい事業の活動の場ということで活用をされておりまして、小絹、谷井田とも19年度の実績を見てみますと、約1万5,000人の利用者がありました。

各コミュニティセンターの機能としては、和室、調理実習室の方は小絹の方は撤去をしてしまいました。谷井田の方にはまだ調理実習室もありますし、多目的室、研修室など備えておりまして、実施されているのは、細かく言うとエアロビクスであるとか、舞踊であるとか、絵画、書道、調理教室、それから、囲碁、将棋、高齢者の集まり、多種多様な住民の活動をしていただいております。

管理運営についてですけれども、コミュニティセンターを利用される場合には、2カ月前から3日前までに申請をしていただけて使っていただくということになっておりますけれども、あいている場合には、3日前まででなくても利用していただいている場合もあります。その辺は便宜上、利用者の方に迷惑をかけないような運営をしております。

それから、利用される方は団体での利用ということでさせていただいております。個人の利用は認めていません。しかし、フロアですとかそういうところは、特に申し込みをしなくても使えますので、そういう場に個人で来て談話をするということは差し支えありませんので、そういう方にはそういう利用をしていただいているという状況です。

それから、飲食については認めておりますけれども、飲酒については認めておりません。これは公共施設ですので、お酒を飲むということは非常にいろいろなトラブルのもとにもなるということがありますので、今はそういうのは認めておりません。現在まで運営についてトラブル的なことは聞いておりません。

それから、今、板橋のコミュニティセンターが建設中ですが、工事も順調に進んでおりますので、21年の4月の開館に向けて準備をしております。予定どおりいくのではないかと今考えております。

板橋についても、谷井田、小絹同様、市民の交流の場として大いに利用していただければありがたいかなと思っております。

証明等の発行については、別の部からの答弁になると思います。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

海老原議員の質問でございますけれども、以前、谷井田のコミセン建設のときに、今後の運営という形で、当時の伊奈の時代、町長の時代ですけれども、住民票あるいは印鑑証明等をできれば今後考えていくということで答弁をされたということで、その後、どうなっているかというご質問だと思うのですが、自動交付機の設置につきましては、以前3市町村で、例の合併という話がございまして、その中でも実は検討された経緯がございます。その中では、当時、隣の水海道市では既に自動交付機を設置してございましたけれども、多額の設置費あるいは維持管理費を投資している割には利用数が伸びないということで、各庁舎への設置は見送ったという経緯を聞いております。

それで、自動交付機につきましては、1台当たり約1,000万円ほどかかります。それで年間の維持費もやはり約800万円ほどかかるということで、非常に多大な経費がかかってくるということでございます。

また、現在、総務省におきまして、住基カードを使用してコンビニでの住民票の写し等

の交付について、実は平成21年、来年から幾つかの先進自治体の方で実証的に実施をしていくと、そして平成22年からは全国でこれを展開していくという予定であるということを知っております。

そういったことから、財政面あるいは費用対効果といったものを考えた場合、各コミュニティセンターに自動交付機等を設置することについては、今の時点ではちょっと難しいのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 教育長と古谷市民経済部長の方から答弁をいただきましたけれども、まず、教育長にもう一度お伺いしたいのは、先ほど利用状況、今まで1万5,000人程度の利用者があったと。

私は谷井田が地元なので谷井田の例を見ますと、3月、4月の各総会の切りかえ時期、これは物すごいラッシュなのですね。なかなか順番をとるのが大変なぐらい、その利用というのはかなり人数的には多いのではないかと判断しておりますけれども、そういう中で今まで教育委員会が管轄して運営されてきましたけれども、いわゆる名前のとおり、住民のコミュニティを図る、先ほど個人では原則としてだめだと、団体でとありましたけれども、私はむしろ地域の住民の方々にすれば、3人でも4人でも小さい部屋があるので、そういう部屋を利用してぜひ利用度をふやしていただきたいと思うし、先ほど飲食については答弁があったように、お酒、たばこも室内では禁止されておりますけれども、それは当然のことであって、しかし住民が集まる、以前に谷井田では民間の集会所があったときに、よく懇親会的な催し物がたくさん催されていたのですね。そういうものは余りコミュニティセンターができてからは見られないし、そういう要望は聞くのですけれども、違う方法を住民はとらざるを得ないようなことでした。それは、どこかで勘違いがあったのかもしれません。お酒はだめだけど、普通の飲食はいいですよというニュアンスが伝わっていれば、もっと住民の利用度もあったのではないかと思います。その証拠は、先ほど申し上げましたように、3月、4月の総会時期には物すごい人数なのです。

私どもの自治会は40軒弱ですけれども、大体30人は集まります。そこでもう一つの、これは質問ではなくて提言ですけれども、住民の方から、「海老原さんこうしたらどうだ」というありがたい提案があったのですけれども、以前に民間の集会所があったときに利用料金は1人100円というのがあったのです。ですから、谷井田の住民は以前は、私の30人の自治会でしたら、総会のときに借りれば3,000円をお支払いしていると。これが3月、4月では膨大な量になると思うのです。

何でも無料はありがたいですけれども、ややもすれば、特定の人だけが無料の恩恵を受けるという結果になりかねませんので、1人100円、もちろん時間の制限とかそういうのは決めるべきだと思うのですけれども、そういうような住民の意向、特に自治会の総会のときにそういう声が多数ありました。私たちの自治会だけでなく、「海老原さん、ただではこれから市はやっていけないよ。少なくともその場所を借りて何時間かそこで費やすのだから、1人100円分ぐらいの負担はするよ」と。本当にありがたい提案ですけれども、そういう話もあるので、その辺のところも含めて教育長にもう一度答弁をお願いいたします。

それから、市民経済部長の方からありました自動交付機については、お金がかかるとい

う説明がありましたけれども、伊奈町からつくばみらい市に発展的に合併したわけですから、町長が一度言ったことをそんな簡単に変えていいのか、では何のためにそのときそういう自動交付機、近隣の市町村でやっていたからそういうことを言ったのか、よく検討して発言していただかないと、今、市長から答弁を受けていることでも、我々は信じられなくなってしまいます。数字も具体的にこうこうこういう理由でと、市民経済部長からの答弁がありましたけれども、まだやりもしないのに利用率が悪いとか、それはちょっとおかしいと思うのです。

これから高齢化社会になって、役場まで行くのも大変な老人がたくさんいる中で、あそこで発行できれば、皆さんに周知徹底されれば、利用度はあるというふうに思うのです。1万5,000人も利用者があるとしたら、そのついでにあそこでとれたら、私は利用者はあると判断します。これはこれからのことですので答弁はいいですけども、よく検討をしていただきたいと思います。

では、よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの海老原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、利用者数ですけども、これは先ほどの年間での、19年度での利用者数ですが、3月、4月は多いのではないかとということがありましたけれども、ちなみに、20年度4月から9月までの利用者数ですけども、谷井田のコミュニティセンターは8,237人、小絹の方が5,009人の利用者でした。

それから、飲食はいいけれども、飲酒がだめだということではという話もありましたけれども、確かに飲食はいいのでということで、使いたいという方もあったようですが、そのときに飲酒はだめですよ、お酒はだめですよと言ったら、それではちょっと会議ができないという話があって、別のところに移った団体もあったと聞いております。

それから、料金徴収の件ですけども、これは今、公的施設の料金徴収については、このコミュニティセンターばかりでなくて全体の公共施設を含めて検討されておりますので、このコミュニティセンターだけというわけにもいきませんので、それは公共施設の利用料の中で決まってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 教育長の答弁はわかりました。

最後に市長にお答えいただきたいのですが、今の答弁を聞いて、私は管理しているのは教育委員会所管ですけども、やはり住民のコミュニケーションとか福祉の面からすると、やはり総務的な部分もかなりあるのではないかとと思うのですが、そこら辺の見解を市長にお伺いしてこの質問は終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 現在使われている団体とかいろいろな人たちの実績を見ましても、これは教育委員会が管理指導していくのが妥当であると、私はそう考えております。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○13番（海老原 弘君） 市長から答弁をいただきました。私とは多少見解が違います

ので、この問題はまたいろいろな機会をとらえて質問をさせていただきます。

2 問目に移りますけれども、私は、私が出したこの二つの質問の中では、自分としてはこの問題は市民にとってもなかなか簡単には済まされない問題であると認識しております。題名は火災予防上の市民指導について。

漠然としておりますけれども、ここの質問状に書いてありますように、具体的な事実として20年の5月14日、朝8時前後だと思います。小張地区のある農家の方が、自分のいわゆる屋敷の中の竹山と呼ばれる竹の木を、枝を払ったような枯れ枝を集めてありまして、それを自分の田んぼへ持って行って、たまたま小雨が降っていたと。雨の日なので煙とかもそんなには害にならないという判断のもとに火をつけたところ、たまたま、みらい平のマンションの高いところから見てるとすごい火に見えたのですね。竹は一時的に火力は物すごいですから、わあっと燃え上がって、これは大変だということで、火災の通報が119番を通して消防署に入りました。

その結果、消防署に確認をいたしましたけれども、消防車は3台出動したそうです。3台出動して現地に行ったところ、今申し上げたように、要するによそへ類焼するような心配はないと。自分の田んぼで、たき火にはちょっと大きいですがけれども、それに毛の生えたようなものだから、消防で消火活動をするほどの問題でないと。その市民の方に危険のないように伝言をして、消防車は放水をしないで帰ったという報告を得ております。

ところが、今は消防署の方も単独でなくて常総消防署ですよ、119番しますと警察の方へも連絡が入るということで、その後に警察の方からも、そこのお宅の方へお巡りさんが来て、一応事情を聞かれ、その結果、常総警察署はその方を書類送検しました。

要するに、いわゆる野焼きは禁止されている、しかしこのつくばみらい市においては、住民の皆さんも煙の上がってない日はないほど、特に今の時期、目撃されていると思います。その中で、その結果、住民の方が50万円の罰金を食ったという話を、私の知人からお伺いして、まさか私はつくばみらい市の話じゃないと聞いていたのですが、「海老原さんの方の話だよ、小張の愛宕というところだよ」と、そこまでお聞きしたので、これは住民の方が50万円も罰金あれされたら大変だろうということで、私調べ始まったのが最初でした。

本当にこれは運が悪かったという言葉だけで済まされる問題ではないと思います。もちろん野焼きは禁止されているわけですから、警察はその法律に基づいて書類送検もしたと、後で常総警察署の生活安全課のお巡りさんも言うておりました。

この事実を市当局は知っていたのかどうか、そして知っていたのであれば、どういうふうに指導をしていたのか、その辺のところをまずお伺いをしたいと思います。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えいたします。

ただいまの小張地区での火災の件ということでの罰金云々の件ですが、これは罰金そのものについては市の方では全然知りませんでした。火災があって出動したというのは、後で消防署の方からはお聞きしました。

以上です。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○ 13番（海老原 弘君） 今、担当の方からありましたけれども、消防署の方も今までそういう例があったのかどうか、私の認識では、たき火をしてお巡りさんから注意を受けたことはある、それから、始末書を書かされたことがある、その程度のことは私も認識しておりました。しかし、金額はともかく、50万円からの罰金を食ったという話は、私は初耳でした。

ですから警察に聞いたときも、つくばみらい市でそういう事例があったのですかと、あったのであれば、私たち議員も含めて市役所の認識が低かったのではないかと。いわゆる野焼きを禁止するのはいいですけれども、じゃあそれをどうするかというところまで市民に対して指導をしなければ、市役所としては一方で手落ちがあると判断します。

特に農家の方が今ごろ屋敷の樹木を伐採、あるいは剪定して、多数のごみが発生します。しかし今は植木屋さんも持っていきませんよ。お金を払ってあれしないと。農家の方は自分の田んぼに持って行って、少し枯れたころ、ころ合いを見て燃やしているというのが現状なのです。それが悪いと言われれば、犯罪と言われればそうかもしれません。しかし、それはだめだよと、市役所の方でもそれは罰金を食うのだからやめてくださいと、そこまでの指導をしたかどうか、その辺のところを消防の担当の方にお聞きします。

野焼きは一概に禁止だと言われても、前からずっと火を燃やしてきた農家の方が、急に変えられるかどうか。そして、禁止はいいですけれども、そのごみをどういうふうにしるというのは全然指導していないのではないかと思います。市内にごみを粉碎して細かくくずにするようなところもあるわけです。ところが、あれは民間ですから多分有料だと思うのです。そこへ運んで、ちゃんと始末してくださいよという指導をして先ほどのようなことがあったのであれば、私は本人の責任も当然問われるべきだと思いますけれども、野焼きは禁止だと、住宅の方はごみ置き場へ剪定した植木を出しますけれども、農家の人の量は半端な量ではないです。年間の量からすれば何十トン、もしかすると何百トンにも市内全部で言えば相当するかもしれません。そういう問題を今まで、この問題があったから私も気がついたのですけれども、市役所の方々もそうかもしれません。しかし、このような問題が発生した以上、今後どういうふうに指導していくのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

廃棄物の焼却、いわゆる野焼きでございますけれども、当然そういう竹とか小枝とかについては廃棄物ということになります。生活環境の保全を推進するために、平成13年4月1日に法改正がございまして、それ以降、幾つかの例外を除きまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律の中で禁止をされております。

例外と申しますのは、例えば庭の落ち葉程度のたき火、それから、どんど焼きとかの風習とか、あるいは宗教行事、正月の門松、あるいはしめ縄、そういったものをたくとか、それから、農業者が行う焼き畑とか畦畔等の焼却、そういったものについては例外で認められておりますけれども、先ほど議員おっしゃられましたように、この法律に違反をすれば、罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、悪質な場合には、その両方を科せられるということで規定をされております。

市の広報紙等では、平成19年の8月号、あるいはことしの2月号等でも廃棄物の野外焼

却は禁止されていますよと、これにもし違反すれば罰金ということで法律で厳重に処罰されますよということで広報しておりますし、また、昨年の２月には、各世帯にこういったチラシ等も配布をしております、市の方としまして、それなりの広報あるいは啓蒙をしております。

土地柄もあって、日常的に廃棄物などを焼却してしまう方もいるかとは思いますが、悪臭あるいは煙、あるいは灰の飛散等々、他の住民の方に迷惑をかけている場合には、市の方でも職員がすぐに出向きまして、即中止するようにということで指導をしております。

いずれにしても、今後、こういったことに対しては啓蒙、PR活動をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 海老原 弘君。

○１３番（海老原 弘君） ただいま答弁をいただきましたけれども、まだまだ、先ほど私が質問したように、担当が違うのかもしれませんが、ごみの問題をどうするか、いろいろな問題が残されていると思うのです。

ですから、私が質問したのは今後の市の方針として、そういう現状を踏まえて、農家の方の樹木の伐採のときに発生した生ごみを処理する方法を早急に市当局で考慮して、市民を罪人にするような、そういうことの起こらないように、先ほど古谷市民経済部長からありましたように、市内をよく循環して、お巡りさんにつかまるのではなくて、市役所の人に、危険があるのでやらないでくださいということを、市役所の方にやわらかく言われれば、市民もまた違うと思います。しかしそのときに、じゃあどうするんだよと聞かれたときに、やはりその方法を考えていないと、有料だけどこいうところへ持って行ってくださいとか、そういう指導をしないとだめだと思うので、最後に市長の方からその辺を含めて答弁をいただければ幸いです。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

そういった産業廃棄物といいますか、竹とか枝とかにつきましては、当然可燃ごみということで燃えるごみとして出していただければ、それなりに処分はいたしますので、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） いわゆる市民に対する啓発と指導というご要望だと思いますが、今後そういう点も、これまでも、先ほどお話にありましたように、広報等を通じて、あるいは消防署、消防団の皆さんがいろいろ週間に巡回したり何かして啓発はしておるわけですが、これからもそういう機関を通じてやってまいりたいと考えております。

○１３番（海老原 弘君） どうもありがとうございます。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩をします。

あの時計で15分からまた再開をします。

午後２時０１分休憩

午後２時１６分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番堤 實君。

〔 ７ 番 堤 實君 登壇 〕

○ ７ 番（堤 實君） ７番堤でございます。通告に従いまして２件ほど質問をさせていただきます。よろしくお願いいたしますと思います。

みらい平駅、小絹駅を快速停車駅にすべきではないかと。

この問題については、つくばみらい市単独ですべてが解決するという内容では、もちろんないわけですが、そういう状況にある中で住民パワーでもって何とかならないかというのが今回のテーマでございます。

ご承知のように、市内には関鉄の小絹駅とＴＸのみらい平駅と二つあるわけですが、市民の大きな力でぜひともこの両駅を快速停車駅にすべきではないかと、そして市内の活性化のためにもぜひ実現してほしいというのが一つでございます。

ＴＸの調査では、夏の段階で１日平均２６万人が乗車されていると、平成２２年には目標として２７万人という設定をしているらしいですが、かなり伸びていると、人気があるということだと思います。

しかし、県内では、特にみらい平駅ではこの段階で日に２,３００人ということで、守谷駅などでは２万人を超えているわけですから、それに比較するとかなり、それから、終点のつくば駅では１万人を超えているということで、この市内の駅としては低いわけですが、いろいろな問題を考えまして、やり方によっては乗降客あるいは市内のもろもろの問題点、例えばマンションが売れないとか、県有地が処分できないとか、いろいろな問題を抱えているわけです。こういう問題をさらに活性化するためには、そしてにぎわいのあるまちにするには、やはり先ほど申し上げたように、市を中心にしまして、住民パワーで快速駅に持っていくような努力が必要ではないかというぐあいに思っておるわけでございます。

県有地もどうもいま一つ人気がなく、なかなか売れないという状況でございますけれども、あの地は間もなく、来年度でしょうか、ほぼ２期工事が完了しまして個人に返されるといいますか、いつでも建物が建てられるような状況になると。ただ、そのときに住民は心配しております。県が主導権を握ってここを、ぜひとも１万６,０００人の人口を張りつけるべく開発しているわけですが、県有地が処分できないという内容で、県有地というのは非常に場所のいいところだと思うのです。非常に恵まれている場所、それが処分できないということは、個人の私有地については条件がかなり悪くなるので非常に心配だなというのが地権者の心配事だということを聞いております。したがって、ここを快速停車駅にするということで大いにアピールすることが必要ではないか。そして、この開発地に早期に住民を張りつけてもらうような努力が必要ではないか。快速がとまることでいろいろな面で強烈なインパクトを与えると、イメージがよくなるのではないかというぐあいに思う次第でございます。

それから、もう一つは、関鉄の小絹駅、これについては旧谷和原時代に快速をとめることについて、そのときに私、個人的にも一般質問でも出しましたがけれども、残念ながら市の執行部としては水海道がとまるから無理だろうということで、恐らく交渉もしないでそのまま済んでしまっているということのように感じてなりません。要するに、地元住民と

しては、この通勤帯の貴重な時間に素通りすると、そして、たまたま駅の周辺については住宅地の密集地として、ただ騒音だけ残して通り過ぎるのを、走り去るのを見ているだけだということで残念でならないということで、この問題はかなり難しい問題があります。遅きに失したという面も当然あるわけですが、たとえ小絹駅を停車駅にしても、時間的なロスというのはそれほどないと思います。私、細かく計算したわけではないのですが、少なくとも二、三分ではないかというぐあいに思うわけです。

そこで私が思いますには、要するにTXのみらい平駅、あるいは小絹駅にしても、例えば小絹駅の場合は水海道駅は常総市なわけですね。守谷駅は守谷市、よそを見ましても少なくとも通勤快速というのはその都市、我々に言わせてもらおうとつくばみらい市なのですね。そこへとめなければならぬというのは我々の責務だと思うのですよ。ましてやTXのみらい平駅については、これから非常に発展させなければいけない場所です。そこを、ただ守谷駅の次だから無理だろうということで、最初からあきらめている感があるのではないかと考えております。

ここで、みんなの力で、ぜひとも快速をとめるような方向で頑張っていく必要があるのではないかとということで、それについて皆さんはどういう考えを持っているのか、所見をお聞きしたいというぐあいに思います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

みらい平駅、それから、小絹駅を快速の停車駅にというご質問でございますが、まず、みらい平駅が快速の停車駅になればということでございますが、市全体の付加価値も高くなりますし、丘陵部のまちづくりがより促進されるということでございます。しかし、現在の快速の停車駅は、北千住駅から秋葉原駅までは各駅とまります。それ以外はすべて他の路線との乗りかえ駅が快速の停車駅となっております。そういうことから考えますと、現状でのみらい平駅が快速の停車駅となるのは、難しい面もあるのかなと考えております。

市といたしましても、開業前に旧伊奈町、旧谷和原村におきまして、快速の停車駅になるように、首都圏新都市鉄道株式会社に要望してきたところでございます。

今後も大幅なダイヤの改正等を見据えまして、快速の停車を要望していきたいと考えております。

また、現在、市におきましては、つくばエクスプレスの東京駅延伸の実現に向け、関係都市と連携を図りながら要望活動を実施しているところでございます。東京駅延伸により、新幹線あるいは多くの鉄道と直結することができ、利用者の利便性の向上、まちづくりの活性化、さらには企業立地等の促進に大きく寄与できると考えております。

それから、小絹駅でございますが、現在の利用状況を見ますと、小絹駅から二駅先の守谷駅の利用がほとんどでございます。もし快速の停車駅にしたとしても、快速電車で水海道駅から守谷駅まで7分かかるそうです。普通電車で小絹駅から守谷駅まで6分ということでございますので、短縮はそれほど図れないということでございます。

また、下りの方を見ますと、水海道駅までの利用はありますが、その先の駅の利用は非常に少ないと。小絹駅を快速停車駅にする効果が余りないのではないかと考えます。

さらに、費用負担の件でございますが、快速停車駅にした場合は、その停車駅の各市町村が負担した金額、これが市の方の負担として今後求められるのかなということでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） ただいまの答弁を聞きまして、私も町村時代に努力したという話はちょっと聞いていなかったものですから、しかし、確かに快速駅にするにはかなり難しい問題があると思います。一番には乗客数が少ないということは致命傷であることは間違いないと思います。したがって、ハードルはかなり高いと、難しい問題だと思いたいますが、しかし、この問題は時間をかけて乗客がふえてからしてもらおうということではなしに、1年先、2年先でも結構なので、時間をかけて交渉すべきではないかと思いたいます。

特にみらい平駅のところについては、遊ぶところもなし、大きなスーパーが二つあるだけでにぎわいに非常に欠けていると、どうも魅力的なまちに到達するにはかなり遠いのではないかということが一般的な見方だと思います。ぜひ今後とも粘り強く折衝すべきではないかと思いたいます。したがって、この辺についての、何と言いたいますか、執行部の取り組み姿勢といたいたいますか、つくばみらい市の威信にかけても、長年かかっても実施したいんだという決意があればありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 今、部長からもございましたように、これまでの経緯から見ると非常に難しい問題ですね。これは、当市ばかりでやっているのではなくて、先ほどもちょっと申し上げましたが、東京駅乗り入れについても、県内では守谷市とうちとつくば市と一緒にやってやっているわけです。その中でみらい平駅に停車をさせるということになると、つくば市とも相談しなければならないということもございたいます。

また、関鉄にしましても、常総地域振興促進期成同盟会という組織がございたしまして、その中でいろいろ問題を提起してやっているわけですが、ここでも合併前に三百何十万円かの、小絹を通過するだけで負担金を出していると。さらに全然関鉄に関係ないといわれる旧藤代町も出していると、出さなければやっていけないという中で今の準急というか、快速を守谷駅へとませたり、いろいろやってきたと。こういう経過から見ると、なかなか関鉄さんも余裕があって営業している会社と見られないものですから非常に厳しい問題があると。もちろん努力はしますけれども、今すぐこれを解決するというわけにはまいらなと私は考えております。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） ありがとうございます。

ぜひとも長期展望の中で考えていただきたい、ぜひともつくばみらい市の市としての立場を、大いに声を大きくしていただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

二つ目は、職員定数の削減の問題。

この問題については、これまで多くの議員、私も一度質問をさせていただいたことがございたいました。間もなくこの市も3年になります。そして、合併によりまして役所内のセクションが大幅にふえたわけでございます。難しい問題ではありますが、一般社会では合併

の大きなメリットというものは合理化を進められることだと思います。特に厳しい財政の中で人件費を中心にいかに歳出削減を図るか。この件については多くの質問がありましたけれども、再度尋ねます。

企業とは比較できません。市民がいかに関心を持って見ておられるかということです。そこで再度質問しますが、今年度の平成20年度に退職者は何名おられて、職員数は何名おられるのか、そして来年度の採用予定者は何名ほどか、その辺を近隣の市と比較しましてどの程度なのかということを、この辺について見解をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） お答えします。

20年度の退職者数それから現役の職員数ですね、それから、来年度の職員予定数ということ、あと近隣市と比較してという三つでございますけれども、まず現役職員数ですが、4月1日現在343人でございます。それで退職予定者数でございますが、定年退職者数が9人、勧奨退職者が2名、早期退職者が3人、合計14人でございます。

21年度の新規採用予定者でございますが、7人でございます。内訳でございますが、事務系職員6人、保健師1人の7名でございます。毎年退職者を下回る採用となっておりますが、19年度には6名、20年度には7名、21年度には7名という形で経緯がございます。県南の10市あるいは常総市の退職者と比較をしてみたところ、新規採用職員の平均採用率というのを見てみますと、平均が50%でございます。当市は採用率はどうかといういいますと、やはり50%でございました。

職員数につきましては、やはり各市の人口、それから、面積、産業構造等の区分によって分類された定員管理による比較というものが必要であると思います。一概に近隣市と比較するということが非常に困難でございますが、人口1万人当たりの職員数を県内の32市全体で比較した場合を言いますと、県内平均値でいいますと78.59人、当市の場合には平均値よりも下回っておりまして76人という状況でございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 堤 實君。

○7番（堤 實君） 現在の経済情勢については、ご承知のように、年末から年明けについて、かなり厳しい情勢になってくると。特に中小企業では雇用情勢もかなり変化していくという中で、財政さえあれば、この市でそれなりに採用していただくということが一番いいのしょうけれども、先ほどの説明の中で50%ということになれば、退職に対して約半分ということでしょうから、だれが見ても妥当かなという感じさえいたします。そのときに、大体わかりましたが、ぜひとも採用時には同じレベルであれば市内の職員採用ということで、これはとやかく言う問題ではないでしょうけれども、そういうことを市内の失業者をぜひとも1人でもなくするためには、そういうことでお願いして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、12月5日午後1時から本会議を開き、一般質問を行います。

なお、議案に対する質疑の発言通告は、明日5日の正午までに本職あてに提出願います。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時42分散会

第 2 号

〔 12 月 5 日 〕

平成20年第4回
つくばみらい市議会定例会会議録 第2号

平成20年12月5日 午後1時00分開議

1.出席議員

1番	秋田政夫君	12番	古川よし枝君
2番	坂洋君	13番	海老原弘君
3番	高木寛房君	14番	山崎貞美君
5番	中山栄一君	15番	廣瀬満君
6番	倉持悦典君	16番	今川英明君
7番	堤實君	17番	豊島葵君
8番	岡田伊生君	18番	川上文子君
9番	直井誠巳君	19番	中山平君
10番	横張光男君	20番	神立精之君
11番	松本和男君		

1.欠席議員

4番 染谷礼子君

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市長	飯島善君
副市長	小林弘文君
教育長	豊嶋隆一君
総務部長	渡辺勝美君
市民経済部長	古谷安史君
保健福祉部長	鈴木等君
都市建設部長	鈴木清君
教育次長	秋田信博君
会計管理者	豊嶋久君
秘書広聴課長	石神栄君
企画政策課長	森勝巳君
総務課長	湯元茂男君
財政課長	片見和男君
児童福祉課長	成島辰夫君
健康増進課長	吉田邦恵君
農業委員会事務局長	猪瀬重夫君

1.職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	井波進君
書記	大野隼人君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成20年12月5日(金曜日)

午後1時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

開議の宣告

○議長(今川英明君) 会議に入る前に皆さんにお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴者に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いいたします。

また、本市議会では小中学校の児童生徒を対象に計画的に議会の本会議を傍聴していただくため、市教育委員会並びに各学校の協力のもとに事業を展開しております。本日も伊奈東中学校の生徒が傍聴に来ております。本会議中に途中入退室などすることがありますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、皆さんご存じのとおり、質問及び答弁の時間を含め1人1時間となっております。さらに、一つの質問事項に対して3回までの質問でありますので、遵守するようにお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名です。欠席議員は4番染谷礼子君です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局職員、議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

○議長(今川英明君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

1番秋田政夫君。

〔1番 秋田政夫君 登壇〕

○1番(秋田政夫君) 1番秋田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。2点ほど、通告のとおり、これから質問をさせていただきます

まず、第1点ですが、市民にとって関心が持てるわかりやすい財政についてということで質問をさせていただきます。

つくばみらい市が誕生して3年目を迎えています。合併前の一般住民調査で一番関心の

高かったことは、58.4%を占めた税金が高くなり負担がふえるとのことでした。また、中学生の意識調査でも、2番目に関心を示したのが、やはり税金について33.8%と同じことでした。このように、財政には大変関心が高く、現在も同じことが言えます。

合併時の歳入歳出計画書によりますと、平成17年度から27年度までの10年計画の歳入歳出額が示されていますが、平成19年度を例に比較しますと、その計画に対して実際、歳入で、開発による人口増加によりまして自主財源の市税が大幅にふえています。約14億円ということです。しかし、一方に、依存財源である地方交付税、国庫支出金が大きく減少をしています。約2億円ぐらいつつ減少しています。

国の三位一体の改革により、引き続き、今後も、この依存財源の減少化は避けられないものと考えられます。さらに、今後、現在、世界同時不況経済と言われる中で、自主財源である個人、法人ともに安定的な税収財源の確保は極めて難しくなり、ひいては、固定資産税の低下へとつながっていくのではないかと懸念されているところです。そして、また、一方に、地方分権化社会の進展に伴って、自治体の厳しい行財政運営と自立が求められて合併が促進され、今日に至っているわけです。

つくばみらい市も、成果重視の行財政運営定着のために鋭意努力されていることは、大変理解しているところです。そして、今後、ますます高くなりつつある市民のニーズにこたえていくためにも、また、新市まちづくりのためにも、税の負担者であり受益者である市民が、身近に財政をよく理解していく必要があります。そのためには、わかりやすく判断できる積極的な財政情報提供が必要です。1年に1回、市民には広報により、予算、決算報告の概要が市の家計簿として表現されておりますが、家計簿であれば、もう少し家計簿と類似したわかりやすく具体的な表現方法の提示が考えられるのではないのでしょうか。また、そのほかの財政情報提供施策があるとすれば、特に決算報告は、次年度あるいは将来予測のためには大変重要なものと思っています。市のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） お答えします。

わかりやすい決算報告ということでございますが、予算、決算及び予算の執行状況を示す財政事情につきましては、市民と行政の間で情報の共有化を図り、財政の透明性を高めることを目的としまして、地方自治法、条例等の規定により、公表しているところでございます。

19年の6月には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されまして、市財政の健全化を判断する四つの財政指標と公営企業の経営状況の深刻度を示す資金不足比率についての公表が義務づけられたところでございます。これら財政状況の公表につきましては、他の市町村でも同じような形式で公表しているところでございますけれども、法律等に形式等の規定まではないことから、決算書を要約し、記載されているそのままの用語を用いまして、極力決算書に近い表現方法で公表してまいりました。

しかし、行政が市民の皆様によりわかりやすい決算等の公表方法を考えるということは、納税者である皆様に対する当然の義務であるというふうに考えます。10月号の広報紙では、決算の状況と健全化判断比率等を掲載したところでございます。議員ご指摘のとおり、専門的な用語、数字の列挙というふうになっており、だれが見ましてもわかりやすいとはいえない表示であることは確かでございます。

茨城県におきましても、先般、19年度の一般会計決算を「いばらき家の家計簿」と称して公表してございます。ここでは、県税を給与として、また、人件費、物件費を生活費と言いかえるなど、家庭で使われる言葉に言いかえて公表してございます。当市としまして、今後は、こういった例を参考に、これまでの公表内容に加えまして、だれが見てもわかりやすい表現や例示の方法を研究してまいりたいというふうに考えております。

今後は、ご指摘いただいた点以外の行政情報全般におきましても、市の広報媒体等で、市民の方々に理解しやすい表現等に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ただいま、非常に前向きなお答えをいただきました。やはりきょうは中学生が見えていますので、やはり将来を担っていく若い人たちですから、中学生にも、市の財政状況をよく理解できるような表現方法をぜひ考えていただきたいと思います。それで、私たち議員においても、やはりもう少し執行部と議員とが市民に対して、そういった財政状況等を報告する義務もあるのかな、それも一つの施策ではないかなと、今、考えられるわけです。

そういう中で、わかりやすい財政の表現方法といいますと、市報に載っていました非常に何十億というような莫大な大きな額なので、やはりそれを見てもびんとは来ないのは当然だと思いますけれども、それを、一つ一つを人口割で、人口1人でこのくらいのものがかかっているんだよと、収入はこれくらいのものがあるんだよというような、そういった表現をすれば、もう少し身近に財政をとらえていく、その人口割の積み上げがひいては合計になるわけですから、そういったことも考えてみればいいのかなと思いますし、ただ市民の間では、やはり集まって、常々、その財政は果たしていいんだろうか悪いんだろうかという、その話題が、これはどこでも出ているんです。それに対して明確にどうなっているんだろうと、やっぱり答えられなくてはいけないし、住民も理解していかなければいけないと思うんです。

そういう中で、やはり財政を判断する目安といいますか、数値目標をやはりきちっと提示して、まず、それを理解することが必要じゃないかなと思うんです。その財政指標は三つあると思います。一つは、財政力指数です。それと経常収支比率、それと公債費の負担率、この辺をしっかりと数字的に受けとめて、例えば来年度は、この数字をここに持ってくるんだというような目標をやはり設定していかないと、ただ結果的に、こうなってしまう、こうなったんだという報告では、なかなか理解できない面があると思います。

今言った財政力指数を考えると、これは過去3年間の平均値ということなんですが、16年から18年度は0.691となっていますし、17年度から19年度は0.744と、これは上がっています。非常にいいことだと思いますけれども、果たしてこれがベストかということ、なかなか、これはそうは言えないと思います。やはり近隣の市でも、やはり財政力を1以上持って自主財源でやると、運営するというような市もありますので、また、こういうことも、じゃあ1に持っていくには、どこをどうすればいいのかということも考えていく、目安を立てていかなければいけないんじゃないかなと思います。

また、経常収支比率、去年、おとしですか、新聞で発表になりましたけれども、これにつきましても、今現在、決算報告によりますと、18年度は97.5%、19年度は92%ということで、これは非常に下がる方がいいわけで、そういったことも、数字的にどこへ持って

いくのかということも、やはりきちっと明確にしていくことが必要なのかなと思います。

それと、一番心配なのは、やっぱり公債費です。将来、次代を担っていく子供たちに、やはり負担のないように、明確にその辺も数字的に出していくということも必要だと思います。

いろいろ考えられるんですが、やはり市報において一番不足、今回感じたのは、やはり行政当局のコメントがない、説明がないんです。これこれ、こういう決算報告だから、こうなったんですよというような、やはり数字と項目だけではなかなか判断できないし、ひいては、やはり款項目とありますけれども、款ぐらいいは、それぞれ中でこういう動きがあったんですよとか、これこれ、こういうわけでこうなりましたよと、当初予算に対して決算はこうなったんですよと、そういったコメントがやはり必要なのかなと思います。

それと、やはり前年度との比較です。単年度の報告だけでなく前年度の比較をすることによって、市民の方もしっかりと理解できるというようなことも、非常に大切なのかなと考えています。

いずれにしても、先ほど部長が申しましたように、やはり財政を行政と市民が共有化して共同参画ができる形、ひいては、合併が求めた住民自治の形を目指すためにも、やはりつくばみらい市は、先進的な発想とその実現に向けて、市民にしっかりと理解のできる報告をぜひとも今後お願いしたいと思ひまして、この件につきましては質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

よろしいですか、次に移ります。

2点目ですが、小学生の外国語、英語教育活動についてということで質問をさせていただきます。

現在の新学習指導要領によりますと、小学校における英語活動は総合的な学習の時間において、各学校の判断により、国際理解に関する学習の一環として外国語会話等が実施されて、学校の実態等に応じ、児童が外国語、英語ですね、に触れることにより、外国の生活や文化などになれ親しんだりするなど、小学校段階にふさわしい体験学習が行われるようにすることと提示されております。

しかし、今日、外国語よりも、まずは正しい日本語、国語の教育が大切なのではないかと、あるいは、国語教育がおろそかになるのではないかと世論の声もあります。しかし、日本語をよく理解することで、外国語のよさ、文化が理解でき、また、外国語を理解することで、日本語のよさ、文化を理解できるのではないかと思います。特に現在、国際化時代の要請に応じた外国語教育を考えると、外国語教育の国内評価と国際評価の二面性からとらえていく必要があるのではないかと思います。と同時に、日本の文化を語れる教育が基本であること、外国人に日本のことをどう説明できるかが問われることは、国際化の中では言うまでもありません。

この国際社会の中で生きていかなければならないこれからの若い世代、小中学生、高校生にとって、その言葉は、コミュニケーションの能力の障壁は大変大きいものであります。国際相互依存関係、経済、社会のさまざまな面でグローバル化が急速に進展していく中で、世界共通語としての英語、コミュニケーション能力の育成と取得は必要不可欠ではないかと感じています。そして、柔軟な適応能力があり感受性が強い小学生年齢での学習スタートは特に重要なことであり、中学校あるいは高校での英語教育への連携としても大変重要な位置にあります。

つくばみらい市の教育条件整備として、外国語教育に対する目標と課題、保護者と教員の意識、教員指導力、教育課程への位置づけ、学習環境づくりについてお伺いしたいと思います。また、今後、JETプログラムの活用についての考え方もあれば、伺いたと思います。

よろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの秋田議員の質問にお答えしたいと思います。

小学生外国語教育活動に対する方向性についてということで、質問をいただいております。今、議員がおっしゃられたように、新しく出された平成20年の3月にですけれども、新しく公示された学習指導要領では、小学校の5年生、6年生から外国語活動をするようにということで、その中で、英語の学習をということで、週1単位時間、年間にしますと35単位時間を行いなさいということで示されております。そのねらいとしてですけれども、外国語を通じてコミュニケーション能力の素地を養うと、そういうことで、中学生が英語の学習をしている、要するに英語のスキルの向上を目標としたものとは、ちょっと違う面があるというふうに思っております。

内容も幾つか示されておりますけれども、恐らく秋田議員、勉強済でありますので、内容等についても理解されているのかなと思いますので、省きたいと思っておりますけれども、それで、新しい学習指導要領については23年度から完全実施になります。21年度から23年度までの間は、移行措置として暫時入れていきなさいよということで、これは外国語活動ばかりでなくて、そのほか、いろいろな、算数、数学の時間の増加であるとか、体育の時間の増加であるとか、そういうことも、その新しい学習指導要領の中で示されていきますので、ふやすばかりでなくて、一方では減らす時間もあるわけですので、そういうのを、何を減らして今のような活動を取り入れていくか、これを移行で23年度までに、それぞれの学校で教育課程を編成しながら取り組んでいくわけです。

現在、つくばみらい市の小学校の外国語活動、これは総合的な学習の時間で取り組んでおりまして、国際理解教育ということで実施しておりますけれども、これは大体1学級当たり年間10時間程度であると思っています。各学校では10時間から15時間ぐらいで、大きい学校、小さい学校ありますので、ちょっと学校によって差はありますが、現在は、各中学校に配置されているALTを小学校に派遣していただいて、その方に補助をしていただいているような状況です。

先ほど話したように、来年度から今度は小学校での外国語活動が入ってきますので、小学校で取り組むために、いろいろな条件整備が必要になります。そこで、先生方への研修会、先行実施しているところでは、英語活動が入ってくるので5年、6年の担任は嫌だと言う先生が出ている地域もあるというふうに聞いておりますが、そういうこともありますので、本市としても、先生方の研修をやりたいということも考えています。それから、CDを準備したり、あるいは指導資料、これは、いろいろな絵ですとか、例えば物をかいたとか、動物の絵だとか、そういう絵を使って英語で発音をさせる。こういうのもありますけれども、そういう指導資料を準備する必要もあるかなというふうに思っております。それから、できたら小学校専属のALTも入れていきたいなというふうにも考えております。いずれにしても、23年度からの完全実施に向けて条件整備を図りたいと、そういうふうに

思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） ありがとうございます。

ただいまA L Tの話が出ましたが、現在、このつくばみらい市では4人の英語指導助手として教育に携わっているということです。その業務委託料ですが、1人当たり424万2,000円となっているわけです。アメリカ人が3人で、オーストラリア人が1人だということです。この業務委託料というのは、これについては非常に、これが果たして、費用対効果ということから考えますと、妥当なのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの秋田議員の質問にお答えしたいと思います。

非常に各中学校からは評価を得ておりますので、効果はあると思っております。

以上です。

○議長（今川英明君） 秋田政夫君。

○1番（秋田政夫君） やはりこのA L Tですね、外国人にやはり直に接して教育を受けるということは、非常にこれは重要なことで、やはり人間、生まれてきて、最初に、まず言葉を覚えて、それから幼稚園や小学校や中学校と行って、学習のスキルを高めていくということで、まずは、やはり小学生として新しい語学教育に取り組むに際しては、まず、コミュニケーション、言葉がやはり大事であるという。ただいま教育長からおっしゃられましたけれども、学校現場では、非常に日本人の教員はどちらかというと避けがちだというようなお話しが出ましたが、これは市としても、やはりそういうこともかんがえますと、財政は厳しいと思いますが、倍ぐらいのA L Tを採用して、そして、小学校の語学教育に、ぜひ貢献させていただきたいと思うわけであります。

現実に、先ほど私、国内評価と国際評価という二面性からとらえるべきだと質問したんですが、やはり世界の語学教育に対する日本との比較を考えますと、アジアの国でもタイの国は、台湾もそうですけれども、1年生から必修になっているわけです。それから、お隣の韓国についても、小学校3年生から必修だと。中国は、2001年から段階的に必修に持っていくというようなことで、今、来ているわけです。ヨーロッパにおいては、母国語以外の二つの言語を、言葉を学ぶことだと、こう言われているわけです。そういたしますと、先進国と言われるこの日本が、非常におくれているというような現象です。英語検定、TOEFLについても、平均スコアでは、アジアの諸国の中で日本が下から2番目の位置だと言われているわけです。果たして、こういう状況でこれからの国際社会に中学生や小学生、若い人たちが対応できるのかということ、非常に疑問視があります。

そういうことで、つくばみらい市としては積極的に今後、語学教育に取り組んでいただきたいと思うんです。先生が、何も私、先ほどA L Tの話が出ましたが、アメリカ人やオーストラリア人、いわゆるそれでなくても、アジア人でも語学に堪能なネイティブスピーカーがおられます。そういうことで、もっと幅を広げて、そして、考えたらどうなのかと思います。

もう一つ、学習環境づくりとして、これは地方公共団体と文部科学省と総務省、外務省の協力連携で、語学教育を行う外国青年招致事業を、これは大分昔から、1987年度から開

始されているわけです。日本各地では、これを積極的に自治体が受け入れて、この費用は地方交付税措置にもなるわけです。そういったことで積極的に受け入れて、そして、学習に取り入れているということです。その中のJETの一つにも、今、申したALTが入っているわけですが、それと、もう一つは、CIRといいまして国際交流員、それとSEAスポーツ国際交流員、そういった青年を自治体が受け入れて、そして、積極的に子供たちの語学教育の環境づくりをしていると、そういった自治体が現実にあるわけです。ですから、そういったことも視野に入れて、これから、ぜひつくばみらい市が語学教育に積極的に取り組んでいていただきたいと思います。

また、小学校の語学教育については、既に小学校英語活動等国際理解活動拠点指定校として平成20年から全国で614校が拠点校になっており、この茨城県では13校が指定校になっているわけです。そして、一番身近なところでは、隣のつくば市の東小学校と守谷の松前台小学校、これが指定校になって積極的に取り組んでいるわけです。そういった研究活動内容等も、しっかりと受けとめて、そして、これから、小学校の語学教育に取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、現在、このつくばみらい市の小学校の教員が、非常にどちらかというと前向きではないのかなというふうなことをおっしゃられましたけれども、やはりティーム・ティーチングといいますか、ALTと学級担任と、そして、また、中学校の担当英語教員も連携して、なおかつ、地域の人材の発掘、また、社会教育との連携等も踏まえて、そういった学習環境づくりをしていけば、先生方1人の負担も軽減されるし、また、先ほど教育長が申されましたように、教員の研修プログラム、そういったものの開発をしていただいたり、あるいは、最後になりますが、私はこう思っているんです。やはり教育には、やはり市としても応分の、将来のために教育には、ぜひとも厳しい財政の中で予算を投入してもらいたいと、すぐには結果は出ないけれども、必ずこれは将来返ってくるわけですから、やはり何といいましても、人づくりが一番、まちづくりはやはり人づくりだと思います。そういう点では、学校教育も、また、社会教育も含めて、教育には十分な財源措置をしていただきたいと思います。

また、小学校の語学教育についても、三つのキーワードがあると思います。一つは、やはり本物を知ることが大切かなと思います。やはりALTの外国人から、直接接して、直接指導を受ける。これが、やはり本物を知ることが非常に大切だと思いますし、もう一つは、やはりコミュニケーション、これから使える知識をやっばり得ることが大事じゃないかと思います。それと、最後に、学校で語学教育を学ぶ楽しさをどのようにつけていくか、この三つが、私自信考えるにキーワードかなと思います。

そういうことを含めまして、どうぞよろしくお願いします。

○議長（今川英明君） 答弁どうですか。

○1番（秋田政夫君） お願いします。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの秋田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど申し上げた中で、本市の教員は消極的なのかという認識をされているのかなと思うんですけれども、これは本市ではなくて、先行として取り組んでいる地域の課題を聞いたときに、5、6年生を持つのを嫌う先生がいるという課題が出されたということ

ですので、本市ではありませんので誤解をしないようにしてほしいと思います。

○ 1 番（秋田政夫君） はい。

○ 教育長（豊嶋隆一君） それから、積極的な取り組みということを申されましたけれども、5、6年生の外国語活動ということで新しい指導要領出されましたので、ALTの増員等も含めながら、財政部局と話し合いをしながら、できるだけ積極的に進めていきたいということを考えています。

それから、日本人、あるいは、アジアの人たちも活用できるのではないかとということもありました。それから、後の方では、本物の方と触れ合うことが大事だということだったんですけども、特に小学生は、やっぱり本場の人と触れ合うことが、いろいろ聞いてみると、例えば英語圏の人と、それから、アジア圏の人と、英語を話す場合、日本語を話す子供が、アジア圏の人から英語で話をされたときには、英語はできるんだけど、なかなか英語で答ええないんだそうです。この人は英語圏じゃないという、顔で判断する。小さいときほど、やっぱりそうだと思いますから、これは、英語圏の人と触れ合うのが英語に親しむにはいいのかなというふうに考えております。これが本物のという、さっき秋田議員がおっしゃったことは、私も、もっともだなというふうに考えております。

以上です。

○ 1 番（秋田政夫君） それでは、2点ほど質問させてもらいましたけれども、大変ありがとうございました。

また、伊奈東中学校の皆さん、今後とも、外国語学習に積極的に取り組んでいただければと思います。

これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（今川英明君） 次に、5番中山栄一君。

〔 5 番 中山栄一君 登壇 〕

○ 5 番（中山栄一君） 5番の中山です。本日、1点の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の質問は、行政評価制度についてお聞きをしたいんです。

この行政評価制度というのは、以前から、いろいろな、この一般質問の中でも取り上げられまして、非常に行政運営をしていく上で行政評価制度の確立というのは欠かせない課題であるということで、もちろん、本市においても、取り組みをスタートして現在に至っていると思うんですけども、現在の行政評価制度の確立という点において、どのような段階に来ているかということ、まず、お聞きしたいと思うんですけども、それと同時に、この評価結果というものをやはり行政運営、事業運営、また、予算編成に反映させるような仕組みづくりをして、非常に財政状況の厳しい中を乗り切っていくことが必要なんじゃないかと思うんですけども、その辺の仕組みの構築というものについて、また、非常に経済状況悪い中で、今、ちょうど21年度の予算編成に入っているかと思いますが、この予算編成段階での取り組みというか、具体策等々をお聞きしたいと思うんです。

この経済状況というのは大変悪化しているというのは、特に、この9月から非常に急激に経済が悪化して、法人市民税の税収の減というのは、これは、どこの自治体でも避けて通れないような状況じゃないかと思うんです。先般の新聞紙上でも、大分、取手市の法人市民税の減収というのが取り上げられておりまして、この中で、取手市では歳入に対して12億円、予算規模、予算の歳入金額に対して12億円ぐらいのマイナスになってしまうんで

はないかと、そういうようなことで、特別職の期末手当をカットしたり、また、役職手当をカットしたり、そして、事業も一部凍結をしながら進めていかざるを得ないと、そういうふうな状況を聞いております。最終的には、財政調整基金を取り崩しながら乗り切っていかなければならないという、大変な状況に直面しているということをお聞きしております。

この取手市というのは、非常に、大企業の1社、2社の法人市民税の割合が大変高い地域だと、これは、皆様方も、ご承知いただいているとおりだと思いますけれども、市民税の歳入に対してどのぐらいの法人市民税の割合かというところ、15.4%という大変高い比率を占めておると。守谷市で約5%、このつくばみらい市でも5.5%で約7億4,000万ぐらいが法人市民税ということで、これは、つくばみらい市の場合も約大手2社で、ほとんど7割から8割ぐらいは、この金額に達しているんじゃないかと思うんですけれども、そういうふうな中で、このつくばみらい市においては、取手市ほどの影響はないとしても、ことし、来年、また、数年後と、大変、経済状況がこのまま好転するとはとても思えませんので、ここ数年、減収ということで進んでいくんじゃないかと思うんです。そうしますと、おのずと税源移譲等々の、いろいろ、個人市民税の金額が増額された云々ありますけれども、やはり個人市民税の方も減額されるような状況になってくるんじゃないかと思うんです。

ですから、こういう非常にまれに見る経済状況の悪化、この時期をいかに乗り切っていくかということは、やっぱり数年先まで考えた場合には、行政評価制度等々をきちっと確立をして、そして、事業の選別といいますか、事業をきちんと見きわめて、事業の再編というのは必要になってくるんじゃないかと思うんです。この行政評価制度等についても、人事考課制度とともに、全員協議会であるとか一般質問の中でも、何度かお聞きをしてきましたけれども、その制度の確立というのは大分進んで来ておりまして、人事考課制度については、ことしの期末手当から、その評価結果が期末手当の増減ということで金額の方に反映されるということも聞いております。

ですから、その行政評価制度についても、評価結果をきちっと事業運営、予算編成に反映させるようなシステムをつくって、一つ一つの事業を調査しながら、これは維持していったらいいのか、また、改善したらいいのか、少し休止したらいいのか、また、この事業は増額したらいいんじゃないかという、そういう客観的に見て判断するような数値的なものを出していかないと、今現在、各課とのヒアリングという段階かと思うんですけれども、この事業は必要なのか、この予算は必要なのか、もちろん必要であるから各課とも出していると思うんで、その中での判断というのは非常に難しいと思うんです。ですから、きちっとした評価基準というものをつくって、そして、その偏差値なり、その段階における数値で判断して、事業再編、そして予算編成、その辺に向けるようなことが必要じゃないかと思うんです。

今までの予算編成とか予算書とか、また、総合計画の実施計画等を見ても、やはり事業も予算もそうですけれども、前年度の予算、事業を踏襲するような形で、ことしはこれだけ財政が厳しいから、5%ぐらいカットしていこう、10%ぐらいカットしていこうと、もちろんそれだけでないと思うんですけれども、そういうふうな流れが何となく見受けられると。そういう状況で、きちっと事業を見きわめるといいますか、事業を評価するというようなシステムが、なかなか整っていないがために、そういうふうな見方をされていると、

そういうことが言えるんじゃないかと思うんです。

ですから、こういう経済危機というものをやはり好機ととらえて、こういう時期に、こういう制度をきちっと確立をして、これから、この評価結果というものをきちっと反映させるような仕組みというものをつくっていくと。それが、やはり自治体に課せられた大きな課題でもあると思うし、これは、どこの自治体でも同じようなことかと思うんですけれども、もちろん事務事業の評価といいますと、各課から出された事業というのは、このつくばみらい市でも数百を数えるような事業になるかと思うんですけれども、その一つ一つをきちっと調査をして、必要であるかないかというのは、きちっと評価すると。そういう意味で、事業再編という時期に来ているんじゃないかと思うんです。

経済状況が悪化して税収が減収になると、そういう中で、市民へのサービスを低下させないで、ここを乗り切っていく、市民の要望にこたえていく行政というのは、やはりそういうふうなシステムというものを構築していくことが大切じゃないかと思うんです。

ですから、まず、お聞きしたい点は、現在の状況と、これを反映させるような仕組みが現在どこまで整っているか、そして、今後どのようなことを年次的に計画されているかと、この辺の市長の考え方、また、担当部長の考え方等をお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

行政評価につきましては、議員ご存じのとおり、平成18年度より制度の導入の準備を進めまして、今年度から本制度を導入いたしまして、評価の実施を始めたところでございます。

行政評価を導入することによりまして、事業の必要性、有効性、効率性、公共性、そして、成果などを十分に吟味して、市として実施すべき事業を的確に選択し実行していく制度を確立してまいります。

今、どの程度いっているかということについては、具体的に担当部長の方からご説明をさせます。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） お答えします。

私の方からは、目的とか、現在の状況をお話しさせていただきます。

行政評価につきましては、目的とするものは、市が実施している事業の情報公開及び説明責任の向上、企画、計画、評価、改善の政策形成のプロセスを通じた質の高い行政の実現を図ること、これを目的としておるわけでございますが、18年度から制度の導入を取り入れまして、18年度につきましては、職員研修による行政評価の考え方、成果主義の意識づけ、どれだけの業務を行っているのかというようなことの現状業務の調査を行っております。19年度につきましては、総合計画と連動した事務事業の体系づけ、行政評価を実施するための行政評価マニュアルの作成を行っております。引き続き、成果主義の意識の向上を図ることから、職員研修も行っております。今年度、当年度でございますが、行政評価を実施するための基本的な事項を定める行政評価実施要綱を制定してございます。19年度に実施しました約840事業のうち約350事業の事後評価、事務事業の事後評価を行っ

ているところでございます。現在は、評価結果を取りまとめているというような状況でございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） 評価結果を取りまとめているという段階ですから、まだ予算編成に反映させるような状況ではないんでしょうかね。

じゃあ、次にいきます。

18年度、19年度と予定どおりといいますか、順調に評価システムも進んでいるようですが、やはり評価結果を反映させるようなシステムというか、いかにその評価をするかという、これは、もちろん、部課長の評価、市長の評価も含めて、第三者の客観的な評価というのも必要になってくると思うんですけれども、この辺は、なかなか、こういうシステムを構築するというのは、非常に難しいかと思うんですけれども、市民の評価というのも、ある意味取り入れることのできるようなシステムも、つくっていく必要があるんじゃないかと思うんです。

話は、ちょっと先ほどに戻りますけれども、取手市において、この危機を乗り切るのに財政調整基金の取り崩しもやむを得ないというようなことを言っておりましたけれども、取手市の財政調整基金は、ちなみに金額でいうと18億4,000万円ほどあるそうです。つくばみらい市は、大体8億9,000万円ぐらい財政調整基金があるかと思います。ただこれからの経済状況というのを見ると、毎年、これから、これを少しずつ取り崩すようなことも予想されるということもあって、やはり評価結果をきちっと事業運営に反映をさせて、事業の再編といいますか、やっぱり必要でないか認められたような事業は、やはり予算も削っていきなり、凍結するなりということは、必要になってくるんじゃないかと思うんです。ですから、そういう意味で、予算にも、事業の編成においても、メリハリをつけながらやっていかないと、なかなか、市民の満足のいくような行政運営というのも、非常に難しいんじゃないかと思うんです。

これからの課題というのは、こういう財政危機の中でも、市民にいかに満足してもらえるような行政運営ができるか、市民から税金をいただいて、それを還元する段階で要望にいかにこたえられるかという、非常に難しい課題でもありますけれども、こういう税収減の中でも、それをしていかなければならないというのが、行政のこれは、もちろん義務でもあると思います。

実は先日、守谷市で市長選がありまして、そのとき、いろいろなことが争点になりましたけれども、その中で守谷市が、隣町のことをどうこう言うことは、ちょっとと思うんですけれども、住みよさナンバーワンという、これは民間の経済誌「東洋経済」という本に載りましたけれども。この東洋経済というのは、経済について大分本を出版している会社でありますけれども、この東洋経済の中で、五つの項目で、五つの観点といいますか、そして、その中で、15、16の視点から東洋経済が独自の見方で、その市、それぞれの住みよさといいますか、これは居住性とか住民の満足度、いろいろありますけれども、その項目を調べて、それぞれに偏差値をつけて、それを積み重ねた結果、守谷市がことしのナンバーワンであったと、これは毎年こういう数字を出しているんです。こういうものも、やはり市民の満足度という点からは、ある程度、指標としては正しい指標じゃないかと思うんです。

ちなみに、この周辺の市がどのぐらいの位置にあるかということ、これは784都市と東京都区部ということですから、全国各地の都市の調査をした結果なんですけれども、つくば市が13位、取手市が395位、常総市が404位ということで、つくばみらい市は、まだまだ、もちろん合併したばかりで、これからのまちづくりということもありまして、やや厳しい評価になっておりまして、784都市で651位です。この数字が、比較をどうのこうのということじゃなくて、こういうふうな民間団体の調査ではありますけれども、市民の満足度、住みよさということが、市民が直に感じるような行政運営というものを、これからやっぱりしていかなければならないと思うんです。

ですから、今後の予定になるかと思うんですけれども、この行政評価制度、いよいよ評価を取りまとめる段階になってきて、今後の計画といたしますか、どういうふうな形で、評価結果をきちっと反映できるようなシステムができるかという、その辺の予定と、予算編成においても、そういうものを反映できるようなシステムづくりというのは、やはり欠かせないと思うんです。そういうことで、評価結果のシステムづくりというのを急ぐ必要があると思うんです。

これは、よくパブリックコメント、パブリックコメントと言われますけれども、市民の考え方といたしますか、市民の反応といたしますか、そういうものも、なかなか、これはいろいろ、情報提供する段階とか、市民からどういうふうな形で意見を言ってもらうとか、非常に難しい点はあるかと思うんですけれども、やはりこういうふうな住みよさを感じるような、もちろん、これは市民が感じたわけじゃなくて、東洋経済が独自に調べた調査ですけれども、もちろん、こういうことを市民が直に感じて、こういう事業をして非常にありがたい、こういう事業は必要だと、そういうことを感じて、そういう意見が出てくれるような、これが、いわばパブリックコメントじゃないかと思うんです。ですから、そういう第三者的な意見といたしますか、そういうものも評価結果として取り入れるようなシステムも、非常に大切じゃないかと思うんですけれども、この行政評価制度、それから評価結果の反映について、今後の予定といたしますか、どういうふうな形で進んでいくか、その辺をお聞きしたいと思うので、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 行政評価システムの確立ということは、今後も、評価過程において明らかになりましたいろいろな、さまざまな課題、それから、先進地や近隣市町村の行政評価等も参考にしながら、将来的には施策評価を行うような、そういうシステムを確立していきたいというふうに考えておるわけです。

予算編成のあり方ということでございますが、今回の行政評価の実施結果の分析結果に基づいて、全庁的な視点から、次年度以降の事業展開の意思決定を行うということで、議員がおっしゃられましたように、拡大、継続、統廃合、縮小、休止とするのかというようなことを判断して、次年度以降の予算編成を行うことになると考えております。

将来的には、先ほども言いましたように、政策、施策レベルまで評価を行うということで、行財政改革の核として、従来の個別項目積み上げ方式というようなのとあわせて、施策の優先順位、あるいは、行政評価を考慮した人員や予算を各部局ごとに配分する仕組みなどを取り入れて予算編成作業を行っていききたいと、今後は、効果的、効率的な事業実施と予算編成をしていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 中山栄一君。

○5番（中山栄一君） ありがとうございました。

以上、反映についての詳しい回答は、ちょっと今の段階では難しいかと思しますので、今後とも、この制度、非常になかなか難しい点もあるかと思うんです、これから進めていく上で。ただどうしても必要な制度じゃないかと思っています。ぜひ、こういう厳しい財政状況の中でも、こういう評価制度の確立を急いで、乗り切っていただいて、本当に、先ほども言ったとおり、財政調整基金も大分少ない金額ですから、そういうものは大切に、これから使っていかなければならないと思うんで、そういう意味でも、システムの構築というものを急いでお願いしたいと、そういうことで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（今川英明君） ここで暫時休憩します。

あの時計で25分から再開します。

午後2時08分休憩

午後2時25分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番岡田伊生君。

〔8番 岡田伊生君 登壇〕

○8番（岡田伊生君） 8番の岡田でございます。よろしく願いいたします。通告に従いまして、新型インフルエンザの備えについてということでご質問をさせていただきます。

その前にちょっと、皆さんご承知だと思いますが、前置きをちょっとだけ述べさせていただきます。

マスコミ報道で、最近、ご承知のとおり、新型インフルエンザは、鳥インフルエンザから何らかのアクシデントによりまして、それで人に感染したものが進化をしまして、人のインフルエンザと結合が可能になったということで、人から人へと感染するというインフルエンザであります。

今、世界じゅうで、この病原であるウイルスの研究がされておりますが、詳しい解明はされておられません。1918年に発生し、世界で4,000万人が死亡したと言われるスペイン風邪は、世界じゅうに広まるのに半年以上かかりましたが、現在では、交通機関及び物流の発達によりまして、世界じゅうにインフルエンザが広まるのに、わずか四、五日と推定されております。そして、新型インフルエンザが問題なのは、決定的な抗体ワクチンがないことと、極めて毒性が強いということであります。1997年、香港で発生しました鳥インフルエンザ感染者18人中6人が死亡、死亡率33%と、3人に1人が犠牲になりまして、2003年以降、世界の12カ国で245人が鳥インフルエンザに感染し、死亡しているという報告であります。

去る11月22日のNHKのBS第1で放送されました番組の中で、皆さんも見られたと思うんですけども、現在、世界には、鳥インフルエンザに人から人へ感染したと思われる人が、11月22日現在、世界の中に6人いるというような報告がされました。そして、この番組の中で、やっぱりあったんですが、アメリカの世界的ウイルス学者ナンシー・コックス博士という女の先生が、今後は、このインフルエンザは、また進化をしまして、多

分アフリカを中心としまして、パンデミックというんだそうですが、感染爆発という現象が必ず起きるんだというように断言をしております。ちなみに、最悪な場合、国連予想では、約1億5,000万人が犠牲になると言われ、また、国内でも3,200万人の人が感染をし、64万人の方が犠牲になるというような想定がされております。

何か私も、この質問に対しまして、決して混乱を招くために云々ではなく、あくまでも、これは想定ですので、また、国内で発生、今すぐどうのこうのということではないにしても、そういうふうに想定をされている専門家も、かなり声を大にして叫んでいるという現状であります。厚労省も、関係機関との対応策等には指導を徹底的にすること、懸念に、やっきになっているというところが、ただいまの現状ではないかと思っております。

そこで、第1回目の質問といたしまして、去る11月7日に、筑西市では、新型インフルエンザが発生した場合の対策を検討するために、全庁的な管理職の研修が行われました。これは茨城新聞でも載っておりますが、この研修の中で、毒性の強いウイルスだと大規模災害と同様な対応策を市町村が行うことが必要で、全庁的な共通理解、職員の相互理解を図ることが重要であるというふうに指摘されておりました。自然災害では、ほかの地域から応援を求めることができるわけですが、このインフルエンザにおいては、自治体独自で対応しなければならないんだというふうに言っております。それを踏まえまして、本市としましては、職員の皆さん、新型インフルエンザに対する共通理解の確立はされているのか、いざという時の連携体制の確立などはできているのか。

2点目といたしまして、住民に向けた新型インフルエンザに対する予備知識や予防にかかわる案内等、パンフ等、あるいは、そういったものがされているのか。また、これも、厚労省からの指導といたしますか、ニュースで見ますと、発生患者が確認された場合には隔離施設に隔離をするということですが、本市においては、その感染が確認された場合、医療機関及び関係機関との連絡対応策はどのように確立されているのかをお聞きいたします。

そして、3点目といたしまして、保育園、幼稚園や小中学校では、職員及び先生方への子供たちに対する予防と発生時の具体的な対応策は指示されているのか。

以上3点につきまして、まず、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 岡田議員の質問についてお答え申し上げます。

3点ということですので、順を追ってご説明を申し上げていきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、新型インフルエンザへの対応について理解が確立されているのかということでございますが、これにつきましては、発生時に想定される状況を念頭に置き、対策をあらかじめ確立しておく必要があるのではないかというふうに考えております。市といたしましても、保健所や医師会等と緊密な連携を図り、市民への正確な情報の提供や相談、ワクチン接種会場の確保、また、ごみ処理や水道などの公共サービスを維持する対策を立てる必要があるというふうに考えております。したがって、全庁的な新型インフルエンザに対する職員の認識の共有化を図るために、研修会等を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

次の対応策の確立ということでございますけれども、新型インフルエンザの症状を有す

る患者が発生した場合は、新型インフルエンザを専門に診断する発熱外来が県の計画により設置されることになっておりますので、ここでの診察を受けていただくことになろうかと思えます。必要に応じて、感染症指定医療機関での入院治療等を行うことになります。

近隣の感染症指定医療機関につきましては、筑波学園病院、筑波メディカルセンター病院、取手協同病院、土浦協同病院が、現在、指定されているところでございます。

先般、11月26日に、筑波メディカルセンター病院前におきまして、新型インフルエンザの発生に備え、つくばみらい市を含めた関係機関合同による対策訓練が実施され、患者の診察と搬送などの取り組みが検証されたところでございます。

市民に対する啓発につきましても、今後、継続的に、市の広報紙やパンフレット等により周知を図っていきたいと考えております。

また、学校、教育機関、保育所等々の指導でございますけれども、保育所、幼稚園、小中学校の教職員の対応につきましては、特に現在までは新型インフルエンザを念頭に置いた指導等はしておりませんが、毎年、感染症予防の対応法等の研修会を実施しておりますので、これらの中で今後実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） 1番目の総務的といいますか、全庁的な対策ということで、あらかじめの対策というようなことであつたわけですが、具体的に、いろいろと細かくというわけにはいかんでしょうけれども、これからの問題ですので、その辺のあらかじめというところも、ぜひとも、よく検討していただいて、要するに各課間ですか、いろいろな、学校関係、あるいは、老人福祉もかかわってくる、すべての住民がかかわってきますので、そういった意味で、あらかじめの対策というものをもう少し具体的に。今は検討中なのかもしれませんが、ぜひとも、その辺はお願いをしたいと思っております。

また、医療機関についても、いろいろと、そういう専門的な対策をとられているということで、一安心をしたというところでございます。

私も、先ほど冒頭申し上げましたように、この新型インフルエンザ、アフリカが多分発生源になるんじゃないかというような予想がされておりますので、今すぐ云々ではないにしても、いつ来るかわからないという一つの恐怖がございます。また、今、冒頭、申し上げましたように、毒性が強いということで、3人に1人というような死亡率も予想されておりますので、ぜひとも、その辺はひとつよろしくをお願いをしたいと。

部長の報告で、大分、市の対応としては研究されているとは思いますが、引き続きまして、よろしくお願いいたします。

それでは、2問目といたしまして、具体的に医療的なものも入ってきますので、なかなか、この問題に深く入るというのはできないわけですが、これも冒頭で申し上げましたように、決定的なワクチンが発見されていないというのが現状であります。その新型インフルエンザの予防策として、一番最良策が、まず、インフルエンザにかからないということが第一だと言われております。きのう、おとといあたりのマスコミでも、ことしのインフルエンザの感染率は、過去10年で見ますと去年に次いで2番目というような発表がございました。つまり、年々ふえてきているというようなことであります。そして、その特徴が、5歳から9歳の幼児の感染が多くなっているんだというようなことも発表されております。

そういった現状といたしますか、これから予測されるインフルエンザの感染率を考えると、やはり当市においては、やはり予防というのが大切になってくるんですけれども、高齢者に対するインフルエンザの予防接種の助成制度は、実施、確立されているわけですが、やはり先ほど申し上げましたように、今度は、新たに子育て支援の立場からも、幼児及び小中学生のインフルエンザの予防接種の助成というものが必要となってくるように思うのであります。

この問題につきましては、以前に古川議員からも取り上げられておるわけでございますが、改めてその辺の対応策というものの、この新型インフルエンザを踏まえての予防ということであわせてどうなっているのか、その辺のお考えを、今後の考え方です、助成の。どう考えているのか、お願いをしたいと思います。ちなみに守谷市では、ことしの10月から12月までということで、1歳から中学3年生までの助成制度が始まったという経緯がございますので、よろしくをお願いをしたい。

また、2点目といたしまして、改めて、毒性の強い今回のインフルエンザの場合、先ほど、第1問目の3点目と重複するかもしれませんが、幼保小中の各職員の先生方に、感染予防についてどうなんだろうというようなことであったわけですが、もうちょっと、今も、予防接種の観点から、いろいろと対策はとっているんだと言うんですけれども、今言った新型インフルエンザということ考えた場合、もう少し突っ込んだといたしますか、専門家の医師といたしますか、これ、一々各学校というわけにはいかないでしょうけれども、例えば一堂に会して一度。まだ、このインフルエンザそのものが解明されていないということですから、症状、あるいは、そういうものをわかれというのがどだい無理なのかもしれませんけれども、やはり危険度が多いといたしますか、それに感染した場合は。そういうこともありますので、専門的な知識として、やはりそういった指導等も必要なような気がするんですが、もう一度、その辺も含めて、市長並びに部長のお考えをお聞かせいただければと思っております。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） ただいまの質問についてお答え申し上げます。

インフルエンザの予防接種を公費の助成対象にということでございますけれども、現在は、65歳以上の高齢者だけに実施しているところあります。この高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種は、発症の重症性の防止が確認されているということから、平成13年より、予防接種法の改正により定期の予防接種として位置づけられたものでございます。ただし、小児に対しての接種でございますけれども、いろいろな専門的な研究をされている先生方からも、小児については有効性に限界があると、こういうような指摘がされているところでございますので、積極的な勧奨は行っておりません。新型及び従来のインフルエンザの予防対策としては、まず、うがい、手洗い、マスクの着用等が有効であると言われておりますので、それらの啓発に努めてまいりたいと思っております。

それから、保育所や幼稚園、学校等の研修会、指導等でございますけれども、これにつきましては、現在、市の感染症予防対策委員会が設置してございますので、その中で、学校の教職員を初め、そういうような大勢人が集まる場所の方を対象に、保健所と医師会などと合同して研修会を実施していきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 岡田伊生君。

○8番（岡田伊生君） 部長の方からもございました。なかなか、この問題、まだ表が見えない部分がありますので、先ほども申し上げましたとおりであります。しかし、市の予防対策委員会というものの中で対応していくということでございますので、これもあわせて十分によろしく願いをしたいところであります。

しかしながら、もう一度、3問目で重複して恐縮なんです、このインフルエンザのやはり予防接種の助成という考え方、やはりこれは新型インフルエンザだけではなく、何度も申し上げますけれども、新型インフルエンザにかからないためにはインフルエンザにかからない方がいいということでありますので、やはりこの問題は、やはり高齢者はどうしても体力と抵抗力がないということで、そういう接種法があるということでございますが、やはり幼児、児童も、やはり同じような対象でくくっていくべきではないかと思うんであります。そして、何度も申し上げますが、子育て支援ということでも考えていただきたいと思っております。

というのは、私、今朝ほど、ちょっと各課に電話をいたしまして聞かせていただいたんですが、概略でどのぐらいかかるものだろうということやってみたんですが、大体平成20年10月現在ということで、1歳から5歳までの幼児が1,818人、小学生が2,886人、中学生が1,143人、合計5,847人なんです。1歳から13歳までは予防接種を年2回やらないと効かないということですから、13歳から15歳、中学2年生、3年生は、ちょっと抜けるかもしれませんが、それでも、全部を5,847人を守谷市並みの1回1,000円の助成をすれば、年に2回やるとしまして2,000円です。約1,600万円ほど、概略ですけれども、かかるんじゃないかと思っております。

先ほど、前段の中山議員の質問ではありませんけれども、やはりこれから事業の見直しということで、いろいろとされていくと思うんです。そういう中で、ぜひとも、その辺も。1,600万円を捻出可能かどうかというのは、私も、これは断言はできませんけれども、やはり高齢者も大切であります。しかし、幼児、児童のやはり抵抗力の少ない子供たちを守る、あるいは子育て支援という立場からも、ぜひとも、今回の予算編成の中で検討できないか、その辺を市長の方で、ちょっとご所見をいただいて、質問を終わりにしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 児童の、いわゆる子供たちのインフルエンザの予防接種ということにつきましては、さっき部長からもございましたように、中央の先生方の意見というのは、我々に入っている情報では効果がわからないと、予防接種をやったところで果たして予防になるのかどうか、その効果がわからんと、こういう状況でございますから、守谷あたりは、それをどういうように確かめたんだか、それも聞いてみましょう。そういうことで判断させていただきたいと、このように思っております。

○8番（岡田伊生君） 済みません、ありがとうございます。

今のは、新型インフルエンザだけではなく、インフルエンザも含めてということでございますので。

○市長（飯島 善君） それも含めて……。

○ 8 番（岡田伊生君） 終わります。

○ 議長（今川英明君） 次に、2 番坂 洋君。

〔 2 番 坂 洋君 登壇 〕

○ 2 番（坂 洋君） 2 番、公明党の坂 洋です。通告に従いまして、2 問、質問をさせていただきます。

寒さに向かうこの時期になり、思い出しますのは、昨年の中ごろは、つくばみらい市の市議会選挙に初挑戦することになり、勤めておりました会社を退職し、市民の皆様にごあいさつに伺うため奔走しておりました。その中で、多くの方々から、市民の市政に対するご意見、ご希望、ご不満な点を伺うことができました。大きな問題から小さなことまで、さまざまありましたが、聞き流すことのないようメモに残してとっております。直接、手紙やメモでいただくこともあります。その一つの手紙の中に、児童手当の支給に対するご意見がありましたので、これを取り上げさせていただきます。

手紙の内容は、読んだ方がわかりやすいと思いますので一部抜粋して紹介をいたします。

その中では、いろいろな書類の切りかえ日についてなのですが、4 月 1 日で切りかえが多いので、とても疑問に思っています。例えば児童手当ですが、4 月 1 日生まれの子は、13 歳の誕生日までずっと支給されています。しかし、3 月 31 日生まれの子は、年度末で切りかえのため、12 歳の誕生日を迎えてすぐに支給されなくなります。誕生日によって支給期間が変わってしまい、不平等が生じています。特にうちの子は 3 月 31 日生まれのために、12 歳になってから支給を全く受けることができませんでした。このような不公平は、早いうちになくすべきだと思います。早急の対処をお願いいたします。という手紙の内容です。

小学校 6 年生の児童というのは、その年度が終了する 3 月 31 日までには、すべてが 12 歳に達する児童が小学校 6 年生なのです。つまり、3 月 1 日から 3 月 31 日までに生れた子供は、12 歳の誕生日とともに支給が終わります。4 月 1 日から 4 月 31 日までに生れた子供は、12 歳と 12 カ月の間、児童手当が支給されることになります。大ざっぱに言いますと、同じ小学校 6 年生でも、12 歳の誕生日で終わる人と 13 歳の誕生日で終わる人が、1 年間の差があるということです。

子供を持つ若いお母さんの中でも、さまざまな施策に矛盾点や疑問点を持って憤慨されている人は少なくありません。ボーダーラインを少し超えたり、あるいは、足りなかったということで不満を感じてしまうことは、さまざまな制度にあることだとは思いますが、経済成長はいよいよ後退基調に入り、経済的にはますます厳しい中、ある母子家庭のお母さんは、貯金通帳の残高がゼロになっていく恐怖を感じながら生活をしている方もおられます。貯金通帳の残高が自分たちの命の残高にということで、そういう思いで必死に子育てを頑張っているお母さんにとって、児童手当は本当にありがたいことだと思います。

市長、このような不公平感を感じているお母さんに対して、どのように説明したらいいのか、ご見解をお伺いいたします。

○ 議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔 市長 飯島 善君 登壇 〕

○ 市長（飯島 善君） 児童手当の支給の終了期間ということですか、こういうことのご質問の内容でございますが、児童手当につきましては、児童を養育している方に、この手当を支給することによって、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としておるわけでございます。支給対象は、小

学校修了前の児童を養育している方ということでございます。

確かに、議員がおっしゃるとおり、誕生した月によって手当支給の月数に差異が生じているのが現状でございますが、支給対象を考えると、どこかで区切りをつけなければいけないわけございまして、小学校修了前の児童、言いかえれば小さいお子さんを養育している方の生活支援を行う現在の制度は、いわゆる在学中と、こういうことございまして、実情に合ったものと考えておるわけでございます。どうかご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） このような制度だからしょうがないというご答弁ですが、軽自動車などの課税制度では、これと同じように、課税されるのは4月1日現在に市に登録されている軽自動車、バイクもそうですけれども、これが4月1日に登録されているバイク、軽自動車が課税対象となっています。これも、3月30日に新車登録されたものは課税されません。それで、4月2日に新車登録されたものは課税されないということです、1年間は。1年間は軽自動車税は免れるという結果となるのですが、このような制度を、これはしょうがないといって済まされていることなんです。

この児童手当について、こういう不満を持っているということは、こういう意見、不満が指摘されるのは、子供を育てている保護者にとっては、この児童手当というものが、それだけ生活に密着している制度と言えらると思います。この質問を取り上げた理由というのは、この制度だからしょうがないというのはよく理解できますが、子供は国の宝であると、その宝を産み守り育てている保護者の家庭も宝であるという視点から、この保護者のこのような意見に対して、どれだけ親切に対応して、こたえてくれるかということを知りたかったわけでありまして。

この質問を通して訴えたいことは、経済的弱者に、さらに光を当てて、福祉の政策に力を入れていただきたいということなのです。昔は、福祉という問題は、だれもが関心を示さない時代でありましたけれども、国の宝である子供を産み育てやすく、そして、子供が育ちやすいチャイルドファースト社会にすることが、これからは大事になってくると思います。

しかしながら、現在、産科病院の減少傾向に歯どめがかからない。昨年では、札幌市で、自宅で早産してしまった新生児が緊急搬送された際、七つの病院に受け入れを断られて、生れたばかりの赤ちゃんが死亡してしまいました。最近でも、東京でも、妊婦が搬送される途中、同じような状況の中、赤ちゃんは助かりましたが、お母さんが亡くなるという悲惨な事件がありました。産科救急の危機が社会問題となり、安心して産み育てる体制づくりに向けて、国や東京都は緊急対策に乗り出しています。

政府のこれまでの、また、これからの子育て支援の対策としまして、児童手当のほかに、出産手当金として、従来は30万円でありましたが、現在では35万円に拡充され、さらに、来年の1月からは38万円になる予定であります。将来的には、50万円までいきたいと考えているところであります。奨学金制度も、この成績要件をなくし、奨学金を希望するほぼ全員が借りられるようになりました。入学金や海外留学を対象とした奨学金も、実現をしました。また、これからの子育て支援対策として、主なものとしては、第2子以降の3歳から5歳の子供を持つ家庭に支給する子育て応援特別手当金、これは1年間限定であります。この子育て応援特別手当金の創設、さらに、乳幼児の医療の完全無料化、所得制限

の撤廃を含めてです。多様な保育サービスを支援するため、安心子供基金の創設に取り組もうとしています。

昭和47年に児童手当が成立したわけですが、当初は、児童手当が支給されるのは3歳未満の第3子以降、3,000円からの出発でありまして、給付資格の収入制限も厳しいものでありましたが、この給付を6歳まで広げ、さらに小学3年生、そして平成18年に、小学校6年生までにといい、次々と拡大し、その間、収入制限も大幅に緩和し、現在、この児童手当の支給率は、6年生までの子供を持つ世帯の90%までになっております。支給額の増額にも取り組み、ゼロ歳から2歳児は、全員、月1万円の支給を実現しております。近い将来には、児童手当の支給対象を中学3年生まで拡大し、収入制限は撤廃させたいというところであります。

公明党は、早くから少子化対策の重要性を訴え、一貫して子育て支援に取り組み、他党との協力を得ながら、これらの政策の推進役を担ってまいりました。ばらまきなどという批判もありますが、急激な少子化の進展の中で、歯どめとしての評価が高くなっています。染谷議員からも、この一般質問の場で、妊婦健診の14回分無料化への拡充を市に対して訴えているところであります。

日本の繁栄を築いてこられたお年寄りを大切にしながら、児童を養育する家庭への支援を行っていくことは、今では政府の少子化対策の課題ともなっています。これから、ますます重要な制度になっていきますが、しかしながら、この児童手当は、諸外国に比べ、まだまだ不十分だという指摘もあります。フランスでは、18歳までに1人につき約2万円を支給し、所得制限はありません。また、ドイツでは、18歳まで1人につき約2万5,000円が支給され、失業している場合は21歳未満まで、学生である場合は27歳未満まで支給され、同じく所得制限はありません。

先ほど、市長に児童手当の内容を説明していただきましたけれども、この中で、豊かで活力のある社会を将来にわたって維持していくためには、これからの未来を支える子供たちが、心も体も健やかに育ち、幸せになることです。そのためには、家庭における生活の安定が必要であり、子育てにかかる費用の一部を児童手当として支給することにより、子供と暮らし、子供を養い、守り育てる方の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援することが、児童手当の制度の目的であると書かれております。児童手当というのは、子育てをしている家庭の生活の質が高まるという単純な目的ではなく、日本の将来を築いていく子供を養育している家庭は、国の宝であるという視点に立って、子供を産み育てやすい環境をつくり、このような不公平感を感じているお母さんに対しても、真摯に対応していきたいと。

先ほど、岡田議員からも、子育て支援に対してのお話がありました。きのう、この議会中に火事が起こりまして、伊奈東の方の地域の1件の火事がありまして、議会が終わって、市長はすぐに、その火事の現場に駆けつけていただきました。火事に遭われた方は、ひとりの独居老人ということで、身寄りもなく、近所づきあいも余りうまくいっていなかったということで、市長は福祉課に指示をいたしました。家族の電話番号を調べ、そして、福祉課の方は、それを一生懸命連絡をして、きょうの泊まる場所まで、夜遅くまで奔走していたということであります。このような熱い熱血の市長であります。このような観点から、改めて、再度、この子育て支援に対する取り組みに対して、市長の慈悲のこもったご意見、ご決意を伺えたらと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

これは児童手当法によって国が決めてやっているものですから、今、議論になっている問題につきまして、市が、改めて、その分を補うというような考えは、今のところございません。現状維持でいきたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） どうも、これ以上、これは避けますけれども、私自身も、この年度単位ということで不公平感を感じてしまっているお母さんがおるということを、公明党の県本部に、13歳未満にできないものかどうか提案をしていきたいと考えています。

次に、質問として、コミュニティバスのルート見直しの作業、これは、この間の全員協議会で話をさせていただいたんですけれども、アンケートを8月に実施して、ルートも大体決まっているということですが、きょう、傍聴席の方もおられますので、これが、新ルートが完成して実際に運行されるまで、概略的な説明で結構ですので、お話をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） お答えします。

新ルートにつきましては、この前も、議会の皆様方に、現在こういう状況ですよというふうにお知らせしたとおり、11月26日には、地域公共交通会議を行っております。そういう中で、まだルートは検討中でございます。

そういうことで、いろいろと皆様方からは、便数をふやしてほしいとか、あるいは、行きはいいが帰りの便がないとか、いろいろな意見がございました。そういう意見を検討会の中で、今後も検討していきたいと。そういうことで、現在のルートをアンケート調査に基づいて、それらの意見をどこまで取り入れることができるのか、あるいは、例えば具体的に言えば、守谷駅の方へ行ってほしいというような要望もございました。そういう要望も、取り入れられるのかどうかというようなことも、今後、やはり検討課題ではないのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（今川英明君） 坂 洋君。

○2番（坂 洋君） どうもありがとうございました。

行政のスピードが要求される時代となっています。スピードも一つのサービスと考えますので、なるべく早く地域住民の皆様から、使いやすくなった、利便性がよくなったと喜ばれるような、審議会の皆様には大変な苦勞があると思いますけれども、すべての人が満足するものは不可能です。しかし、前よりよくなったと言えるようなルートや工夫をお願いしたいと思います。

先日、小絹の西ノ台方面に住む方からお話しがありまして、来年、伊奈高校にうちの娘を入学させたいが、通学方法は自転車になるとすると、伊奈高校から大体30分ほどかかる、途中田んぼ道がたくさんあり、夜遅くなると心配であるということです。私立高校は、学校は遠くても通学バスが十分配慮されており安心なのですが、私立高校に入れるだけの経

済的な余裕もない、つくばみらい市として唯一の公立高校であるから、コミュニティバスの利用とか、スクールバスの配慮はないものかという声があったんです。

最近、下校途中の女子高生、女子中学生が、車の中から声をかけられたり、無理やり乗せられるような事件、そのほか、子供をねらった許しがたい凶悪犯罪が相次いでいます。警察庁の調査結果によりますと、15歳以下の子供の連れ去り事件の犯行現場の半数以上が路上であり、時間帯も登下校が多いということでもあります。政府は、昨年、犯罪閣僚会議を開き、登下校の安全を確保するため、緊急対策としてのさまざまな決定をいたしました。その中に、一つ、スクールバスの検討というものがあります。

伊奈高校としても、つくばみらい市のコミュニティバス利用に関するアンケートに応ずるよう、9月9日付でコミュニティバス運行に関する要望書が出されております。これは、犯罪性の面というよりも利便性の面から提出されたものでありますが、要望書の中では、伊奈高校は交通の便がよくないという大きな問題を抱えており、中学校卒業生の人口減少が続く中、利便性の確保が学校の将来を左右しかねない課題であるという文言があります。

この間の全員協議会では、南コースを利用して、朝1回、みらい平駅から伊奈高校、夕方1回、伊奈高校からみらい平駅を通るよう、この要望書では希望しています。そのようになれば、毎日利用する生徒が21名、時々利用する生徒が51名いることが、アンケートに基づいてわかっています。新ルートでは、南コースの中に伊奈高校前を通るという予定が、たしか入っておりました。この要望書も、守谷市、つくば市など、遠方から通学している生徒の父兄からの希望があって出されたものであると思います。実現すれば、つくばみらい市の生徒も、バス停留所が家から近ければ、徒歩や自転車を乗り継ぐなど、工夫しながら利用する人がいるのではないかと思います。

一方、スクールバスの導入は、家庭、学校、地域、事業者などの協力体制が欠かせない上、財源の確保も大きな課題であると思いますが、導入している自治体では、保護者より好評の声があると聞いています。さらに、行政バスと兼用している自治体もありますが、我が市においても、コミュニティバス、行政バスを利用した通学体制の確保については重要だと考えますが、本市におけるスクールバス導入の件を、一つ、質問として、通告にはないのですが、関連した質問として、小中学生の登下校の安全確保について、今後の対応について市の見解をお伺いいたします。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） お答えします。

伊奈高校からの要望書につきましては、議員がおっしゃるような21名の方、それから、時々というのが51名、たしかありました。そういう中で、みらい平駅から伊奈高までの通学にコミュニティバスを利用できないかということでございますけれども、この時間帯は、小学生が42名から43名利用しているところでございます。たまたま、これは南ルートでございまして、そこに高校生の利用が加わるということになりますと、定員がオーバーしてしまうということになります。そういうことでございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 坂議員に申し上げます。

一般質問は、質問の趣旨をとらえて言ってもらえないと、いろいろな部分に波及してし

まいりますから、この件は、市内循環バスのアンケート調査とスクールバスについてということですが、スクールバスと小中学校の部分に関しての関連性とか、その辺をあれなんで、よろしくお願いします。

○2番(坂 洋君) わかりました。

このスクールバスの導入は、検討できるでしょうか、できないでしょうかという質問で。

○議長(今川英明君) ですから、循環バスとスクールバスは、別の次元になりますよね。

○2番(坂 洋君) そうですか。

○議長(今川英明君) 小中学校のスクールバスじゃなくて、伊奈高校のスクールバスですね。

○2番(坂 洋君) そうです。

○議長(今川英明君) わかりました。

その答弁をお願いします。

それでは、今、質問中でありましてけれども、ちょっと調整しますので、暫時休憩します。

午後3時18分休憩

午後3時19分開議

○議長(今川英明君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長(渡辺勝美君) 高校のスクールバスということでございますが、市には行政バスがございます。そういうことで、行政バスのことも考えたんですが、やはり行政バスにつきましては、管理規定に基づいて運用しているわけでございます。そういうことで、その利用も、終日利用ということで、本当に過密に運行しているような状況でございます。そういうことで、新たに高校のスクールバスとして運行するということは、難しいのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長(今川英明君) 坂 洋君。

○2番(坂 洋君) ありがとうございました。

この質問は、もう終わりますので、私は、通学するに当たって利便性がありますけれども、同時に、これからの日本をつくり上げていく子供たちを犯罪から守り、子供を産み育てる家庭は、課税面においても軽減の措置の実施を行い、経済的に支援し、社会全体で守っていくという視点が大事ではないのかということを、再度、訴えまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

散会の宣告

○議長(今川英明君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、12月8日午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時20分散会

第 3 号

[12 月 8 日]

平成 20 年第 4 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 3 号

平成 20 年 12 月 8 日 午前 10 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	渡 辺 勝 美 君
市 民 経 済 部 長	古 谷 安 史 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
都 市 建 設 部 長	鈴 木 清 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	森 勝 巳 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	片 見 和 男 君
生 活 環 境 課 長	沼 尻 修 君
社 会 福 祉 課 長	間 根 山 知 己 君
介 護 福 祉 課 長	沖 田 照 雄 君
国 保 年 金 課 長	野 本 英 夫 君
健 康 増 進 課 長	吉 田 邦 恵 君
特 定 事 業 推 進 課 長	中 泉 次 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成20年12月8日(月曜日)

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第76号 つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第79号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第80号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第81号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第82号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
- 議案第83号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第85号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
- 議案第86号 字の区域の一部変更及び設定について
- 議案第87号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第88号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第89号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第90号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第91号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第3 議案第92号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第93号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)

日程第4 議案第76号～議案第86号、議案第88号～議案第93号について各委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 日程第2 議案第76号 つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議案第77号	つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
議案第78号	つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
議案第79号	つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
議案第80号	つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第81号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第82号	つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
議案第83号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第84号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
議案第85号	取手地方広域下水道組合規約の変更について
議案第86号	字の区域の一部変更及び設定について
議案第87号	平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）
議案第88号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第89号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第90号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第91号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第3	議案第92号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第93号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
日程第4	議案第76号～議案第86号、議案第88号～議案第93号について各委員会付託

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） おはようございます。

会議に入る前に皆さんにお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また、写真撮影や録音等は禁止されておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本市議会では、小中学校の児童生徒を対象に、計画的に議会の本会議を傍聴していただくため、市の教育委員会並びに各小中学校の協力のもと事業を展開しております。本日も、東小学校、豊小学校の児童が傍聴に来ております。本会議中に途中で入退室するなどありますので、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、皆さんご存じのとおり、質問及び答弁の時間を含め1人1時間となっております。さらに、一つの質問事項に対して3回までの質問ですので、遵守するようにお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

- 議長（今川英明君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

4番染谷礼子君。

〔4番 染谷礼子君 登壇〕

- 4番（染谷礼子君） おはようございます。4番の染谷です。

今回、2問通告をしておりますので、順次お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1問目に、少子化対策と子育て支援についてということで、3点についてお伺いをいたします。

1点目は、妊産婦健診の拡充ということと、妊婦健診の周知についてということでお伺いをいたします。

現在の社会が、少子高齢化社会ということは周知のことです。特に少子化に対する具体策の展開は、国はもとより地方自治体にとって最重要のテーマであります。このような中、政府与党の新たな少子化対策と経済対策として、妊産婦の無料健診を、基礎健診の14回に拡充することが盛り込まれました。100年に一度といわれる経済危機の中で、若い世代の経済的支援としても大変朗報と思っております。

そこで、つくばみらい市におきましては、今年度から無料健診が5回実施がされておりますが、無料健診の拡充について、つくばみらい市の基準計画はどのようになっているか、この点について初めにお聞かせください。

もう一つの、健診の必要性ですが、本市では、幸いありませんが、妊婦のたらい回しや産科の医師不足といった事件が続いております。妊娠中や出産時は、思いもよらぬトラブルが起きやすい。そこで、現在、健診の周知について、市ではどのようにされているか、この点についてもお聞かせください。

2点目として、子供のインフルエンザ予防接種の助成についてであります。岡田議員の方からも一般質問がございましたので、重なる部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

毎年のインフルエンザの流行期で、必ずといっていいほど犠牲になるのは、免疫力の低い高齢者と、免疫力のない子供たちであります。驚異的な新型インフルエンザの発生が懸念され、その対応策が各地で行われております。しかし、何よりも大切なことは、感染を

防ぐための予防であります。基本的には、手洗いやうがいがあります。そして予防接種を受けることで拡大を抑えることができます。

毎年使われているインフルエンザ予防のワクチンは、毎回その年に流行の可能性があると思われる菌を何種類かを混合してつくられており、もし感染をしても、重度化を防ぐことができます。特に、免疫力のない子供たちは感染も早いのであります。このようなことから、インフルエンザの予防接種は必要ではないのでしょうか。

ところが、ことしの経済危機の影響もあってか、去年は受けたが、ことしは受けなかったといった声があります。子供の予防接種は、病院によって異なりますが、5,000円から6,000円を2回に分けて接種をします。子供の多い家庭にとっては大変負担が大きいのであります。

現在、インフルエンザ予防接種の補助について、つくばみらい市では、65歳以上の方への補助は実施されております。大切な子供たちを守る上からも、子供のインフルエンザの予防接種に補助をすべきと考えますが、この点について市のご所見をお聞かせください。

3点目に、学校における障害のある子供たちを支援する特別支援教育支援員拡充についてということでお伺いをいたします。

今年度から、障害のある子供たちを支援するための特別支援教育支援員が各学校に配置されることになりました。大変よかったと思っております。この時期、障害のあるお子さんをお持ちの父兄の方々は、来年の進路を決める上でいろいろな不安を抱えておられます。進路については、学校と、教育委員会と、保護者の方で何回も話し合いを持っていただいているようですが、今回は確認の意味でお伺いをいたします。

文科省からは、特別支援教育支援員が義務化されました。また、介助員の人数については、市の判断によって決められることになっております。学校の状況によっても違いはあるかとは思いますが、児童数が多い学校では特殊学級がふえることが考えられます。またその状況は、毎年変わってくることになってますが、その対応についてお聞かせください。また、ふえた場合、特別支援教育支援員の拡充が必要となるわけですが、その決定時期についてもお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 少子化対策と子育て支援ということでのご質問でございますが。母子の命と健康を守ることは、市の母子保健事業の目的でございます。出産、子育てを支援する上でも、経済的負担を軽減する、いわゆる妊婦健診の公費負担の拡充には大きな意味がございます。

本市においても、少子化対策の一環として、健診費用の軽減と積極的な妊婦健診の受診勧奨を図るため、20年度より、2回から5回に助成を拡大したところでございます。

また、いわゆる里帰り出産を望まれる市民の方もおられることから、里帰り先での健診、助産院での健診についても助成を行っているところでございます。

今回、国で検討されている妊婦健診の14回への助成の拡充につきましては、国の動向をよく踏まえながら検討してまいりたいと、このように考えております。

インフルエンザの問題等につきましては、岡田議員からもございましたように、ご答弁申し上げましたが、部長の方から答弁させます。

以上です。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げたいと思います。

まず1点目の、妊婦健診の必要性を周知するということでございますけれども、妊婦健診の周知につきましては、保健センターにおいて母子手帳を交付する際に、健診費の助成のための医療機関の受診券をお渡しして、妊婦健診を受けることの重要性を保健師が説明し、受診の勧奨を行っているところでございます。さらに、妊婦健診の必要性や重要性につきましては、市の広報紙、公共施設へのポスターの掲示などにより、引き続き市民への啓発をしていきたいと考えておるところでございます。

2点目のインフルエンザの予防接種にかかわる助成でございますけれども、先般の岡田議員からの質問に対してもお答え申し上げましたが、インフルエンザによる重症な合併症を防止する観点等から、小児に対して予防接種を推進すべきという意見や、予防接種に対する強い期待を持つ保護者がいることは理解しております。

しかし、国の予防接種に関する検討会によりますと、小児に接種した場合、有効性には限界があると示唆されていることから、定期の接種と位置づけて接種を勧奨するのは適当ではなく、有効性などについての正確な情報を保護者に十分説明した上で、希望する場合には接種を行う任意の予防接種とされているところでございます。

したがいまして、予防接種のあり方について、賛否両論のある現時点において、公費助成をすることは難しいものと考えております。

また、インフルエンザの予防につきましては、うがい、手洗い、外出時のマスクの着用などの啓発に努めるとともに、予防接種への助成につきましても、各方面からの情報等を採取しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） ただいまの染谷議員の質問にお答えしたいと思います。

学校における障害のある子供たちを支援する特別支援教育支援員の拡充についてということで、染谷議員、非常に勉強されていまして、難しい名前ですけれども、特別支援教育支援員という、これ最近出てきた言葉で、今までだと、多分介助員というような言葉で、いろいろ障害のある子供たちの付き添いなどをしていたのですけれども、今度はもっと幅を広げて、特別支援教育支援員という名称で、各学校に、障害のある児童生徒に対して、基本的な生活習慣を確立するため、あるいは日常生活上の介助であるとか、学習活動上のサポートを行う方を本年度より配置しております。

現在は、介助員の方も含めまして、9校で12名の方を配置しております。これは要望のありました学校すべてに配置しております。各学校から、そういう方を配置しての声を聞きますと、非常に個別支援を受けるようになって、子供たちが落ちつきのある生活ができるようになったとか、それから、今まで以上に伸び伸びと学校生活を過ごしているとか、また、担任の手が届きにくいところを見てもらえるので、担任は全体への指導が今まで以上にできるようになった、というような声が聞かれます。保護者の方からも、非常に満足しているという声がふえてきております。

来年度の配置につきましても、各学校から今要望を取りまとめておりまして、来年度も、今のところ、九つの学校から要望が出ておりまして、ことしよりは少し多めに希望が出ています。12人程度の、今のところ要望です。

決定する時期はいつなのかという質問もありましたけれども、途中からそういう方も出ますので、年度中途でも、そういう方が出た場合は配置をしておりますし、今年度も年度中途から、どうしてもつけてほしいという学校がありましたので、年度中途から配置をした学校もあります。

以上です。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

妊婦健診につきましては、国の方針が決まり次第という形になろうかと思います。ぜひとも妊婦無料健診につきましては、国の方針にレベルを合わせまして、ぜひとも実行していただきたいことを要望いたします。

また、健診の周知につきましても、広報等でお知らせをさせていただいているという答弁でございました。妊産婦の死亡の主な原因として脳溢血と、こういったことがいわれております。この原因は、やはり普通なら40代から多いといわれる成人病が大変低年齢化をしているということにもあるようです。また、貧血や妊娠中毒症などで、妊娠によって起きる場合も多く、妊娠中に健診を受けずに、出産時に大変なトラブルが起きるということもあるわけですので、今まで以上に周知をしていただくことを要望いたします。

それとインフルエンザの助成につきましてですけれども、今、答弁の方で、国の検討会等のお話はございましたけれども、私は、つくばみらい市の状況から考えまして、ちょっと参考までにつけ加えさせていただきたいと思います。

現在の市の人口比で見ますと、65歳以上の方が9,060人いらっしゃいます。市全体の20.8%です。また、ゼロ歳から12歳までのお子さんが6,095人で、全体の13.9%です。また、ゼロ歳から6歳までが2,566人で、全体の5.89%になっております。子供の免疫力が大変低い、特に免疫力のないゼロ歳から6歳までの子供たちは、65歳以上の方々と比べましても4分の1人です。

方法としては、いろいろ考えられるのではないかと思いますのであります。できれば12歳未満の子供全員を対象とすることが理想的ではありますが、財政的等のことも考えますと、せめて就学前の子供たちからでも実施をしてみることはできないかと、このように思うわけであります。補助の金額につきましては、たとえ少しでも、補助があることで、インフルエンザ予防の啓発にもなるのではないかと、このように思いますが、その点について、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

3点目の特別支援教育支援員のことにしましては、大変努力をさせていただいていることを、今、教育長の方から答弁をいただきました。

障害のあるお子さんを持たれた保護者の方々にとっては、子供たちの進路については大変不安を感じておられます。状況変化に対応することが苦手な子供たちだけに、今まで一緒にいた地域の友達と通わせたい、また我が子の可能性に大きな期待を持っておられます。どうか福祉充実の面からも、ぜひともより一層の努力をお願いしたいと思います。

それでは、インフルエンザの件について、もう一度お聞かせください。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） 子供たちへの予防接種の助成費用でございますけれども、今、染谷議員がおっしゃりました人数に対して、試算をしてみますと、大体600万円程度になるのかなと考えているところでございますけれども、それにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、国の方の見解がさまざまですので、その辺を十分検討した上で、今後考えていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

経済的な見通しが暗く、物価上昇が続く状況の中で、一番打撃を受けるのは家庭であります。生活を守るための積極的な取り組みに、今後期待をいたしまして、1点目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、2点目の質問で、ごみ減量化と収集業務についてということでお伺いをいたします。

環境に配慮し、ごみの減量化と地球温暖化防止に向けて、取り組みが全国で推進をされております。つくばみらい市も、常総広域圏の一員として、循環型社会の実現のため、今後ますます改革が求められております。

常総環境センターの新建設に当たり、平成23年には、ごみの減量化に向け、ごみの分別が大きく変わってまいります。現在、5種13別ですが、平成23年には、5種16分別に変わります。その中で、資源ごみとして二つの分別がふえ、今まで不燃ごみとして出されておりましたペットボトルや、またプラスチックでできた、例えばカップラーメンの容器や、卵パック、シャンプーやリンスの容器などが資源ごみとなることで、ごみの排出量を抑制し、ごみの減量化や資源化に取り組むことになります。

現在のごみ排出量は、常総広域圏全体ではありますが、平成17年度は、1人で1日に出すごみが762グラムのごみが毎日排出されております。これを平成32年までに7%を減らさなければなりません。ちなみに、現在1人が1日に出すごみの量が762グラムで、約ブドウ1房分です。これを平成32年までに、卵1個分のごみに減らさなければならないというわけです。この減量化は、焼却施設の規模を縮小したこともあり、将来、人口がどのように増加しても、守っていかなければなりません。

現在、つくばみらい市では、ごみ減量化に向け、生ごみの堆肥化事業を実施しており、毎年目標の世帯がありますが、住民の方から希望の声も寄せられております。現在の実施状況と今後の取り組みについて初めに伺います。

もう1点、収集業務の合理化としまして、ごみの減量化を推進することによって、収集業務の経費はどうなるのか、コスト削減の面からも、収集業務の合理化が必要と考えられますが、この点につきましてもお聞かせください。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

ごみの減量化と収集業務というふうなご質問でございますけれども、生ごみの堆肥化事業につきましては、ことしの4月から、モデル地区というふうなことで、市内の2地区、絹の台、それから中平柳の2地区、それから、つい先月11月からは、伊奈東の1地区にご協力をいただいて、合計520世帯の皆様方のご協力をいただいて運営をいたしているところ

ろでございます。

この生ごみ堆肥化事業につきましては、議員の方々にも、去る6月に、広域の方の施設の見学に行ってくださいましたので、ご承知のこととは存じますが、現在のこの施設の処理能力は、日量3.8トンというふうなことで、今の計画のまま推移すれば、平成28年度までには広域全体で1万世帯、そのうち当つくばみらい市では1,500世帯というふうなことで目標を立ててございます。それ以上の要望があれば、この事業に携わっていただいておりますクリーン守谷の皆様方、あるいは常総広域、それから各市との協議というふうなことで、施設の増設等も検討することにはなるかもしれませんが、生ごみ堆肥化事業につきましては、今のところ、将来の本格的な導入に向けてのあくまでも10年間の試験的運営というふうな位置づけでございます。

市としては、引き続きこの生ごみ処理機の購入の際の補助制度がございます。コンポストに2,000円、それから電気式の方で2万円というふうなのがありますので、ぜひこちらの方をご活用していただきまして、各家庭でのごみの減量化を図っていただきたいというふうに考えております。

それから、収集業務の合理化というふうなことでございますけれども、今、染谷議員の方から、平成23年度から新しく建設される常総環境センターの施設についてのお話がございます。当然新たな施設ができれば、現在の5種13別から、先ほど言われましたように5種16分別というふうなことで、現在は不燃扱いというふうになっているペットボトル、あるいはプラスチックの容器、そういったものが今度は資源物というふうな取り扱いになりますし、やはり不燃として扱っている蛍光灯、そういうのも、今度は有害ごみというふうな形でなる予定でございます。また、粗大ごみ等につきましても、今後の高齢化社会に向けて戸別回収等も実施するというふうな予定になっております。

分別項目が追加されるとなれば、例えば、今度不燃ごみが少なくなりますので、週1回から月1回とか、あるいは空き缶についても、現在月2回収集していますけれども、1回とかというふうなことで変更するというふうなことで、調整もいろいろ必要になってきますので、そういったことから、今度、減量化あるいは資源化とかというふうなことで、ひいては合理化につながるのではないかと、その費用等々につきましては、そういったものも見きわめながら、今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） 今、部長の方から答弁をいただきまして、堆肥化事業につきましては、大変周知が徹底されている結果でもあるのか、あちこちの方から、うちの方でもやりたいのだけれどもというような声をお聞きしますので、ぜひとも積極的に今後推進をしていただきたいことを要望いたします。

また、収集業務の合理化につきましても、今答弁の方はいただきましたが、参考までに、ちょっとお話をさせていただきます。

ごみ全体の中で一番多いのは可燃ごみで、ごみ全体の七、八割を占めております。その中で、生ごみが4割から5割、これは今後生ごみの堆肥化事業や、今、部長の方から答弁ございましたが、コンポストや電気のごみ処理機などで減量化は推進できるものと思いますが、次に多いのが紙類で、可燃ごみの3割が紙といわれております。そこで、宮崎県で、この3割を占める紙を再資源化として、ごみ処理のコスト削減をしたということを伺って

おります。

その内容は、可燃ごみの中に入っていたお菓子の箱や、牛乳それからお酒のパック、紙パックですね、それから紙袋、封筒、メモ用紙、それからトイレットペーパーのしん、また買い物をしたときにもらうレシートなど小さい紙くず、それとシュレッダーごみまで、資源ごみとして分別し、その結果、焼却委託料を年間約2,000万円削減できたそうです。この実施に当たり、この市では、紙類の分別法を細かく解説した「ごみ分別とらの巻」を作成し、全戸に配布をいたしました。ぜひとも、つくばみらい市でも、とらの巻を作成してはどうか、このように思いますので、もう一度この点について伺います。

それと、収集業務の合理化ということで、部長の方から答弁がありました。市のごみ収集状況を見てみますと、総収集量が、平成18年に比べ、平成19年は1,920トンふえております。このことから、もちろん収集委託料も平成19年には1,660万円がふえております。しかし、粗大ごみと缶につきましては減っております。収集回数を減らす、収集回数をできるだけ抑えることも必要ではないかと思っております。

特に、缶の収集につきましては、検討しているという答弁ではございましたけれども、合併前に、旧伊奈町では月1回、旧谷和原村の方では月4回の回収があったということで、統合性を図って現在の月2回という形にはなっておりますが、住民の方からも、これは地域性や住宅状況にもよるかとは思いますが、旧伊奈町の住民の方からは、月1回でも十分ではないか、毎回缶を出すことがないというような声もございますので、この点につきましては、極力推進をしてはどうかと考えますが、この点について、もう一度お聞かせください。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

紙の方の、他市でやっているとらの巻ですか、そういったものですが、やはり紙等についても、当然、限りのある資源というふうなことで、紙パルプなんかにつきましては、5回程度ほど再生はできるというふうなことで、最後がトイレットペーパーとか、あるいはティッシュペーパーなどになるというふうなことをいわれておりますので、そういったことで、市として、とらの巻を云々というのはちょっと、まだ今のところ考えてはいないのですけれども。あとは空き缶等の月2回、現在収集していますけれども。

いずれにしても、先ほど申しましたように、平成23年度に、大きく収集業務も変わってくるというふうなことから、廃棄物減量等推進委員会というのを立ち上げる予定でございます。これにつきましては、市民の方にも当然代表になっていただいて、その中でいろいろご意見をちょうだいして、今後のその収集関係、そういったものについて、いろいろ取りまとめをしていきたいというふうなことを考えております。

ですから、こういった収集体制に対して大幅な変更をする場合には、そういった方々から意見を聞いて、いろいろなことをやはり考えた上で、この収集体制には対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（今川英明君） 染谷礼子君。

○4番（染谷礼子君） ありがとうございます。

最後に、ごみ減量化、ごみの資源化、ごみの再利用は、環境の面からも大変重要となっ

てきます。使い捨て時代は終わり、物を大切にする心を一人一人が意識を持たなければならない時代に入ると思います。こういったことを啓発するために、行政の今後の課題もあるかとは思いますが、平成23年の見直しまでに、いろいろな工夫をしていただき、積極的に取り組んでいただくことを要望いたしまして、今回の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（今川英明君） ここで、暫時休憩をします。

10時50分まで休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時50分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどもお話ししましたが、当市議会では、小中学校の児童生徒を対象に、計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市の教育委員会並びに各小中学校の協力のもと事業を展開しております。今般は、豊小学校の児童の皆さんが傍聴に来ております。本会議の途中で入退室などしますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、18番川上文子君。

〔18番 川上文子君 登壇〕

○18番（川上文子君） 18番の川上です。

3点について質問をいたします。

1点目に、児童がいる世帯に対して資格証明書の発行をしないよう求めたいと思います。

国民健康保険証の取り上げが、多くの世帯から必要な医療さえ奪い取っています。滞納したことによって保険証が取り上げられ、かわりに発行される資格証明書では、医療機関の窓口で一たん医療費の全額を支払わなくてはならず、事実上、病院にかかれなくなります。

親が国民健康保険料の滞納をしたことを理由として、こうした無保険の状態にある中学生以下の子供が全国で3万2,903人に上ることが、厚生労働省の調査でわかりました。茨城県では、資格証明書交付世帯は7,947世帯、このうち中学生以下の子供のいる世帯は556世帯で、861人の子供が事実上無保険という状態です。つくばみらい市では、87世帯に資格証明書が交付されていまして、このうち中学生以下の子供のいる世帯が10世帯、10人の子供が無保険状態にいるという結果が公表されました。

合併前に、伊奈町では、資格証明書の発行は行われてきませんでした。しかし、谷和原村では発行されており、一昨年9月から全市的に発行されるようになりました。私は、生活に窮した人の医療を受ける権利を奪い、命をも奪いかねないと、資格証明書の発行に反対をし、発行する場合にも、発行基準を定めて、公費負担医療の対象者はもちろん、低所得者の場合、また乳幼児のいる世帯には対象外にするよう要求をしてきました。

その議論の中で、乳幼児のいる家庭には交付していないというふうに聞いていたのですが、今回の結果で、乳幼児を抱える世帯も1世帯含まれています。全国の調査の結果発表後に、私たち日本共産党市議団として、高校生以下の子供がいる世帯に対する資格証明書の発行は行わないことなどを求める要望書を提出をいたしました。その後、どのような対応が行われたのか、まずご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立っておりまして、社会保障制度であり、収納確保は、制度を維持していくことや、被保険者間の負担の公平を図るという観点からも極めて重要なことでございます。

こういう中で、保険税の滞納者には、短期被保険者証を交付し、納付相談の機会を設け対応していましたが、納税相談がないなど、特に納税意識のない滞納者に対しまして資格証明書を発行しておりますので、子供のいる滞納者には、積極的に納税相談を行い、家庭の事情等をよく把握し、対応していきたいと思っております。

子供のみの保険証の交付につきましては、これまでも検討してきたところでございますけれども、今回、国会等でもいろいろ議論されておりまして、検討されておるところでございます。今後、国会の動向などをよく見て対応していかねばならないなと考えておるところでございます。

○18番（川上文子君） 部長、具体的に。どう対応したのか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） ご答弁申し上げたいと思います。

子供のいる家庭等の資格証明書発行はやめるようにということでございますけれども、資格証明書を発行するまでには、滞納が1年以上継続した場合に、催告状を送付して、その後6カ月という短期の保険証を交付しております。さらに6カ月過ぎてからも滞納が継続する場合には、その次3カ月というような短期の保険証を発行することになります。さらにその後滞納が解消されない場合とか、納税相談が行われない場合については、資格証明書の発行をするような手順を踏んでおります。

今回でございますけれども、納税相談を行政の方から積極的に持ちかけまして、住民の方にいろいろ相談、協議をいたしまして、その中で、特別な事情というような形で、子供だけの分の短期の1カ月の保険証を発行した例がございますので、引き続き積極的に納税相談を働きかけながら対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 事前にその10世帯について伺ったときに、担当課の方で、10世帯のうち2世帯は社保の加入をしていたということで報告を受けました。つまり10世帯に資格証明書を発行したという公表した時点の対応は、文書通知で物が行われていたと、その結果が、社保の加入世帯の把握もできなかったというのが実態で、今、担当の部長の方から、今後ということだと思うのですが、納税相談等も積極的にやっていきたいという答弁があったのは一歩前進かというふうに思うのですが、そこをやはり明確にする必要が私はあるというふうに思っています。

資格証明書を発行される大きなきっかけになったのが、87年の国保の改悪で、今まで「資格証明書を発行することができる」という規定だったものが「発行するものとする」という形で義務規定に改悪をされました。同時にその保険給付についても、「一部差しとめることができる」から「差しとめるものとする」という義務規定に改悪が行われて、この後資格証明書の発行が急増するという事態になったわけですが、しかしこの改悪のときに同時に、公費負担医療だとか、特別の事情に該当する人からは保険証を取り上げない

と、このことを施行令でも明らかにしたわけです。

つまり、義務化したわけですがけれども、特別の事情があれば保険証を交付すると、特別の事情を踏まえて対応するということで、資格証明書の発行というのはあくまでも、保険料を滞納している人との接点をふやすために行うのであって、機械的に行ってはならないというふうに国会でも繰り返し答弁をしてきました。

しかし、実態としては、機械的に、一定の期間が過ぎて納税相談に来なければ発行するということが行われて、残念ながらつくばみらい市でも、10という世帯の公表の時点は同じ対応だったのだろうというふうに思います。

今回の全国の調査の中で、いろいろな動きがありまして、政府自身も、ことしの10月の30日に、厚生労働省の課長名で、都道府県の民生主管部長あてにということで、資格証明書の交付についての留意点というのを大変丁寧に発行、出しています。資格証明書の一般的な事項、交付にかかわる一般事項として、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行いなさいというふうにいった上で、特に子供のいる世帯についてはということで大変きめ細かな対応を要求しています。

1点目としては、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問の方法によって滞納者との接触を図る。それから納付相談の奨励に加えて、つまり実態が、生活保護ではないかとか、多重債務問題で苦しんでいないのかとか、そういう把握もしながら、必要な場合には、庁内の相談窓口につなげていきなさいと、それから積極的に短期保険証で活用することによって対応しなさい。それから、その子供を養育している養育環境に問題がある世帯については、児童福祉担当部局等にも密接な連絡をとりながら対応をするように、それから、例えば資格証明書の発行世帯であったとしても、子供が医療を受ける必要が生じたときには、速やかに短期保険証の交付を行いなさいということで、大変丁寧な通知を行っています。

私は、この間も要求してきたところですがけれども、特別な事情のところ、子供のいる世帯については交付をしない、特別な事情に入れるということを明確にすべきだというふうに思います。

それから同時に、老人についても、今までは資格証明書の対象外でした。ところが後期高齢者医療制度の導入で、今度は75歳以上の今まで資格証明書の発行の対象でなかったという老人に対しても、後期高齢者医療制度の導入の中でも資格証明書の発行ができるという形に今変わろうとしています。あわせてそういう生活困窮家庭、それから子供のいる世帯、老人については、特別な事情に入れるんだと、自治体の判断で明文化をして、資格証明書の発行の対象から明確に外していくという対応を私はすべきだというふうに思うのですが、部長の答弁を再度お願いいたします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） ご答弁申し上げたいと思います。

今後も、できるだけ保険者との接触を積極的に確保して、納税相談、納付指導に努めることが重要というふうに考えておるところでございます。特に子供のいる世帯や高齢者の世帯等につきましても、積極的に働きかけをして対応していきたいと思います。

先般の報道にもありましたように、政府の与野党で法改正の合意がされたというふうに

報道されておりますので、それにつきましても、先ほど市長から答弁がありましたように、国の動向を踏まえながら十分検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 滞納世帯、それから資格証明書の交付世帯というのは、いずれも大半が生活困窮世帯です。ことしの8月に担当の課から提出をされました滞納の世帯階層別の状況というのが議会に出されましたけれども、それを見ましても、所得階層300万円以下滞納世帯、300万円以下が84%、それから、そのうち所得階層100万円以下というのが全体のうちの41%ということで、滞納世帯の大半、明らかにこれは悪質というのではなくて生活困窮家庭、しかもそのうち資格証明書の発行している世帯、これは最近の調査は出せないということで、昨年の、19年3月31日現在の課から出された資料を見ますと、所得が300万円未満が96%、大半です。300万円を超える世帯は4世帯しかない、しかも100万円を、年間ですよ、子供を抱えながら資格証明書を発行されている世帯、100万円未満が68%、7割ということで、明らかに生活困窮世帯だというふうに思います。

調査の発表後、この間、自治体の中で取り組みが今進んでいます。大阪の交野市では、中学生までの子供、本人に通常の保険証を渡す。それから、豊中、摂津、大阪、堺の各市でも、短期保険証の発行が実現をいたしました。札幌市でも、18歳未満の子供については、資格証明書発行世帯であっても1年間有効の保険証を交付する。それから秋田県は通知を出しまして、子供の必要な医療を受ける機会を確保するという観点からということで、子供のいる資格証明書世帯に対して、短期被保険者証の交付に努めることとするということで、各市町村に秋田県は通知を送りました。既にこの発表以前に、県内でも、龍ヶ崎市、牛久市、ひたちなか市、坂東市、境町、五霞町、いずれも子供のいる世帯については、少なくとも資格証明書は発行していないというのが現実です。

確かに、国の中で、国会の中でも法改正の動きがあって、子供だけは個別に保険証を交付するという法改正が行われるという動きもありますけれども、私は、国の動向を待つのではなくて、つくばみらい市の判断として、特別の事情というのは、自治体の判断に任されているわけですから、しかも国保事務の中でも、今までの中でも、発行に当たっての発行基準の定め方として、乳幼児の医療費の無料制度、実施しているところについては、そういう対象については資格証明書を発行しないと、特別の事情に明記するという考え方をとるべきだと国自身もいっているわけですし、乳幼児医療費無料制度で6歳未満、就学前は今無料なのです。けれども、資格証明書発行されると、その無料は全く受けられない。100%医療費を全額払わなければ、10割払わなければ受診できない。片や保険証があれば無料で受けられるという、そういう助成措置をとりながら、資格証明書の発行によって、すべての医療から子供を遠ざけてしまうということが現実に今起こっているわけですから、これは私は、つくばみらい市の資格証明書発行の特別の事情の項の中に、1項きちんと明記をして、少なくとも子供は省く、弱い者は省く、生活困窮家庭についても、申請減免について、つくばみらい市はことし、所得の、前年よりも急激に収入が落ちた場合については、申請減免の対象にすると明確に要綱もつくって対応すると一歩前進の取り組みをしているわけですから、資格証明書の発行についても、明文化をしていくこと、そのことを強く求めたい、再度ご答弁をお願いします。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） ご答弁申し上げたいと思います。

先ほど資格証明書を発行した10世帯ですけれども、その内訳の中で、無申告であった世帯が2世帯、社保に切りかわっていたのだけれども、国保の方の届け出がなかったのが2世帯、それから納税相談の中で短期の保険証を交付したのが2世帯ということでございますので、今後も、滞納世帯につきましては、積極的に働きかけをして、よく相談の中で、短期の保険証を発行していくように考えていきたいと思います。明文化せよというようなご要望でございますけれども、それにつきましても、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） ぜひ検討してください。

2点目に移ります。

第3次ごみ処理施設建設について伺います。

この間、常総広域組合で進めていますごみ処理施設建てかえ計画に、関係市町村議会、それから住民から疑問、異論の声が強く出されています。平成17年度以来検討されてきた当計画が、キルン式ガス化溶融炉ありきで、安全性の確保においても十分な検証がなされていないこと、また事実上、随意契約という不透明な入札で、高値の契約になっていることなど、ことしの2月、3月の組合議会でも、その問題点が厳しく指摘をされてきました。

3月のつくばみらい市、それから取手市の市議会が、機種選定を白紙に戻すことを求める意見書を採択をし、常総市の議会からも見直しを求める意思が出されました。ところがこれを無視して、組合は当建てかえ計画を強引に進めてきました。しかし、ことし9月に、平成17年度から第3次ごみ処理施設建設計画にかかわるすべての業務委託を行い、組合が、キルン式が安全で効率のよい機種であるという結果の選択を行うに当たり極めて大きな役割を果たしてきた環境工学コンサルタントが倒産したことで、計画決定に至る経過と結果への信頼性の根拠が大きく失われました。

この新たな事態の中で9月、取手、守谷市議会は、入札適正化法に反する、ガス化溶融炉の安全性が確保されない、建設費、維持管理費が大変高い、専門家の間でも最も評価の低い機種であるとして、第3次ごみ処理施設決定をやり直すことを求める意見書を採択をいたしました。さらに常総市議会は、キルン式についての再調査などを求めました。実に組合4構成団体中3団体の議会から、契約やり直し、再調査を求める意見書が出されたわけです。

また10月20日には、建設地の地元住民534名の方から、脱焼却が実行されなければ、住民の命に対する安全安心が担保されないので、建設用地を移すことと、建設用地の選定も含めて白紙に戻していただきたいという陳情が常総組合議会に提出をされました。

これらの経過を見ても、第3次ごみ処理施設建てかえ計画については、関係市議会と住民の合意に至っていないことは明らかです。

当初計画に固執してこのまま強行することは、これまでの常総地方広域市町村圏事務組合における関係団体と住民の信頼を大きく損ない、今後のごみ行政と組合運営に歴史的な禍根を残すことになりかねません。3市の契約見直しの意思を受けて、建てかえ用地の変更という建設予定地地元住民等の意向も含めて、私は、計画の再検討が必要だというふうに思います。

市長は、組合の副管理者であると同時につくばみらい市に責任を持つ市長です。現計画

は、安全上の上からも、市の財政負担の上からも、大きな問題を生むと考えます。つくばみらい市として、また市長として、今後どう対応しようと考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 第3次ごみ処理施設建設についてのご質問でございますが、この施設の建設には、地元からいろいろな意見がございました。長い間にわたりまして、8年間ですか、話し合いを続けてまいったわけですが、合意を得て実施することになったわけでございます。それで、今、議員がおっしゃったような本年の3月に契約の運びになったことは、皆さんご承知のとおりでございます。

地元との話し合いの中では、いわゆるダイオキシン等の環境問題に不安があることから、現在地から移転の声が非常に強かったわけでございます。関係市長が粘り強く説明をし、協議した結果、地元の合意を得ることができたわけでございます。

この地元からのダイオキシン等の環境問題に対応するためには、現在のような焼却方式より、溶融方式にすることによって効果があるため、ガス化溶融方式のキルン式を採用することになったわけでございます。これは業者を広域に呼んで、皆さんで説明を聞いたわけでございます。

このような長期間にわたり、地元住民、組合議会、管理者会等の十分な協議をし、本年3月に、先ほど話が合ったように契約をし、議会の議決を得て着工となったわけでございます。

キルン方式については、一部安全性について問題があるとの声もありますが、業者のお話を聞いたところ、ドイツのシーメンス社で10年前に起きた事故でございますということで、検証の結果、改良されておりますので、現在はこのような事故はございません、こういう説明でございました。

また、この施設は、建設事業費が非常に高いと、今、議員もおっしゃりましたが、そういうことでございますが、常総広域の場合は、ほかの施設とはちょっと仕様等が違いまして条件の違いがございます。一概に比較することは非常に難しいわけでございますが、今の施設を使いながらやっていくということでございまして、さらに入札時点では、原油等が非常に暴騰していたと、したがって資材等も高騰が見込まれたと、こういう時期でもございましたので、今お話のように非常に高いのじゃないかということでございます。

これは、管理者会でもいろいろ話し合いはされたわけでございますけれども、当時は、なかなか先の見通しがきかなかったと、こういうこともございましたので、そういう結果で契約がなされる、こういうことでございます。このような状況で地元との合意がなされたわけでございますが、広域の議会の議決を得て契約が成立、着工されたものでございますので、私は、今どうこうせよという立場にはないと、こういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 副管理者として、この決定に果たす役割というのは大変大きいというふうに思っていますので、再度伺いたいのですけれども。まず前提として、先日、守谷の市長選挙がありまして、市長選挙の中でこの問題も争点になって、会田市長が再選されたことをもって、何かこの問題が、もう決着がついたかのように受け取られる向きも

あるのですけれども、私はそこはしっかりと押さえていく必要があるというふうに思います。

市長選挙の中でも、会田市長が候補者として、後援会ニュースというのをを出してしまして「絆」というのをを出してしまして、その中で、常総広域問題を争点のようにいつているけれども、4市の自治体で構成する一つの自治体で、別の自治体で、守谷市という自治体とはっきりこの問題は区別しなきゃならないというふうにいつているように、市長選挙というのは、決してこの問題だけが争点になっているわけではありませんので、しかももし争点だと考えたとしても、会田さんの受けた票というのは1万1,517票ですけれども、全体の42%、あと2人の候補者は契約の見直しを掲げたわけですね。彼らの票を合わせれば6割ということです。しかも会田さん自身が受けた得票というのは、有権者数からすると25%ということを見ても、この選挙の結果をもって、キルン式ガス化溶融炉が、市民の了解を得られたというふうに理解するのは全く当たらないというふうに思います。

そこをまず押さえた上なのですから、私は、この入札とそれからこの間のガス化溶融炉の選定の中で、市長がどうかかわってきたのかということを知りたいというふうに思います。

私は、まずその入札なのですから、建設工事について環境省が、廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引というのをを出してしまして、ごみの処理施設については、大変談合不正が数多くあるということで、機種を限定しないで入札をなささいというふうに環境省が求めています。

ところが常総広域の場合には、キルン式ガス化溶融炉ということで限定して2月に入札を行いました。キルン式というのは、最もメーカー数が少ないのですよね。五つのメーカーしかない、ほとんどが1回か2回かの設置経験しかありませんで、実際に多いのは、三井造船7カ所、それからタクマの3カ所、この2社しか実質的にはないわけですね。その結果指名業者わずか2社ということで、タクマが辞退、三井造船が実質予定価格を100億円上回るという応札をして1回目不調になったということで、この結果の中で、取手市議会、つくばみらい市議会でも、機種選定の白紙撤回を求める意見書を採択をしたわけですね。常総市も要望書を出すという結果でした。

ところが、これを無視して、しかも入札のやり方としては全く不当で不調になった三井造船と、それから辞退をしたタクマを相手に、三井造船が1回目に提示した建設事業にかかわる金額240億円、これにあわせる形で予定価格を設定して再入札をしたと、これは入札のあり方として全く正しくない。結果として、今度は三井造船が辞退をし、タクマが落札と、タクマの落札価格は、三井造船の引き上げた金額にあわせた予定価格に設定されていたから、タクマの今までの実績3カ所のトン当たりの平均価格は4,000万円台、それが6,700万円にはね上がるということで、タクマの今までの3カ所というのは、はるかに規模も小さい焼却施設です。

ですから、市長いいですか、規模が大きくなれば、当然そのトン当たりの単価も抑えられるというのが通常です。ところが、実績の4,000万円台から6,700万円台にはね上がるということで実際にこれが建設をされますと、つくばみらい市の建設とそれから起債償還負担額は29億8,500万円、30億円です。それだけに限らないで、建設をしたあとの管理運営費は、今、白紙状態。

今までのタクマの3カ所では、いずれもタクマテクノスというタクマの関連会社が管理

運営しています。いわれるように、あの3カ所のトラブルの指摘の中で、8月、10月の常総広域の議会の中でも、こういうトラブルに対応できる形で、タクマ独自のオリジナルでシステムの技術を開発したというふうにタクマはっています。だとすれば、管理運営をほかの企業がやれるはずがないという結論が出てしまう、そうなるとすると、言いなり価格で管理運営費がここに加わるとすれば、大変な負担額になるわけです。

まずこの入札自身がとんでもない、入札の本来のあり方から、入札の基本となる適正化法から見ても、不調になった、しかも辞退した相手と2度目の入札を行って、しかもその不調のときの金額に合わせた予定価格を設定して入札を行うなんていうことについて、市長が、これはおかしいだろうという声を上げるべきだ。しかも自分のところの議会では、こういうやり方はすべきではないという議決がされている。そのときに、市長は、2度目の入札のときに、どういう働きをしたのでしょうか。

それからもう一つ、機種選定についてです。機種選定について、ガス化溶融炉の危険性について、この間の常総広域の議会の中でも議論をしてきました。機種選定は、議会の承認を得ているといいますけれども、機種選定はすべて管理者会議で決定をして、常総組合の全員協議会で報告をするという形で、すべて、ガス化溶融方式での更新の位置づけも、3方式の絞り込みも、2方式の絞り込みも、キルン式での更新についても、決定事項ではありません。議会については報告、すべて管理者会議で決定したもの、それが進められる、管理者会議で決定で物事が進められてきた。つまり4人の管理者がこの機種の選定のために、どういう情報を取り入れながら判断をしたのかということは大変大きいわけです。

常総広域が建てかえを決めたのが98年、平成10年です。そのとき私も組合の議員でした。その当初から、会田管理者がガス化溶融炉にこだわっていました。私は当時、既に荏原製作所のガス化溶融炉が、藤沢市でダイオキシンの汚染水を流すということで事故が起きているし、危険性が明らかにしているし、未熟でゴミ減量にも反するという技術だということで反対をしてきました。しかし、ガス化溶融炉に固執をした。

しかし、当時、言いますと、97年に、国自身が、溶融施設また固化施設を有するガス化溶融炉を補助要件にしたのですね、ガス化溶融炉の設置をね。そういうことで、全国にちょうど広がっていた時期、ダイオキシンが除去できるんだと、スラグが再利用できるので、最終処分場の延命になるのだということで奨励した時期だったので、その当時、常総組合がガス化溶融炉を選定したのは、ある意味やむを得なかったかもしれない。しかしその後の10年間で明らかに事態は変わってきています。

大変な未熟な技術だったことで、事故、トラブルが続出をしていますし、ダイオキシンも再合成されると、これでは全然ダイオキシンの除去ができないという実態が明らかになったり、スラグ自身も、砒素だとか鉛が中に含まれるということで、有害物質が流れ出るという危険もあって、十分資源化できない。スラグになった状態で最終処分場に持っていくという事態も各市で起こってきました。

そういう中で、ことしの2月の日本経済新聞でも明らかのように、メーカー自身も、設置したはいいいけれども、保証期間の間の操業、保守の費用が大変かさんで、メーカー自身が撤退するという、このガス化溶融炉の建設から、荏原も、IHIも撤退するという事態。それから保証期間が今切れ始めていて、昨年調査では、自治体の6割で、今後の保証期間が切れたあとの自治体の負担が膨大になるということで、想定を超える今後の負担、ここに懸念の声を発し始めてきている。

そういう中で、日本環境センターの藤吉理事というのは、まさにそのガス化溶融路線を推進してきた人ですけれども、性能を高くうたい過ぎたと、基本的な問題をクリアしないまま実機に移したと、影響が出始めているといわざるを得ないような事態も起こっているわけです。こういう事態の把握を、3方式、2方式、それからキルン式の更新をする決定をする管理者会議の中で、どれだけ把握をし、検討をし、この決断にゴーというサインを発したのか、その点について、市長としてどうかかわったのか、入札の問題と、それからガス化溶融炉の危険性について、どの程度把握をしていたのか、再度伺いたいと思います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） この入札ということですが、今の広域議会の以前の構成の中で議決されて契約をされたと、こういう経過でございますが、どうかかわってきたのかということでございますが、入札そのものにはかかわっておりません。報告で聞いたということでございます。

したがいまして、先ほど申し上げましたような入札に入る前に、業者を呼んで、これは議会の皆さんも一緒に聞いたと思います。説明を聞いて、そして機種選定をして入札に入ったと、入札はその後でございますが、後で報告がなされたという経過でございます。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 今、市長は図らずも、答弁をしている中から見ても、管理者会議の中でも十分な検証がされたのかというふうに大変疑問に思います。

各地の視察もして、そして検証してきたというふうに主張しますけれども、管理者の視察で、習志野市、流山市、峡北広域、豊橋市、笠間と視察をしたようです。しかしその視察報告を見ましても、例えば、豊橋なんかについても、ここはキルン式ガス化溶融炉です。だからキルン式に選定する大きなきっかけになった視察だったというふうに思いますけれども、報告の中でも、豊橋の実態についての報告は大変不十分だというふうに思います。

実際には、豊橋市では、本来必要としないはずの灯油が年間3,000から4,000キロリットル使用しなければ動かないという実態が起こっています。3,000キロリットルというのは、今、常総広域のキルン式ガス化溶融炉の中で設定している灯油の10倍の量ですよね。本来言うと灯油は使わなくてもいいのだという機種として導入されたと、しかし実際には動かない、3,000、4,000キロリットルの灯油を使用しなければならない。

それから、ごみ発電をして売電するはずだった計画ですけれども、毎年1億円から1億5,000万円もの電気を買っていると。90日間の連続運転というのは最低限の条件です。しかし、90日間の連続運転できないと、2カ月とまっている事実がある。それからスラグからも、基準値以下ですけれども、砒素だとか六価クロムが発生している。

こういう事態が起こって、豊橋市とそれから三井造船と、その貸し担保保証期間が終わる中で、今までは三井造船が、灯油についても発電についても責任をとってきたわけけれども、保証期間後は、豊橋市にその部分が全部のっかかってくると、このままでは受け取れないということで折衝しています。3月の時点で現地に問い合わせをしましたら、現在交渉中と、こういう実態については全く管理者は視察の中で把握していないですよ。

それから流山市も見えていますけれども、流山市でも、平成16年に、酸素発生装置排気室の外壁が8平米破損して、爆発をして破損して、その瑕疵改善の工事の中で、下請社員が灰処理施設に転落をして死亡しているのですよ。それから19年にも同じように死亡事故が

起こっている。こういう事態を把握しない、そして判断をしている。私は大変危険なことだというふうに思います。

今言われましたように、市長が言われたように、メーカーの説明、それからコンサルタントの説明ですべての物事が行われてきている。このコンサルタントの環境工学が倒産したのですよね。この環境工学が何をやってきたのか、環境省の手引では、コンサルタントの選定に当たっては、計画、基本設計、支援業務、施行管理、別々の業者に発注契約をなさないと指導しているのです。それは今までのように、大変な数の談合、汚職が起こってきている、それはコンサルとメーカーの癒着によって起こっている。だからコンサルを一個一個の事業について分断しなさいといっている。

ところが、常総組合では何をやったのかといったら、平成17年のまず初めの基本計画、ここに環境工学コンサルタントが落札をしています。これは競争入札で落札をしていますけれども、予定価格の4分の1、4分の1でもとりたいということで環境工学がとった。そしてあろうことか、今度機種選定の8社の比較分析、これは3方式で8社並べてずっと出させて、この分析の結果、どれが最も安価で効率がよくて安全かという結論を引き出す比較図書、大変重要な図書、この図書の比較分析の業務を、今度は随意契約で環境工学に担わせている。環境工学が、キルン式が安全ですよ、ガス化溶融炉のこの方式がというより得点が高い形でカウントしている。いわゆる専門家の中で出されている図書なんかでは、キルン式の評価なんか全く高くないですよ。ところがこの図書の分析で高い評価を出している。

環境工学が、ガス化溶融炉の中で最も設置数が少ない、14カ所しか、ほかの機種であれば30から40の実際の設置経験があるのに、14カ所しか設置されていない、しかも平成16年度以降1基もキルン式は設置されていない、ところがこの機種を安全で効率がいいという結論を出す。

さらに、19年の8月、長期管理運営業務を環境工学に引き受けさせて、さらにことしの3月議会で、ガス化溶融炉を危ないのではないかと、キルン式は事故が多発しているじゃないかと指摘をして、議会で指摘があって、そういう指摘に全く環境工学は情報を提供してこなかったのかかわらず、契約直後の施行管理、この入札でも環境工学が落札しているのです。予定価格の2分の1ですよ。1億5,000万円の予定価格、半額の7,600万円、半額であっても環境工学がとりたいというのは明らかな札入れの結果だというふうに思います。これは明らかに異常だというふうに思います。

すべての専門的な知識というのは、この環境工学から出されたデータ、またはタクマから出された知識でしか判断の材料を常総広域の中では出されてこなかった。私は、このままこの契約を進めさせるといえるのは大変危険だというふうに思います。

この間の、この一連の不正を正すことが、私は本当に必要だというふうに思います。そのためにも、手引の中では、CM方式というのを推奨しています。それで流山市でもCM方式を取り入れて事故や何かが起こっています。この事故についても対応するということで、荏原製作所が、流山市の溶融炉の建設の業者ですけれども、厳しく指摘をして責任をとらせるといえる是正措置をとっています。

私も、流山市の議員に、共産党の議員に問い合わせをして確認をしましたけれども、かなり厳しくその業者に要求をして、大変組合側に立った、行政側に立った立場で、CM自身が有効に働いているというふうにいっています。

ですから私は、しかるべき専門家を入れれば、契約の見直しというのは大変大きなハードルだけれども、しかしできないことではない。このまま固執してやれば、私は大変な負荷をつくばみらい市の市民にも与えることになりまし、何よりも地元が望んでいる安全という点でも、脱焼却という簡単な言葉で言っているけれども、ガス化溶融炉が決して地元が望むような安全なそしていい形での施設として運用できないという実態が大変たくさん出ておりますから、その検証を含めて、専門家を入れて再調査をすると。

必要であれば、私は、議論の中で、そういうのだったらもうどこかへ持って行ってくれと会田さんはよく言いますけれども、建てかえ用地の変更という、地元住民の意向も含めて、必要であればつくばみらい市に建設する腹構えも、市長自身が持ちながら、この不正常的な契約の再検討を、市長の意思としてやはり求めていく、そのことが大きく事態を変えるんだと思いますし、正常な形で動かしていく大きな力になるはずですから、本当にもう過ちを繰り返さない、そのためにも、市長がその役割をぜひ果たしてほしいというふうに強く要望したいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 川上議員も、常総広域の議員の一員ですから、今、細かく勉強された経過を、24日に、いわゆる、今おっしゃった方式によってやるべきかどうかという全員協議会が予定されておりますから24日に、どうかひとつ川上議員からも、広域の中でよろしく願いいたします。

○18番（川上文子君） 市長自身はどうするか。

○市長（飯島 善君） 私も、もっとも考えておりますよ。私も、今までも言ってきた、単価の問題でも言ったし、私そのもの素人でございますから、安いが高いかということになりますとわかりません。ですから当時は、非常にオイル等も上がっておりましたし、建設資材等も上がっておりましたから、その上がっておる状況は聞いておりましたから、なるほどな、そうでもあろうかなというようなことで聞いておりましたが、残念ながら素人ですから、こうである、ああであるということは申し上げられませんでした。とにかく単価は高いと、こういうことはおっしゃいましたが、よその市長も、ちょっと言った方がおりますが、しょうがないのかなと、こういうようなことで今日に至ったと、こういうことでございますから、24日にぜひお願いします。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 市長の果たす役割は大きいと思うので、私ももちろんそうですけれども、ぜひ力を尽くしてほしいというふうに思います。本当に大事な問題だと思っています。

最後の問題ですが、空き地の草刈りについて伺いたいと思います。

空き地の草刈りについて、強制力を持つ条例改正検討すべきでないかということで通告をいたしました。

つくばみらい市の環境保全条例の中で、空き地の問題については、第41条で、空き地の所有者は、近隣の生活環境を損なうことのないよう空き地の適正な管理をしなければならない。42条で、市長は空き地が管理不良状態にあるとき、所有者に対して管理不良の状態の解消について、必要な指導をまたは助言をすることができるというふうにいっています。さらに43条で、その指導を履行しない所有者に対しては、当該空き地の管理不良の状態の

解消について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。さらに44条で、勧告を履行しない所有者に対しては、必要な措置をとるべきことを命ずることができるということで定めています。指導し、勧告し、命じても従わない所有者がいる場合については、残念ながら、この条例では、何の手だてもとれないというのが現実です。

担当職員は、大変一生懸命努力をして、誠意をもって一戸一戸の、私も何力所かお願いしましたけれども、対応して、大変な努力で対応されてくださっています。所有者がこたえない場合についても、あの手この手いろいろ工夫しながら、所有者に何とか動いてもらおうということで努力をされているんですけれども、所有者が必要な措置をとることを求めて努力をしても、現行の条例では、指導、勧告、命ずるという範囲でしかないわけで、その努力が残念ながら生かされない。私は、強制力を持つ条例改正など検討すべきでないかと、この間の中で考えているわけですが、担当部長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） お答えをいたします。

空き地の草刈りというふうなことでのご質問でございますけれども、先ほど、川上議員おっしゃいましたように、本市では、環境保全条例というふうなことで、空き地の草刈り等については、40条から44条の条項の中にうたわれておるわけでございますけれども。

罰則規定というふうなことでのご質問でございますけれども、この罰則規定を設けるというふうなことになりますと、当然市の方での告発とかそういったことになりますから、警察署あるいは地検等々関係機関との調整をしていかなくちやなりませんし、また、近隣市町村等の状況などもかんがみないと、幾らつくばみらい市の条例改正とはいえ、市の意向だけではちょっと決定することはできないと。当然罰則規定を設ける、科料なりを設ける場合には、そういった関係機関との調整が必要になってくるというふうなことでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（今川英明君） 川上文子君。

○18番（川上文子君） 罰則規定については、私も地方課の方に問い合わせをいたしました。基本的には、その他の規則、規定の罰則とのバランスなんだと。それから他市町村の例だとか図書などを参考に、市町村の判断で基本的に決める。

地検の問題ですけれども、地方検察庁との協議を行って決めるという、これは任意の協議、あくまでも検察庁との協議は任意なので、法的な定めに基づくものではありませんというふうにいっています。

それで、法的な部分での制約はどこにあるかということで伺ったならば、地方自治法の14条、定めているのはこの14条だけだと、地方自治法の14条では、3項で、地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例に違反した者に対して、2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料、もしくは没収の刑、または5万円以下の過料を科す旨の規定を設けることができるということで、罰則規定を設けることができるんですよという地方自治法の法の定めが唯一の法的な定めということです。

○議長（今川英明君） 川上議員、発言中ですけれども、残り5分です。

○18番（川上文子君） 知っています。はい、大丈夫です。

ということです。決して、所有者が動かないという例は多くはないというふうには実態は

聞いていますけれども、少なくとも、マッチ１本で、これから冬場になれば、大変な被害を生む火事になりかねない。私が取り扱った中でも２カ所、地主が動かない。いずれも住宅内で本当に隣接して家があるのですよ。その隣のおばあちゃんが、本当に恐怖だというふうに言っていて。私も隣の家が火事になって数年前、通報した時点ではこれは消せるというぐらいに思っていたけれども、実際には、あっという間に全焼という状態で、火事の怖さを実感したわけですが。

そういう意味では、いろいろ勧告をしたり命令したりしたけれども、刈ってもらえなくて、そして不審者の火によって火事が起きちゃうのですよねと、起こっちゃったんですよという説明で事は済まないのだと思うのですね。

これからの高齢化率が高まっていくわけですから、空き家がふえていくわけで、私は罰則というのは大変何か、要求する方としては心が痛む部分もあるのですが、しかし、やはり一定の強制力を持たせるものをつくらなければ、今後対応していくことができないのではないかと。起こる事態の危険というのは大変大きいわけですから、土浦とか取手にも聞いてみましたが、苦慮しているのも事実なのです。困っているという実態も。いずれの市町村も対応に苦労しているわけですから、ぜひ検討して、しかるべき対応を、部長、ぜひ力を発揮して明文化していくことを要求したいと思いますけれども、答弁あと３分間ありますからお願いいたします。

○議長（今川英明君） 市民経済部長古谷安史君。

〔市民経済部長 古谷安史君 登壇〕

○市民経済部長（古谷安史君） 罰則規定を新たに設けなさいというふうな話でございませうけれども。先ほどちょっと申しましたように、確かに、近隣市町村いろいろ調べた結果、県南10市あるいは常総、坂東市等も調べたのですが、県南10市とかそういう近隣を調べたところ、その罰則規定を設けているのは確かに土浦市だけです。土浦市では、確かに罰則規定はあるけれども、実際にそれを適用したことはないというふうなお話でした。

確かに、罰則規定を設けるというふうなことになりますと、警察あるいは検察、最終的には裁判所、そういったところとの関係も出てきます。そういったときに、市の方で告発した場合に、そういった関係機関が、そういったものは事前に相談がなかったので知りませんよというふうなことでいわれますと、やはり市として果たして罰則を設けたのは正しかったのかどうかというふうな判断にもなりますので、そういったことから、先ほど1回目の答弁でお話しましたように、関係機関との事前協議は必要になってくるよというふうなことです。この辺については、やはり空き地の草というものをそのまま伸び放題にしているというのは、いろいろな何か問題があるみたいなのです。ちょっと調べた結果。ですから、空き地の管理以前の問題で、土地所有者との近隣住民とのトラブルというか、そういったものも何らかの問題があるというふうなことも聞いております。

そういったことで、原則的にはやはり土地所有者の方が良識とモラルをもって自分の土地はやはり自分で管理していただくというのが一番の基本ではないかなというふうに思いますし、どうしてもということであれば、やはり行政協力員、区長さんなどと地権者とよく協議していただくというふうな形で、市の方としては、その辺のところは助言をしていきたいというふうに考えておりますけれども、罰則規定を設けるということになると、なかなか難しいかなというふうな感じがいたしています。

以上です。

- 議長（今川英明君） 時間がきましたので、これで終了します。
ここで暫時休憩をします。
午後は１時から再開します。

午前 11時51分休憩

午後 1時00分開議

- 議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんにお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。また写真撮影や録音などは禁止されておりますので、守るようお願いいたします。

当市議会では、小中学校の児童生徒を対象に、計画的に議会の本会議を傍聴していただくために、市の教育委員会、並びに各学校の協力のもと事業を展開しております。本日も、伊奈東中学校の生徒さんが傍聴しております。また、もう少したちますと、小張小学校の児童の皆さんが傍聴に来る予定です。本会議途中で入退室するなどありますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、皆さんご存じのとおり、質問及び答弁の時間を含め１人１時間となっております。さらに、一つの質問事項に対して３回までの質問となっておりますので、遵守されるようお願いいたします。

順次発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

- 12番（古川よし枝君） 12番古川です。

3項目、質問をいたします。よろしくお願い致します。

まず最初に、伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業について、つまり駅前のみらい平の区画整理の開発について伺います。

T Xが開通してからのみらい平の丘陵部には約3,000人の人口がふえ、昨年10月から1年間で約1,000人ふえたというふうに、一見大変順調のような進展のようですけれども、しかし、不動産関係者や県の担当者からは、今年度に入ってから土地の売買の動きがとまっている。不動産価格は、坪30万円だったものが20万円台に下がっているといえます。マンションの販売価格も、1割から2割の値引きが余儀なくされているというふうにいわれています。

そもそもT X沿線開発は、平成元年に、宅鉄法といわれる大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法という法律がつくられて、それに基づいて鉄道の沿線3,000ヘクタールの住宅の開発とそれからそのほかの開発とあわせても、50万から70万人の人口増を見込んで区画整理の事業が各地で行われたわけです。

事業の計画は、バブル期の経済情勢の折、地価上昇という設定で計画がつけられましたけれども、実際の事業は、バブル経済がはじけて、土地の需要も落ち込み、地価上昇も見込めないという中に始められています。この伊奈・谷和原丘陵部では、地価を2.5倍上昇すると、増進率といえますけれども、ということを見込んで、この区画整理事業の計画が

つくられました。

もともと宅鉄法によってＴＸの敷地の用地と、それからお客さんを、客を確保するということによってこの開発に主眼がおかれたということにおいても、非常に経済情勢をきちんと見ないで始まったと、しかも大変大規模な開発だったということにあります。ですから、今困難にぶつかっている最大の要因は、やはり鉄道を通す要求も大変大きかった。それはそれとして、その沿線の開発に大変な大規模な開発を国が主導で進めたというところに原因があると思います。

ＴＸ開通で一時的に人口がふえ、好調に見られたけれども、今の情勢、一層拍車がかかる経済低迷の中で、今事業は、事業費のベースで69%、平成19年の末です。事業が進んでいるということですが、全体事業は275ヘクタールです。この開発をどう展開していくのか、これは大変不透明です。

事業費を生み出す保留地の処分価格も、今引き下げを検討しているということも聞いています。そして、この事業の計画の変更も予定されているというふうに聞いています。今回のこの事業の変更は、どういうところが変更されていくのか、そして改善点は何なのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

丘陵部の事業計画の変更でございますが、現在の厳しい経済状況の中で、魅力あるまちづくりの形成と整備の早期完成を図るため、資金計画の変更と、それから西側部分の土地利用変更を、事業者であります茨城県と市の方で協議中でございます。

なお、変更の内容は、地権者の皆様方には直接影響のない範囲での変更ということで伺っております。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） つまりこの事業計画の変更は、今行き詰まっているこの事業をどう解消していく、行き詰まりをどう解消していくのかということだというふうに思います。そのために、資金計画の変更ということですが、

この10月に行われた区画整理の審議会の中では、保留地の処分金が約7.7%、現在平米で9万2,000円ですが、8万4,900円に引き下げる案が出されたといわれています。つまり土地が売れない、そこで保留地の処分価格を下げて、そして新たに土地利用の変更をするということで、公園用地の一部を保留地として市場にはき出す、価格下落の穴埋めをするということで、本当に事業の行き詰まりだというふうに見えるわけです。

県は、何とかこの事業を平成5年から始まって平成24年に事業を終えているいろいろ精算をして29年に閉じるというふうにしております。確かに長引けば費用もかかるし、それはわかりますけれども、しかし大変なごり押しでこの事業を進めていくのだというふう思うのですね。

それで、この事業を終結して、24年にするわけですが、何とか県は、県の過大なマイナス負担も負いながらこの事業を閉じることになるのではないかと、私には思うのですけれども、こういうことが決して県が負担を負う、県が痛い目に遭うばかりではなく、この開発に組み入れられた地権者も大変な痛手を負う、このことは明らかです。

県は、事業を閉じて、この事業終わりますけれども、残された地権者は、景気低迷が続く中で、土地の賃貸も売買も進まず、マンションやアパート経営も採算の見通しが立たなければ、地権者は土地の有効活用の選択肢はなくなります。ただ高い固定資産税に苦しめられるだけです。市はこの間、こうした地権者の土地利用意識の調査を行うということで行いましたけれども、その結果、どのように地権者の意思を受けとめ、そしてどういうふうな対応策を考えておられるのか伺います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

市といたしましては、民有地の利用促進を図るために、10月いっぱいですね、1カ月間でアンケートの調査を実施しております。地権者に対してですね。配布件数は1,243件、回収率が38%で、現在集計中でございます。

速報を申し上げますと、地権者が丘陵部地内に求めるものは、一番多かったのが事業の早期完成が最も多く16.6%となっておりまして、次に商業施設の設置が12.3%、3番目に小学校の建設が10.1%ということになっております。また、地権者が必要とする情報といたしましては、税金についてが最も多く33%、次に貸借経営ですね、これが14.8%、次に、賃借権についてが9.5%となっております。

市といたしましては、これらの現状を踏まえまして、今後パンフレットによる情報提供と土地活用のサポートをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 税金の問題が、地権者としては大変心配だというふうにかがえますけれども。つくば野田線沿いでも、300坪あたりで固定資産税は45万円から50万円、商業地域では60万円、ある地権者の方は、70万円からの固定資産税で今後大変不安だというふうに言っておられました。

こういう中で、もともと田や畑を持っていた地権者の方は、土地を処分をするというのは大変な思いなのだと思うのです。ですから、何かに活用したい。そういうことで意向がかがえると思います。そのためには、まず事業者きちんとまちづくりをして、需要を高めてほしいという要求だというふうに思うのですけれども、それに事業者がこたえられるかということも、今の経済情勢の中では大変困難だというふうに思います。

私は、この事業が始まる、今から十六、七年前ですけれども、小張小学校に、この事業の説明会を行うということで、スライドを使って説明がありました。そのときには、土地は手放さなくても、マンション経営など十分有効に活用できますよと、もともとの地権者に県は説明していたことを思い出します。そして、この事業への協力を呼びかけ、4割先買い、4割減歩の区画整理事業を始めたわけです。

このまま土地の有効利用ができないことが長く続くようであれば、何らか県も市も含めて、この地権者の負担軽減を考えなければならないときがくるのではないかというふうに思います。ばら色の設計図を示し、地権者に勧めてきたのですから、国も県もそして市の責任も大変私は大きいと思います。

それから、市にとっても大変です。この開発が中途半端で県が閉じれば、その後、市の対応は大変な負担を強いられるというふうに思います。この開発にかかわる市の負担を、

どのぐらいかかるのかということがいわれておりますけれども、最近の資料はありません。それで平成15年に、伊奈と谷和原の議会に負担の覚書とともに示された参考資料を見ますと、そのときの試算でいきますと、両町村で240億円ぐらいの費用負担がかかるというふうに見れると思います。このうち学校用地なども含めた公益施設では、建設も含めると約130億円ぐらい。今地価も下がってきていますので、この試算には大きな違いがあると思いますけれども、合併後のつくばみらい市で、今後、今の情勢を見ながら、開発にかかわる費用の負担をどのように試算しているのか伺います。

○議長（今川英明君） 都市建設部長鈴木 清君。

〔都市建設部長 鈴木 清君 登壇〕

○都市建設部長（鈴木 清君） お答えします。

土地区画整理事業で、市が負担を求められているものにつきましては、区域内の都市計画道路の市道部分ですね、これの国庫負担を除いた額を、県と市がそれぞれ2分の1ずつ負担するというところでございます。いわゆる119条の負担金ということでございます。

それから、公園につきましては、公園用地が、地区全体面積の3%を超えた部分、これにつきまして負担する、いわゆる公共施設管理者負担金がございます。公園面積につきましては、現在検討中でありまして、また用地単価につきましては、従前地を、先ほど言いました公共施設管理者負担金、負担協定時に再鑑定しまして、今後決定するというところでございます。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 新たな価格の設定での市の負担は明確になされないというふうに思いますけれども。

現在、丘陵部には、ゼロ歳から2歳児の子供たちは、この1年間で1.6倍の250人、それから25歳から40歳の大人は1.4倍の1,508人と、若い子育て世帯が入居しています。公益施設等の要望は当然要求されてきます。後手後手にならないまちづくりをしなければなりません。きちんとした計画、市民の合意形成を図るべきで、ぜひ新しい合併後の、この丘陵部についてのまちづくりについて再度検討をすべきだというふうに思います。

県は、まちづくりにおいて、当然必要となる用地の取得ですけれども、時価を基準にした適正な価格の8割で提供するというふうに、当初言っておりましたけれども、もともと市長は、当時は伊奈町長でしたが、この開発では学校用地など公益施設の建設は県にやってもらおうと、県に協力してもらおうのだと、全面的に提供してもらおうのだと、こういうことでこの開発に入っているわけですから、当然用地は県に、県はその用地に先買い地を充てるわけですから、県は無償かあるいは先買い価格程度で提供しよう再度強く市長は県に求め、そして中途半端に終わらない、きちんと財政計画に基づいた住民も納得いくようなバランスのよいまちづくりを、この丘陵部の中でしなければならないというふうに私は強く思います。そのことを市長に強く要求したいというふうに思います。

質問はできませんので、次に2問目について質問いたします。

次は、介護保険事業について伺います。

介護保険事業は、3年ごとに見直しが行われ、来年は3回目の見直しの年になります。平成18年に介護保険法が改定され、介護保険制度の方針が給付の削減に焦点が当てられ、その結果、軽度とされた人を中心にして、予防や自立支援の名のもとに介護サービスが取

り上げられ、利用の抑制が行われています。さらに、2度にわたる介護報酬の引き下げで、介護を提供する側も、介護で働く人にとっても働き続けられない状況をつくり出し、深刻な人材不足が生れています。

3回目の第4期事業の見直しは、基本的には、3期目標と同じく位置づけられ、具体的には、3年間にどのような種類の給付を、どれだけの量を介護保険で提供するかが決められます。介護の人材不足は、劣悪な労働条件、深刻な経営難の原因は介護報酬引き下げが最も大きな要因であることは明らかになっています。当然、介護報酬の見直しが行われます。そして、65歳以上の被保険者の保険料の見直しがあります。

法改定では軽度と判定された人を中心に、介護予防の名による介護の取り上げ、介護施設の居住費や食費を保険から外し、自己負担としたことで、かさむ入所費を心配して入れない人も生み出しています。

今度の見直しが、3年間の実情をしっかりと把握して、高齢者の負担を軽くし、その人の生活実態に即したサービスが受けられるよう、計画づくりが求められています。

そこで、まずお聞きしますが、当市の来年4月からの第1号被保険者の保険料の設定をどのようにしていくのか伺います。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 第4期介護保険事業の計画についてということでのご質問でございますが。介護保険事業につきましては、高齢者施策を総合的、計画的に事業を推進するため、地域の実情に即した介護保険事業計画を3年ごとに、今、議員がおっしゃったように策定し、円滑な実施を図ってまいるということでございます。

この質問の第4期介護保険事業計画につきましては、現在、策定中でございます。第4期の保険料のところについては、事業計画策定委員会の審議をいただいてから決定すると、こういうことになっておりますので、そういうスケジュールで進めてまいりたいと、このように考えております。具体的には部長の方から答弁させます。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

ご質問の保険料の設定であります。保険料の設定につきましては、今後3年間の高齢者人口や要介護、要支援者の増加率、及び介護サービスの提供による給付費の伸び率など総合的に推測して算出するものであります。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 来年4月の改定ということで、多くの市町村では、もう既に方向性が出されて、保険料の値上げは据え置くとか、それから保険料が引き下がるというような事態も生れております。それは、保険給付、この保険事業が大変黒字が出てしまったということもあると思いますけれども、そういう状況であります。

つくばみらい市でいいますと、前回の保険料見直しでは、合併ということもあって、伊奈地区では44%、それから谷和原地区では75.4%も保険料引き上げられて基準額が3,630円にもなったわけです。その結果、平成18年度の決算では、保険給付額が、前年度比でも7.9%伸び、対して保険料は61.6%という大変高齢者の負担が実際はふえたわけです。

そして平成19年の決算では、基金の積立金が9,900万円、1億円の黒字ということであり、平成20年はこれから決算ですけれども、恐らく約2億円近い黒字になるのではないかというふうに推測します。こうした状況は、前も言いましたように、全国でも6割の自治体がこの保険料を使い切れずに大幅な黒字になっているというふうな状況です。

一方では、税改定によって、これまで住民税非課税だった方が、所得区分が上がってしまうケースもあって、大変な負担増が高齢者に課せられました。3期と同じようなことが繰り返されることのないよう、4期の保険料は、基金等を生かして、保険料の値上げはしないよう強く求めます。

市の総合計画の実施計画の中に、介護保険事業の給付の数値が計上されておりますが、これは余りそこに数字に頼ることではないのかもしれませんが、しかしその実施計画の中で見ましても、保険料を値上げしなければならない要素はありません。ぜひ保険料の据え置き、あるいは引き下げに努力をしてほしいというふうに思います。

それから、平成18年度の改正では、保険料段階区分で、本人が住民税課税の4段階、この上の段階については原則2段階だったですけれども、それを2段階以上に細分化したり、市町村で段階ごとの保険料の率も自由に決められるようになりました。税制の改悪で、高齢者の所得控除の廃止や削減が行われ、階層が上の区分に上がって、収入はかわらないのに保険料の負担がふえることになりました。この対策として、激変緩和措置がとられてきましたけれども、これが終了、何らかの、この対策とあわせて基準区分の細分化をして、所得に応じてきめ細かな負担能力の設定が必要ではないでしょうか。

所得200万円のみの上下では、区分では負担率の不公平が生じてきます。土浦では、7段階に設定して、4段階以上を5、6、7段階にして、そして第1、第2段階を基準額の0.4倍、5段階を1.25倍、6段階を1.5倍、所得が500万円以上を7段階として、基準額の1.8倍に保険料を定めてバランスをとっています。常総市でも、8段階にして、課税世帯の負担を細分化しています。

当市の5段階、6段階区分層に入る被保険者の割合もふえていることから、よくこの実態を把握して、決して高所得とはいえない高齢者に対して、負担軽減が必要だと考えます。保険料設定と同時に、課税層の保険料設定の細分化を求めますが、どうでしょうか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

議員からご指摘のありました基金等を利用して、保険料の値上げはしないよう求めるということですが、当市におきましても、介護給付費を削減するために、介護予防事業や適正化事業を積極的に実施しているところでございます。被保険者の負担軽減についても、努力をしているところであります。

なお、給付費等の大幅な変動や介護保険事業の健全な運営を確保するために積み立てられた介護給付費準備基金につきましては、第4期事業計画の中で、財源として繰り入れて保険料の値上げを極力軽減したいというふうに考えているところでございます。

段階の設定につきましても、現在種々検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 全国でも保険給付費が余ったと、十分にサービスが届いてい

なかったのではないかという指摘もある中で、今回の３期についての総括をきちんとして、ぜひ被保険者の税金がきちんと被保険者にかえるよう努力をしてほしいというふうに思います。

次に、保険料の減免や利用料の減免、これも大変な要求が強いものです。低所得者を中心にして、保険料そして利用料の減免をするわけですが、現在県内では17の自治体が保険料の減免を行っています。この近辺でも、常総市とか石岡、取手、牛久、守谷、阿見町と減免を行っています。それから利用料の減免についても、県内で19の自治体が行っています。下妻市では、すべてのサービスを対象にして、１段階、２段階の人には、在宅サービスは減免率が50%、施設のサービスに対しても40%、３段階の人についても在宅で30%、施設で20%と、どこの市町村も財政は大変だと思いますけれども、低所得者へのきめ細かな支援を行っています。

国はこのことに対して、幾つか厳しく指導をしているといっておりますけれども、一つは、保険料の全面免除はだめだということ、それから資産の審査なしの一律減免はだめ、それから一般会計からの繰り入れはだめだという、この３原則を守るようにというふうにいわれております。

しかし、介護保険は、地方自治法の自治事務であり、３原則に法的な拘束力がないことは、国会の答弁の中でも確認されています。私は、つくばみらい市が、他の自治体の取り組みに学び、一歩足を踏み出して、この介護保険利用者、低所得者の利用者への支援の充実に力を尽くすべきだというふうに思います。ぜひこの取り組みを求めたいのですが、いかがでしょう。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

今、古川議員の方からご提言がありました減免につきましても、これから第４期事業計画を策定するに当たり検討しているところでございます。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○１２番（古川よし枝君） 今、介護で働く人たち、大変報酬が少ないために、不安定でやめる人が多いというふうにいわれています。大変衝撃的なのは、結婚退職をするという、結婚を機にこれでは食べていけないということで退職をするという人も出てきているということで、私は今回の見直し本当に、働く人たちの労働者の労働条件の改善、そして報酬の引き上げでちゃんと落ちついて仕事ができるよう……。

○議長（今川英明君） 古川君、途中でですけども、同質問は３回までということで、最初にしましたので、その辺でお願いします。

○１２番（古川よし枝君） ぜひその改善点を強く望みたいというふうに思います。

次に、３項目めの質問に入ります。

福祉灯油の実施を求めるといっても、原油価格の急激な高騰は、ガソリンを初め食料品など生活必需品にも影響を与え、市民の家計はもとより、農業や商業など各事業者の営業に大変な打撃を与えています。中でも灯油の値上げは、生活困窮者や高齢者、障害者を直撃しており、暖房費を極力抑え、寒さに耐えています。

政府は、2007年12月11日に、原油価格の高騰に伴う中小企業各種業者、国民生活への対策の強化についてを決定しました。この政府の緊急対策の中で、国民生活への支援で、生

活困窮者に対する灯油購入費等の助成の取り組みも示されております。そして2008年度も続行して行うことになっています。

そもそも寒冷地における生活困窮者対策など、地方公共団体の自主的な取り組みの支援では、生活困窮者に対する灯油購入の助成など、自治体が自主的に行う対策の経費には特別交付税で2分の1の措置を講ずるというふうになっています。これは寒冷地に限らず全国どこの自治体でも、申請があれば交付するとしています。

福祉灯油の取り組みは、格差社会が広がる中で、厳しい生活を余儀なくされている市民への温かい施策となると考えますが、どうでしょうか。

○議長（今川英明君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 福祉灯油の実施を求めるというご質問でございますが、昨年より高騰していた灯油価格につきましては、ピーク時の8月に茨城県の平均値で申し上げますと、1リットル128円90銭でございました。12月1日現在では、リットル当たり76円30銭ということで、昨年同様の時期より安値となっております。まだ値下がりしている現状でございます。市内の取り引きはどうかというと、1リットル当たり70円前後で、配達取引も1リットル75円前後であるということでございます。最も安い店では1リットル60円前後でやっておるというお話もあるということでございます。

今の現状で、毎週毎週値下がりしているような状況の中で、油というものは、みんな外国に頼っておるようでございますから、安定値というのは余り期待できないのでございますけれども、現時点でそういう状況でございますから、灯油の購入についての助成ということは考えておりません。

以上です。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 灯油は、毎週毎週値下がりしているというのは今の状況です。それで私は、灯油の流れを見ますと18年の冬からずっと値上がりして行って、ピークは、ことしの8月がピークで2,300円、2,400円台のところもあります。ということで、9月からずっと11月、12月と価格が下がってきて、さっき市長が示されたように、市内では75円ぐらいということで灯油が売られているわけですが、それでも。

私は、今回のこの灯油、政府も19年の12月から助成制度を各市町村が始めているわけですが、それでも、この灯油問題については、原油の値上がりが原因ですが、一般市民には本当に大変な被害だというふうに思うのです。世界的な経済恐慌のサブプライムローンの破綻によって、投資が原油や穀物の方に回ったということで急騰したわけですが、このあおりを受けて、本当に生活困窮者が寒い寒い冬を耐えなきゃならない状況になったということでは、私はこの福祉灯油というのは、本当に原油の価格の高騰で、灯油ばかりではなく生活必需品、食料品もすべて値上がりしているわけですから、大変な痛手なわけですから、灯油が下がったにしても、生活の実態は大変。

私、見たのですけれども、生活保護世帯で、寒いところでは、北海道の中では、4人世帯でも月4万円ぐらいの冬期手当がつかますけれども、つくばみらい市では、1人1カ月1,390円という生活保護での冬期手当ということで、本当にごくわずかなのですけれども。そういうことも含めて、価格は下がってきているけれども、生活の実態から見れば、やはりこの寒い冬の中で温かい灯油を提供できるというのは、何にもかえるものがないという

ふうには思うのです。

ですからそういう意味でも、今回下がっているけれども、そういうことも踏まえて、今後のこともある、そういう意味で、ぜひ政府の特別対策にきちんと対応して、この福祉灯油の実施を求めたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今川英明君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

基本的には、ただいま市長から答弁申し上げたとおりでございますが、灯油価格につきまして、今年度の8月のピーク時から4カ月間で52円60銭、リットル当たり安くなっているということでございますので、当面、現時点では、福祉灯油の助成は考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 古川よし枝君。

○12番（古川よし枝君） 灯油が下がっているのに、その必要性がないということですが、8月がピークだったのです。それからどんどん下がってくるということですが、8月は灯油は一般家庭では暖房には使わないということもあって、やはり今の価格を見ると、平成19年の6月のころ、だから少し上がってきた段階で、政府が何か対策を取り組もうかという時期に当たるというふう思うのです。それが上がるのか下がるのかで違うということですが、私はそういう意味では、決して灯油が安くなったから福祉的な手当は必要ないという水準ではないというふうに思いますので、ぜひ今後の情勢を見ながら、この福祉灯油について検討を求めてこの質問を終わります。

○議長（今川英明君） 次に、14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

○14番（山崎貞美君） 一般質問は、私で最後でございます。今回は、1問のみをお願いをしたわけでありまして、私、少し風邪がみで、いつもの元気がございませんので、その点よろしくお願いいたします。

アスベスト被害と防止、さらには対応策ということで、関係課あるいは部長、場合によっては市長にまでご所見をお伺いするものであります。

この件に関しましては、大分以前になりますけれども、同僚議員の方からも質問がございました。最近、同僚議員の海老原議員の方からも、このアスベストについて質問があったように記憶しております。

皆さん、アスベストということをどこまでご存じかわからないと思うのですが、アスベストは、太さ数ミクロン以下という非常に細かい繊維状の鉱物なのです。飛散した繊維を吸い込みますと、肺に刺さり、肺がんや中皮腫等の健康障害を引き起こすことが知られて大きな社会問題になっているわけでありまして。

同僚議員からも、少し時間がたっぷりあるのだからゆっくり質問しろよというようなエールがありましたので、そこまでやる気はなかったのですけれども、少しアスベストの歴史ということで、ちょっとご紹介をさせていただきます。

きょうは、中学生の皆さんがお見えですから、非常にこれは皆さんにとっても、もしこれを吸い込んでしまうと、20年、30年たってから、この健康障害があらわれるということでございますので、勉強になるかと思っておりますので、本当はここでやるつもりはなかったのだけれども、歴史的背景ということでご紹介をさせていただきます。

アスベストは、歴史上、多様な用途に使用されていました。古代ローマでは、防火用として、布にアスベストを織り込み使用しておったわけであります。また、奴隷をアスベストの病気から守るために、透明な膀胱の皮を人工呼吸器として使っていました。フランク王国のカール大帝は、宴会のときに、アスベストでできたテーブルクロスを火に投げ入れ、後で焼けなかったテーブルクロスを取り出したというマジックを披露していました。しかしその後、1800年代後半に、アスベストの生産が盛んになるまでは、アスベストの危険性についての資料がほとんど残っていません。

ところが、米国と欧州では、アスベスト労働者の死と肺線維症、後に石綿肺と呼ばれるものによる健康被害の関係が明らかになってきました。1930年代には、肺がんとアスベスト暴露の関係がわかり、アスベスト生産会社は、アスベストによる健康影響を労働者に隠すようになりました。このようなことは、1930年代から始まり40年以上も続きます。

例えば、肺のレントゲンに異常があっても労働者には知らせない。アスベスト生産会社主催の会議では、レポートの中にあるがんという言葉を取り除く、アスベスト生産会社に不利な結果は公から伏せるなど、いろいろな手口が使われました。

1960年代に、アスベスト規制の始まりとなった二つの大きな出来事が起こりました。第1の出来事は、1963年に、不法行為法が改正され、会社が製品を使用する際、危険を知らせなかった場合や警告ラベルを張らなかった場合には、個人が会社を提訴できる権利が与えられました。

第2の出来事は、1964年に、セリコフ博士が、米国医学学会誌に、アスベスト製造労働者の健康被害の研究を発表しました。この中では、中皮腫という珍しいがんの比率が高く、そのほかのがんの比率も同年齢の平均と比べずっと高いことを示していました。政治的にも国民にも支持され、1970年代に、連邦議会は、国立労働安全衛生研究の米国環境保護庁を設立いたしました。

1978年には、セリコフ博士による長期間にわたるさまざまな業界の1万7,000人にも上る労働者を対象に、第2の研究発表がありました。その中で、高い肺がんと中皮腫の比率を再び示しました。さらに死亡した労働者の家族で、アスベスト職業、暴露歴の全くない人々が中皮腫で死亡していることが明らかになりました。作業現場以外の非常に低い暴露でも中皮腫になるというこの発見に基づき、連邦議会は1986年に、アスベスト災害緊急対策法を制定いたしました。これは最も影響を受けやすい子供たちを、やがて起こるアスベスト疾患から守るため、すべての公立学校のアスベスト保有の建物、大気の分析を定期的に義務づけたものであります。

この法律は、利害が一致しないように、請負業者、コンサルタント調査、資料採取管理、並びに以上の調査を行える人材の育成と分析機関など、各企業は業務を分かれていなくてはならないと決めています。また、建材は偏光顕微鏡で分析し、大気は透過型電子顕微鏡で分析することを義務づけています。

ちょっとのどが乾いたので水を飲みます。

そこで、ご案内を申し上げます。内閣府認証特定非営利活動法人日本環境調査会から、2008年10月、今NPO申請であります、アスベスト被害への認識の低さということで提示がなされております。日本におけるアスベスト健康被害についての認識は、アスベストを早くから禁止していた米国等の先進諸外国に比べて立ちおくれており、被害実態の把握、検証、除去の工法等について、海外の情報及び国内の意見徴収等により、アスベストの使

用、規制の基準、除去方法についての法制化をしておりますが、立ちおくれにより、検証による確認が得られず、アスベストによる健康被害者、潜伏期間が長いために、想像を超えてあらわれるたびに問題が再燃し、規制強化が行われているものが現在の状況であります。

平成17年度に、いわゆるクボタショックにより、アスベスト被害への重大さ、深刻さが表面化したにもかかわらず、平成20年3月発表の衆議院調査局環境調査室によれば、自治体を初め、一般の認識は低いとされています。

その原因は、次の点にあると思われます。

表面にあらわれている被害が、局地的、局部的である。本当の被害は、多様に使用されている建材に含まれるアスベストの潜在性で、今後、既存の経年建築物の解体、あるいはリフォーム工事で本格化するということがあります。3番目は、暴露から発症までの、先ほども申し上げましたように、潜伏期間が20年から50年といわれて、発症時のアスベストの因果関係が特定しがたい。将来を担う子供たちに大変な遺産を残すことになると思われる。

日本のアスベスト被害の防止、対応策は、米国と比べおくれであり、かつ不十分であると思われるので、人体への被害防止対策への対応を米国との比較を試みますと、一例として、日本環境調査会の正会員であるエンバイロクエスト・ジャパン社の協力のもと、過去の経歴を踏まえ、米軍の横田基地内、空港管制塔、空港内のレストラン、管制塔内の会議室等、アスベスト除去作業において、いわゆる米国式の方法にて行われたことをもとに作成されました。横田基地に限らず国内の米軍基地内すべてで米国式の方法でアスベスト除去は行われています。そこで、サンプリングが重要になってくるわけであります。

米国では、アスベストのサンプリング採取において、米国EPA法の管理下のもと、安全に配慮した取り組みを行っております。サンプリングを行う目的は、調査対象物件に使用されている建物の建材のアスベスト保有の有無を明らかにする。ほとんどの場合、資料調査では判定が不可能であるため、現地目視及び資料採取、分析によって、ある、ないを明らかにします。したがって、資料採取が判定を左右するため、適切な箇所適切な量をサンプリングできるかどうか重要なかぎを握っており、失敗をすると、再度サンプリングを実施しなければなりません。

そこで、サンプリング時の注意、安全対策が問われてくるわけであります。一見簡単そうに思われるアスベストのサンプリング方法ですが、実際には、採取後に、採取した箇所から穴をあけそのまま放置等の適切な措置をせず飛散させてしまったり、使用後の防塵マスクを密閉できる袋に入れずに管理して、アスベストを飛散させてしまったりといったことが現実には起こってしまっているようです。そこで、サンプリングを行うための資格が問われてくるわけであります。

日本では、アスベスト作業に準ずるための資格、これは石綿作業主任者、石綿特別教育受講者ということですが、アスベストのサンプリング採取における取り決めが現在のところなく、だれでもが採取を行うことができるため、先ほど述べたようなことが起こってくるわけであります。米国では、サンプリングを行うための資格が設けられ、採取方法や取り決めを受講した者のみが採取を行うことができるということであります。

日本におけるアスベストの本格的な対策は、まだまだ始まったばかりですが、その一例として、2005年7月1日より、石綿障害予防規則が施行されてから急いで作成

した規則のため、不備が生じており、翌年の９月に大きく改正を行いました。その後も、国によるアスベストに対する法令、規則の整備について、今でも常に討議がなされております。

ことしに入りまして、衆議院調査局環境調査室が、石綿関係法施行状況調査報告書外２部を2008年３月に報告書を作成いたしまして、石綿に関する検討や法規則が改正されておりますが、石綿にかかわる従事者を、法や規制の改正の都度、法や規制に合わせて安全管理対策をとっていたのでは不十分であります。各企業が法や規則にあわせるのではなく、法や規則以上のものを打ち出さなくては、将来、石綿従事者が健康を害したとき、訴訟等の対象になってしまうのではないのでしょうか。

米国でも、石綿従事者に対する訴訟問題が発生しております。米国も、最初のころは石綿の安全対策に不備がありました。この問題に対して、20年以上にわたり法や規制等による対策を行っており、現在に至る形の規制、規則で石綿の安全対策を確立しております。米国の安全対策を取り入れることは、安全に対する大きなメリットになってくるものと思われるます。

そこで、国土交通省は、ビルや工場など大規模な民間の建物のアスベスト使用実態調査で、未実施の約４万棟の費用について、国が建物の所有者に全額補助をする方針を決め、石綿の飛散による肺がん発症などの健康被害の拡大を防ぐため、本年度から３年以内の調査完了を目指し、費用は、本格調査で１棟当たり20万円から30万円程度で、これまでは建物の所有者が全額か、または行政からの補助金を受けられる場合でも一部を自己負担しなきゃならず、所有者が調査要請に応じないケースがあり、国交省は、安全で効果的な石綿の除去、飛散防止対策の確立に向けたモデル事業が始まり、本年度は、実態調査とモデル事業の費用を合わせ約10億円を総合経済対策に伴う補正予算案に盛り込む方針であります。

同省は、都道府県を通じ、建物の所有者に改めて調査を要請し、所有者からの申請に応じて、かかった費用を全額支給するということであります。石綿の使用がわかれば、除去、飛散防止処置を求めるモデル事業との詳細は今後詰めていくようではありますが、そこで本市における対応策として、過去には、どのような調査、サンプリングが行われたのか、お尋ねをいたします。

公共施設については、本当はどこどこをやったのかということを知りたいのか、それとも、これは余りにも不安がられてもしょうがないので、何力所ぐらいおやりになったのか。

２問目として、先ほど述べました基準、この基準が一番肝心なのであります。ご案内のとおり、検査基準、これの詳細と申しますか、このグレードは年々高くなっている。こういうことありますので、前に調べたという調査でも、今の基準で調査をしますとなかったものが出てくる可能性もありますので、どの程度の基準だったのか。また現在の基準に合わせて再度調査をなさるおつもりなのかどうか。

それから、このアスベストの中に、トレモライトというのがあります。このトレモライトというのは非常に怖いアスベストでありまして、これについても、答えのあと少しまた触れさせていただきたいと思いますが、まず、特にこの２点についてお尋ねをする次第であります。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 公共施設のアスベスト調査ということでございますが、平成17年度において、調査をしております。そのときの対象項目3項目ありまして、クリソタイル。

○14番（山崎貞美君） 悪いけれども、もうちょっと声大きくしてくれる。耳が遠いので。

○総務部長（渡辺勝美君） クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、この3項目について調査をしております。そのとき検出されました3項目につきましては、アスベストの撤去工事を実施して完了しております。

また、新たに3項目が加えられまして、6項目になったわけですが、JIS法の改正によりまして3項目追加され、現在調査の必要な5施設を対象にしまして、調査委託業務を現在行っているというところでございます。

アスベストに関しましては、その調査結果を見て、適切に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○14番（山崎貞美君） ちょっと先ほど私が述べたアスベストをサンプリングする調査なさる方の業者、そのグレードといいますか、そのところはどの辺のところまでできている業者なのでしょうか。

○議長（今川英明君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

○教育長（豊嶋隆一君） それでは、サンプリング調査をするところは何の程度のグレードかということですが、これについては専門機関です。会社名を申し上げますと、三菱化学アナリテックというところで実施をいただいております。

以上です。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 3問しか聞けないので、本当はもっとしっかり聞きたいのだけれども、この今三菱化学何とかといったところが、本当に、私先ほど述べたグレードのある会社なのかどうかというのが大事なことだろうと思われる。

先ほども述べましたように、時間が経過すればするほど、アスベストに対する認識と申しますか、我々がまだ無知だった、特に日本が無知だった点が随分問われてくるわけであります。

少し時間がありますので、トレモライトについてもちょっとお話をさせていただきます。

発がん性が強いトレモライトが、私立保育所やマンションと、都内3カ所の民間の建物から最高60%という高い濃度で検出されていたことがわかり、公共施設での検出例により、建材として広く使われていた可能性が高まり、建物の解体、改修時には、アスベストの有無を調べるということになっているが、検査会社の多くは、トレモライトを分析採取していない、見逃したまま建物が使われ続けたり、飛散防止策がとられずに解体されたりして、健康被害を引き起こしているおそれがあります。検査体制の見直しが急がれているわけであります。

検出されたトレモライトは、2006年12月に、私立保育園のボイラー室天井から60%、2007年5月にマンションのポンプ室の天井から20%、同年8月に事務所ビルの天井とはり

から7%から10%、いずれも飛散するおそれの高い吹きつけ材で、解体内装工事前の調査で見つかったということでもあります。今、先ほど言われた国内では、6種類あるアスベストのうちトレモライトなど3種類は使用されていないとされていたわけですが、このため、解体前の調査などで分析対象としない検査会社は多いのです。

今回は、検査した外資系の2社が6種類すべてを対象とする米国の基準で調べたために見つかった3例では、いずれもほかのアスベストは検出されず、単独で使用されており、6種類の検査をしないと、見逃されて対策もとられなかったとみられるわけでもあります。

トレモライトなど3種類のアスベストは、自治体の昨年までの調査で、都内など8カ所の公共施設でも最高53%の濃度で見つっております。トレモライトの発がん性は、アスベストの中でも最も強い青石綿と同程度とされ、飛散防止策はとられないまま建物が解体されると、作業員や周辺住民に健康被害が出るおそれがあり、アスベストを含む建築物の老朽化による解体改修工事はふえ続けております。環境省は、2020年から2040年ごろがピークと見ております。

検査会社が加盟する日本作業環境測定協会は、鉱物に不純物として入っている事例は把握していたが、これほど高濃度で検出されたと聞くのは始めてで、今後は、6種類をすべて対象とし、検査していくよう体制を整えたいと、このように訴えています。

本市においても、国からの補助が出る以上は、再度検査の見直しをすべき、そして先ほど申し上げた、本当に信頼性のあるグレードの高い検査会社に、今、三菱何とかというのがグレードが低いとは決して申しはおりませんが、先ほど申し上げたように、アメリカではこれだけ進んでおるのです。ですから同じ調べていただくのならば、やはり安心してグレードの高い業者をお願いをすべきではないのか、このように思う次第であります、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 先ほども言いましたように、公共施設全部を調査をしております。

そういう中で、今回、三菱化学アナリテックという業者と契約をしているということで、議員がおっしゃるように6項目、現在調査をしているところでございます。補助名については、安全安心な学校づくり交付金と、これはあくまでもアスベストが検出された場合の補助制度でございますので、これは結果を待って対処していくということでございます。

市としましては、先ほど言いましたこの三菱化学アナリテックという会社は、実績のある優秀な会社であるというふうに考えております。

○議長（今川英明君） 山崎貞美君。

○14番（山崎貞美君） 先ほど部長の方から、三菱化学アナリテック、この会社は優秀な会社だと、それはそうでしょう。まさかグレードが低い会社に頼んだとは言えませんからね。ただ、先ほど私とうとうと述べさせていただいたのは、米国のアスベストに対する思いと申しますか、技術と申しますか、それが全然日本と違うのです。

日本の業者とアメリカの業者、アメリカが認定した業者、これは正直申し上げて、アメリカ大使館に聞いていただければわかると思うのですが、今現在は2社しかないので。本当のアスベストに対する見識の深い高い、今の日本のアスベストに対する今三菱化学何とかというところとかほかにもあるのでしょうかけれども、その分析の基準が違うのです、

もとが。再度、そういう日本ではなくて、米国が認めた、米国が推薦するような会社、そういったところをお願いしたらいかがか、老婆心ながら思うわけであります。

ちなみに、ここで、配ればよかったな。日本におけるアスベストの分析方法というのは、全然違うのです。日本はお粗末過ぎるのです。それで合致しているからということで済ませたのでしょうかけれども。国もこうやってこのお金がないときに10億円も補正予算で計上して、しかもさせるということは、やはりそれだけ大変なことなのですね。その大変なことが正確に分析されなければ意味がないのです。後で、あれこんなのが出てきた、先ほど言ったトレモライトなんですけれども、こんなのが出てきた、あんなのが出てきたじゃなくて、やはり業者の技術度の高さ、あるいは算定していく、自分が判定していく密度の濃さというものが問われてくるだろうと。

分析機関の信頼性ということで、日本作業環境測定協会会員及び分析技術講習会参加機関が一般的に優良分析機関と認められているということでありまして、アメリカの場合は、完全に認定証明書を発行していると、米国では試験所認定プログラムのもとで、年に2回、再度サンプルのアスベスト分析検査、及び2年に一度の分析現場監査があり、それらに不都合があれば営業停止処分とする。日本では、法的責任が明確にされていないために、アスベスト分析調査機関のスキル、信頼性においてレベルが違う、こういうことを申し上げているのです。

どうしても、三菱何とかがそれでいいのだということであればそれでいいのでしょうかけれども、後で、二重な形にならなきゃいいかな、そう思うわけであります。再度、このままで同じ検査会社をお願いをしていくのかどうかお尋ねをして質問を終わります。

○議長（今川英明君） 総務部長渡辺勝美君。

〔総務部長 渡辺勝美君 登壇〕

○総務部長（渡辺勝美君） 市としましては、現在契約しておりますので、引き続きこの三菱化学をお願いするということでございます。

○14番（山崎貞美君） もう1回、これで3問目だから。

○議長（今川英明君） もう3問。

○14番（山崎貞美君） 過ぎた。頭の中では3問目なのだ。

○議長（今川英明君） もう3回。

○14番（山崎貞美君） じゃ言うだけ言っとく。

これは契約したからそのままだということではなくて、先ほども常総広域の焼却炉の問題もございました。契約したから、進めたからではなくて、やはりいいものは取り入れていく、そして見直すものは見直していく、気がついたら、またそこできちんと戻していくというのが、行政としても一番大事なことだろうと思うわけであります。

以上であります。

○議長（今川英明君） ここで、暫時休憩します。

2時40分から再開します。

午後2時23分休憩

午後2時40分開議

○議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 議案第 76 号 つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 77 号 つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第 78 号 つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 79 号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 80 号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 81 号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 82 号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 83 号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 84 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第 85 号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
- 議案第 86 号 字の区域の一部変更及び設定について
- 議案第 87 号 平成 20 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 88 号 平成 20 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 89 号 平成 20 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 90 号 平成 20 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 91 号 平成 20 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（今川英明君） 日程第 2、議案第 76 号から議案第 91 号までの 16 案件を一括して議題といたします。

議案に対する質疑については、期限までに本職あてに通告がありませんでしたので、省略いたします。

-
- 議案第 92 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第 93 号 平成 20 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（今川英明君） 日程第 3、議案第 92 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例、及び議案第 93 号 平成 20 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

○市長（飯島 善君） 本日、上程いたしました追加議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回、追加議案として提出いたしました案件の内容は、条例の改正案件 1 件、補正予算案件 1 件のあわせて 2 件でございます。

議案第 92 号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場

合の出産育児一時金について、これまでの35万円に3万円を超えない額を加算して支給できるようにするために、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第93号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ8,461万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億6,556万2,000円とするものでございます。これは、現在借り入れしている市債について、国が定める借りがえ要件である利率6%以上に該当するため、総務大臣の承認を受けて借りがえの補正をするものでございます。

地方債の補正といたしましては、衛生債公的資金繰上償還借換債以下3事業で、限度額8,410万円でございます。

以上、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

議案第76号～議案第86号、議案第88号～議案第93号について各委員会付託

○議長（今川英明君） 日程第4、議案第76号から議案第86号及び議案第88号から議案第93号について各委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

この際、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

なお、議案第87号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）については、各委員会において所管部分の審査を行うことといたします。

散会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は12月12日午後1時から開きます。

なお、討論を行う場合は、11日の正午までに通告願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時45分散会

第 4 号

〔 12 月 4 日 〕

平成 20 年第 4 回
つくばみらい市議会定例会会議録 第 4 号

平成 20 年 12 月 12 日 午後 1 時 00 分開議

1. 出席議員

1 番	秋 田 政 夫 君	11 番	松 本 和 男 君
2 番	坂 洋 君	12 番	古 川 よし枝 君
3 番	高 木 寛 房 君	13 番	海老原 弘 君
4 番	染 谷 礼 子 君	14 番	山 崎 貞 美 君
5 番	中 山 栄 一 君	15 番	廣 瀬 満 君
6 番	倉 持 悦 典 君	16 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	17 番	豊 島 葵 君
8 番	岡 田 伊 生 君	18 番	川 上 文 子 君
9 番	直 井 誠 巳 君	19 番	中 山 平 君
10 番	横 張 光 男 君	20 番	神 立 精 之 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	渡 辺 勝 美 君
市 民 経 済 部 長	古 谷 安 史 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
都 市 建 設 部 長	鈴 木 清 君
教 育 次 長	秋 田 信 博 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	石 神 栄 君
企 画 政 策 課 長	森 勝 巳 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	片 見 和 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	井 波 進 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成20年12月12日(金曜日)

午後1時00分開議

日程第1	議案第76号	つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
	議案第77号	つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
	議案第78号	つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
	議案第79号	つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
	議案第80号	つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第81号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第82号	つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
	議案第83号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第84号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
	議案第85号	取手地方広域下水道組合規約の変更について
	議案第86号	字の区域の一部変更及び設定について
	議案第87号	平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第3号)
	議案第88号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第89号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第90号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第91号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第92号	つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第93号	平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)
	請願第4号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
	請願第6号	ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの請願
	請願第7号	教育予算の拡充を求める請願
	請願第8号	常総地方広域市町村圏事務組合が建設を予定しているキルン式ガス化溶融施設に対する請願
日程第2	発議第10号	地方議会議員年金制度に関する意見書
日程第3	発議第11号	教育予算の拡充を求める意見書
日程第4	発議第12号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書
日程第5	発議第13号	ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの意見書
日程第6	閉会中の継続調査の件	

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第76号	つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
	議案第77号	つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
	議案第78号	つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
	議案第79号	つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
	議案第80号	つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第81号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第82号	つくばみらい市税条例の一部を改正する条例
	議案第83号	つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第84号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
	議案第85号	取手地方広域下水道組合規約の変更について
	議案第86号	字の区域の一部変更及び設定について
	議案第87号	平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）
	議案第88号	平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第89号	平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第90号	平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第91号	平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第92号	つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第93号	平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）
	請願第4号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
	請願第6号	ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの請願
	請願第7号	教育予算の拡充を求める請願
	請願第8号	常総地方広域市町村圏事務組合が建設を予定しているキルン式ガス化溶融施設に対する請願
日程第 2	発議第10号	地方議会議員年金制度に関する意見書
日程第 3	発議第11号	教育予算の拡充を求める意見書
日程第 4	発議第12号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書
日程第 5	発議第13号	ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの意見書
日程第 6	閉会中の継続調査の件	

午後 1 時 0 0 分開議

開議の宣告

○議長（今川英明君） 会議に入る前に、皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴人の守るべき事項を遵守し、静かに傍聴願います。

また、写真撮影や録音などは禁止されておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局職員、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-
- | | |
|-----------|---|
| 議案第 7 6 号 | つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 7 7 号 | つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 7 8 号 | つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 7 9 号 | つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 0 号 | つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 1 号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 2 号 | つくばみらい市税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 3 号 | つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 4 号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について |
| 議案第 8 5 号 | 取手地方広域下水道組合規約の変更について |
| 議案第 8 6 号 | 字の区域の一部変更及び設定について |
| 議案第 8 7 号 | 平成 2 0 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 8 8 号 | 平成 2 0 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 8 9 号 | 平成 2 0 年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 9 0 号 | 平成 2 0 年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 9 1 号 | 平成 2 0 年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 9 2 号 | つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 9 3 号 | 平成 2 0 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 請願第 4 号 | ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願 |
| 請願第 6 号 | ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの請願 |
| 請願第 7 号 | 教育予算の拡充を求める請願 |
| 請願第 8 号 | 常総地方広域市町村圏事務組合が建設を予定しているキルン式ガス化溶融施設に対する請願 |

○議長（今川英明君） 日程第1、議案第76号から議案第93号までの18案件、請願第4号及び請願第6号から請願第8号までを一括して議題といたします。

これより委員長報告に入ります。

過日、本会議において各委員会に付託された議案及び請願の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長神立精之君。

〔総務常任委員長 神立精之君 登壇〕

○総務常任委員長（神立精之君） 総務常任委員長報告をいたします。

それでは、総務常任委員会に付託されました議案9件及び議案第87号の委員会所管部分について、その審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月9日午前10時から委員全員の出席で開催いたしました。執行部からは、総務部長初め、関係課長ほか担当職員の出席のもと審査を行いました。

審査は、執行部から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第76号 つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、当該規定を引用する部分について所要の改正を行う必要から提案するものでございます。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第77号 つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、平成21年度の固定資産の評価替えに当たり、提出された審査申し出に対し、迅速かつ適切な対応を図れるよう書記の人数を4名に増やし、事務局の体制を強化するため提案するものであります。

委員からは、これまでの職員の体制について質問が出され、執行部から条例上、事務局人数を職員2名と定めているが、平成18年度の評価替えの際、相当数の事務量から正規職員が4名で当たったとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第78号 つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正により認可地縁団体に関する規定が改められ、改正を行う必要から提案するものです。

委員からは、改正に伴い、届け出している団体について変更の届け出の有無について質問が出され、執行部からは、これまでの民法上の定めが地方自治法に変更されただけで変更届けは発生していないとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第79号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部が改正され、法律中の字句を「議員報酬等」に改めるため提案するものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部が改正され、議員の報酬に関する規定の整備が行われたことに伴い、報酬の名称を「議員報酬」とするため提案するものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第81号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部が改正され、法の引用条文が繰り下げとなったこと、及び条文中の表記の整合性を図るため提案するものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部が改正され、個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる特定寄附金に該当する条件を、市内に主たる事務所を有する団体または法人とするため提案をするものであります。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号 字の区域の一部変更及び設定については、長年、「北山」という集落名で一体的な生活圏を形成していながら、仁左衛門新田、福岡、台の大字が混在していること、また、ほかに位置する仁左衛門新田集落との混同が起こりやすいことから、大字名を「北山」に変更、統一するため提案するものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）について、執行部から所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものは、財産管理費の土地借上料について質問がありました。これは、三島小学校の敷地として借り上げている土地の契約更新に伴う補正ですが、委員から補正が必要になった理由についての質問がありました。執行部からは、契約更新に当たり地権者と協議した結果、これまでの単価を、類似している学校の敷地単価と合わせることで不足が生じたとの答弁があるなど、活発な質疑応答がありました。

続いて、議案第93号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,461万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億6,556万2,000円とするものです。委員からは借りがえにおける差額について質問が出され、執行部からは8,461万8,000円の未償還金があり、今回の借りがえにより約1,000万円の削減が図れるとの答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げます。この決定に対して、議員各位のご賛同をお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（今川英明君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長直井誠巳君。

〔教育民生常任委員長 直井誠巳君 登壇〕

○教育民生常任委員長（直井誠巳君） 続きまして、教育民生常任委員会から報告を申し上げます。

教育民生常任委員会に付託されました議案5件、請願1件並びに議案第87号、一般会計補正予算の当委員会所管部分につきまして審査をいたしました。その審査の経過並びに結

果についてご報告をいたします。

当委員会は、去る12月9日午後1時より全員協議会室において、副市長初め、教育長、保健福祉部長、教育次長、関係課長ほか担当職員の出席のもと審査を行いました。審査は、執行部から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第83号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険税の暫定賦課を廃止し、本算定を7月に繰り上げるために提案されたものです。

委員からは、廃止の理由や本算定を繰り上げるメリット、また市民への周知方法についての質問が出されました。執行部からは、4月及び6月の暫定賦課は前年度の保険料をもとに行っており、一部の市民の方から賦課方法がわかりづらいとの指摘があったことや、本算定時に還付が多数発生しており、事務の軽減が図れること、また事務処理について暫定賦課がなくなり、本算定1回のみで予算の削減が図れることが廃止の理由とメリットであること。また、市民への周知は、広報紙により年度内に行いたいとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、執行部から、現在、広域連合の議会議員の定数は22人であるが、定数を44人として、関係市町村の議会から1人ずつ選挙された者をもって組織する。また、長の代表者で構成する協議組織を置くとの内容の説明がございました。

これに対しまして、委員から協議組織とは何を協議するのかとの質問があり、執行部から、広域計画及び広域連合運営の基本方針に関すること、規約の改正、予算、決算、条例の制定、改正、廃止など広域連合議会に提案する議案等を審議するとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第87号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）について、執行部から所管部分の説明を受け、審査に入りました。

質疑の主なものといたしましては、教育総務費の特別支援教育支援員派遣業務委託料について質疑がございました。これは、小学校に在籍する障害のある児童に対し、シルバー人材センターに支援員の業務委託を行うものですが、委員からは業務の内容についての質問がありました。執行部からは、常時、教室内に待機して当該児童の支援に当たるとの説明がなされるなど、活発な質疑応答がございました。

また、保健福祉部門については、執行部より、落雷により壊れたふれあいセンターの火災報知機の修繕費や障害者自立支援臨時特例交付金の特別対策事業で、県の補助事業費の拡大ができることになったことで、人口肛門、人口膀胱保有者の社会参加の促進と災害時、避難等に対応できるようにオストメイト対応トイレの整備を図る等の補正予算であるという説明がございました。

これに対しまして別に質疑はなく、終了した次第でございます。

次に、議案第88号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,481万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,369万4,000円とするもので、療養費で3,300万円、

高額療養費で1,300万円の増額補正で、医療費が当初見込みより増となったための補正であるとの説明がございました。

また、後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者支援金が確定したための補正であるとの説明がございました。

これに対しましては、特に質疑なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第89号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、平成21年4月から介護保険制度の改正に伴う要介護認定の適正化と認定調査の効率化を図るために必要な認定支援ネットワークシステムの改修並びに機器購入に要する経費として、歳入歳出にそれぞれ87万9,000円を追加補正するものであり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,065万7,000円とするものです。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第92号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合の出産育児一時金について、これまでの35万円に3万円を超えない額を加算して支給できるようにするための条例改正であるとの説明がございました。

委員の方からは、3万円を超えないということであるが、それ以内の金額でもいいのかとの質問が出されました。執行部からは、3万円を超えない範囲とは、産科医療補償制度開始後の見直しの中で掛金の額が変動する可能性があるためであり、規則では3万円との通知が来ており、3万円を予定しているとの答弁がございました。

委員から、医療機関における現在の同制度への加入率や未加入の医療機関における今後の加入見込みについて質問が出されました。執行部からは、同制度への加入率は全国平均が98%であり、加入は今後も増える予測であるとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、請願第7号 教育予算の拡充を求める請願については、地方財政が逼迫している状況から、国に対し、子供たちに豊かな教育を保障するため教育予算の確保、充実を求めるものですが、紹介議員の山崎議員から請願の趣旨について説明を求めました。その後、各委員から意見を求める形で実施をいたしました。

委員からは、請願に対する賛成の意見が多数出され、審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会に付託された議案及び請願の審査の経過と結果についてご報告を申し上げますが、この決定に対しまして議員各位のご賛同をお願い申し上げます。教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（今川英明君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長倉持悦典君。

〔経済常任委員長 倉持悦典君 登壇〕

○経済常任委員長（倉持悦典君） 経済常任委員長の委員会報告を申し上げます。

経済常任委員会に付託されました議案3件及び請願3件並びに議案第87号、一般会計補

正予算の委員会所管部分につきまして審査をいたしました。その審査の経過並びに結果について、順次、ご報告いたします。

当委員会は、12月10日午後1時30分から全員協議会室において開催し、委員6名と議長、執行部からは副市長を初め、都市建設部長、市民経済部長、関係課長、ほかに担当職員の出席のもと審査を行いました。

審査は、執行部から内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

まず、議案第85号 取手地方広域下水道組合規約の変更については、取手地方広域下水道組合において徴収している取手市の区域の下水道使用料について、茨城県南水道企業団が水道料金と一括して算定し、徴収することに伴い、あわせて同組合が共同処理する事務内容を整理するため提案されたものであります。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）について、執行部から当委員会にかかわる各所管部分の説明を受け、審査に入りました。

多くの質疑がありましたが、その主なものといたしまして、土地改良事業費の基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金について質問がありました。これは、本田機場の改修のための調査に要する負担金ですが、委員からは、調査に要する期間と改修の時期について質問が出され、市民経済部長より、今年と来年度で調査を行い、その後、計画書を策定することになるが、改修の時期については調査結果を待たないと判断できないとの答弁がございました。

また、商工振興費の住宅リフォーム資金助成制度補助金について質問がありました。これは、住宅をリフォームした際の10万円を限度とした補助制度ですが、委員からは、指定業者の有無についての質問が出され、産業政策課長より、市内商工業の振興を目的とした事業で指定業者の定めはなく、対象となるのは市内の業者すべてであるとの答弁がございました。

また、交通安全対策費の建設工事の中の防犯灯新設工事について質問がありました。委員から、今後の問題として省エネ型や長寿命の機種選定について質問が出され、生活環境課長より、現在、設置費は1基当たり3万円であるが、省エネ型や長寿命の機種は1基当たり15万円から20万円と高額なため、今後の検討課題としたいとの説明がなされるなど、活発な質疑応答がございました。

なお、この議案については質疑のみで終わりました。

次に、議案第90号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、下水道課長から、歳入歳出にそれぞれ1,003万3,000円を追加することと、その理由の説明を受けました。

委員からは、小絹水処理センター緑地管理業務委託の債務負担行為補正における委託内容についての質問が出され、下水道課長より、草刈りを年3回行い、消毒も含むとの答弁がございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、職員の人件費であることから人事課長から説明を受けました。

質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、本定例会で経済常任委員会に付託された３件の請願を審査いたしました。請願番号順にご報告いたします。

請願第４号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてですが、本請願は第３回定例会から継続審査になっているもので、11月27日にも経済常任委員会を開催し、協議と意見の交換をいたしました。委員から多くの意見が出されましたが、今議会に出された請願第６号と本件の内容が類似していることから、本定例会中の委員会で再度協議することといたしました。

本請願は、ミニマムアクセス米の輸入停止を求めるもので、請願事項は、ミニマムアクセス米の輸入停止をすることの意見書を政府機関に提出することを求めるもので、委員全員から活発な意見が出されました。

その主なものは、意見書の字句の表現に強弱はあるものの、趣旨を同じくする請願が提出されていることから、あわせて採択すべきである。また、農家にとっては当然の願いであって、国民の一人として声を出すことは必要、採択すべきであるとか、ミニマムアクセス米は最低の輸入枠の受け入れで、工業製品の輸出との関連など大きな観点から停止は不可能であり、ミニマムアクセス米の停止は関税の問題等大変なことになるため反対であると。また、この制度を受け入れるために出されている国の補助金を受けている農家の立場として反対です、などの意見が出されました。

審査の結果、賛成多数で意見書を提出すべきものと決定いたしました。

続いて、請願第６号 ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの請願を審査いたしました。

この請願は、政府が工業用に用途を限定して売却したミニマムアクセス事故米穀を、民間業者が食用に転売した事件を受け、政府にミニマムアクセス米のあり方の検証と輸入見直しの検討を求めるもので、請願事項は県並びに国の関係省庁に意見書の提出を求めています。提出者、つくばみらい市谷井田1609、茨城みなみ農業協同組合代表理事理事長染谷 一氏より、岡田伊生副議長の紹介で議長あてに平成20年11月13日付で提出されたものでございます。

まず初めに、岡田伊生副議長より説明を受けました。

審査の結果、全員賛成で意見書を提出すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第８号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設を予定しているキルン式ガス化溶融施設に対する請願を審査いたしました。

この請願は、常総地方広域市町村圏事務組合が建設を進める第３次ごみ処理施設の安全性の再調査、メンテナンスにおける負担の軽減措置、事故が発生した場合の請負業者における補償責任及び情報公開を求めるものです。

提出者は、つくばみらい市下長沼259、日本共産党つくばみらい市委員会代表者市川忠夫氏より、川上文子議員の紹介で議長あてに平成20年11月26日付で提出され、667名分の署名も添付されておりました。

紹介議員である川上君より丁寧な説明を受けた後、市民経済部長に同施設建設における最新の動向について説明を求めました。市民経済部長の説明では、平成20年12月８日付で同組合管理者会田真一氏から請負業者株式会社タクマ東京支社長あて「第３次ごみ処理施設建設工事の中断について」の公式文書が発信されており、その内容としては、今回の建設について、関係市議会を初めとし、各位より機種の安全性、建設コスト等に関する意見

が出されており、関係各位の不安を解消し、工事を順調に推進していく意味でも、安全性を含むごみ処理施設建設事業の検証を実施するために、平成20年12月8日から平成21年3月31日まで建設工事及び建設工事にかかわる設計業務等を中断し、安全性の内容を確認の上、工事を再開させていただきますというものであります。

説明の後、審査を行いました。委員全員から活発な意見が出されました。主なものは、次のような意見でありました。

当市議会は、3月第1回定例会において白紙撤回を求める意見書発議を可決し、既に態度を表明している。このたび、管理者から施設建設の見直しを行う考えが出たことを尊重すべきである。また、3月いっぱい工事をストップし、検証することになったのだから、それ以後の動向を見て判断すべきである。また、管理者が工事を中断して、機種の安全性を含む事業の再検証を打ち出して請願の趣旨は既に達成しているので、改めて採択すべきではない。時間をかけて検討したものであり、組合議会を尊重し、ここで採択すべきではない。また、検証後の動向については、組合議会の中で判断すべきであるなどです。

なお、この請願に対して賛成者はおらず、採択すべきとの意見は出ませんでした。

審査の結果、賛成者がおりませんで、不採択とすることに決定をいたしました。

以上で、経済常任委員会に付託されました議案と請願の審査の経過と結果についてご報告申し上げましたが、この決定に対し、議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、委員長のご報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

17番豊島 葵君。

〔17番 豊島 葵君 登壇〕

○17番（豊島 葵君） ちょっと提案というか、今までの委員会にお願いしたいんですけども、特に請願ですね。請願につきましては、国に今までも何回か議会ごとに一つや二つは出しているわけです。

そういう中で、今回もそれに私は反対はしませんが、そういう出したやつについて、国にいったどういう扱いを受けているのかとか、そういうの全然今までなかったわけですね。ただ出しっ放しで、その後、報告もないし、例えば賛成議員になっている人の報告とか一回も聞いたことないし。そういう面を、出したら先はどうなっているのかなということも、我々議員はそういう責任もあると思うんで、ぜひともその辺、委員会として責任を持って報告を、採択した場合ですね、お願いしたいと思います。

○議長（今川英明君） 今の豊島 葵君の発言は要望ですか。

○17番（豊島 葵君） 要望です。

○議長（今川英明君） じゃ、答弁はよろしいですね。

○17番（豊島 葵君） はい。

○議長（今川英明君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をします。

1時50分から再開します。

午後 1 時 4 1 分休憩

午後 1 時 5 1 分開議

- 議長（今川英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論・採決

- 議長（今川英明君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第76号 つくばみらい市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第76号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第77号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 つくばみらい市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第78号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 つくばみらい市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第79号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 つくばみらい市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第80号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第81号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第82号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第83号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第84号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手多数です。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 取手地方広域下水道組合規約の変更について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第85号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 字の区域の一部変更及び設定について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第86号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第87号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成20年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第88号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成20年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第89号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第90号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第91号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第92号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから議案第93号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について討論を行います。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 次に、通告がありますので、原案に対し賛成の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 12番古川です。請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について、賛成の討論をいたします。

国民が必要としていないにもかかわらず、政府は、毎年、77万トンもの外国米を輸入していますが、食の安全と食料自給率引き上げが求められ、ミニマムアクセス米と呼ぶ外国米の輸入に国民の厳しい目が一段と厳しくなっている中、大変な事態が起きました。農薬やカビで汚染された米が、食糧として出回っていることが発覚したのです。汚染米を原料としたでん粉をつなぎにしてつくった卵焼きやオムレツが学校給食に、メタミドホスに汚染されたモチ米でつくった赤飯が保育園や老人施設に、「国産米100%」と表示された汚染米がもち菓子やせんべい、焼酎の原料にも使われることなどが次々と明らかになりました。この汚染米の約75%は輸入米であり、しかも汚染米の行き先が明らかになったのはごく一部で、大半はやみの中です。食の安全は根底から壊れました。

この回復のためにも食糧の自給率を引き上げてほしい、特に自国で100%生産できる米の輸入はやめるべきだという思いは、輸入しながら一方では減反が押しつけられている生産者はもちろん、食の安全を求める消費者にとっても、一層切実な願いになっています。

請願趣旨でも述べられていますが、ミニマムアクセス米の輸入は義務であるという政府見解は、1999年3月の国会で、ミニマムアクセス米は日本政府が勝手に解釈して全量輸入の政府統一見解を出したにすぎないということが明らかになっています。つまり、ミニマムアクセス米は、最低輸入の機会提供にすぎないということです。

しかし、政府は、100%輸入義務があるとして、ノルマを達成するために、本来であれば輸入は禁止されるはずの汚染米を脱法的に輸入させ、しゃにむにミニマムアクセス米を輸入し続けてきたのです。この13年間に、総計865万トンも輸入されました。その上、保管のために、倉庫料として2,520億円もの支出も行われています。

政府は、今になってもこの汚染米の流通ルートの全容解明をうやむやにして、汚染米まで輸入してきた責任や長期にわたって食品会社に汚染米を流し続けてきた責任は不問のままですが、今回の事件を通じて、米の輸入がどれほど国内の米の需給や米価に悪影響を与えてきたか、国民の食の安全を脅かしたかということは、だれの目にも明らかです。

今、米の輸入はやめるべきというのが国民の圧倒的な声です。

ぜひ、つくばみらい市議会がこの請願を採択し、政府に声を上げることを求めて、請願に賛成の討論といたします。

○議長（今川英明君） ほかに討論ありませんか。

17番豊島 葵君。

〔17番 豊島 葵君 登壇〕

○17番（豊島 葵君） ただいまの輸入停止ですか、停止について反対であります。

この後、見直しというのを出ていますが、見直しと両方出ている。で、二つ採択するというのはちょっとおかしいと思います。見直しと廃止はまた違います。

〔「停止」と呼ぶ者あり〕

○17番（豊島 葵君） 停止ですね、停止は違うんです。

私も、ちょっとその内容的なことはわかりませんが、今、世界は、大変同時不況

で苦しんでいるのは、経済的に苦しんでいるのは、皆さんもご承知のとおりでございます。これは、やはりこのグローバル的に展開している今の国際政治あるいは経済の中では、これを今出しても、不況の中で出しても取り上げられないと私は思います。やはり景気のいいときにこういう問題は出すべきであって、ちょうど時期が悪い。中身は非常に、別に私が反対するようなあれではありませんけれども、時期的にちょっと悪いと。

前回、採択しました原油高騰のやつも、今やガソリンは90円台ということで、あのやつも、私、さっきちょっと質疑しましたけれども、ほとんど向こうで相手にされないと思います。国に出してもですね。

そういった先のことも考えて、やはり経済状況のいい、国際的にそういうものを話し合えるときに出すべきであって、今、出すのはいかがなものかという観点から、反対でございます。以上です。

○議長（今川英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第4号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

〔「起立」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 起立によって……失礼しました。

起立によって行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

10秒間くらいお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立少数です。よって、請願第4号は不採択することに決しました。

次に、請願第6号 ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの請願について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第6号について採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第7号 教育予算の拡充を求める請願について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから請願第7号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、請願第7号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第8号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設を予定しているキルン式ガス化溶融施設に対する請願について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し賛成の方の発言を許します。

12番古川よし枝君。

〔12番 古川よし枝君 登壇〕

○12番（古川よし枝君） 12番古川です。請願第8号 常総地方広域市町村圏事務組合が建設を予定しているキルン式ガス化溶融施設に対する請願について、賛成の討論をいたします。

請願事項は、取手市、守谷市、常総市、つくばみらい市の4市で構成している常総地方広域市町村圏事務組合が建設を進めているキルン式ガス化溶融施設について、一つは、ガス化溶融施設の安全性について学識経験者なども加え再調査を実施すること。二つ、管理運営については多額な負担が生じないよう措置をすること。三つ、万が一、ガス漏れや爆発事故などが発生した場合には、請負業者が最後まで保障する責任を持ち、自治体に責任を押しつけないこと。また、建設から施行まですべての情報を公開すること。このことが求められて、この請願事項は、住民が行政に求めるごく当然のことであります。667筆の署名が添付されています。

なぜ、住民のこの当たり前の要求が当市議会への請願に至ったかということです。

新規機種に選定された機種は、各地で事故が続いているキルン式高温溶融炉で、安全の担保がされていないこと。しかも、入札の経過は、入札不調になった1回目も2回目も、株式会社タクマが落札した2回目の入札も、事実上は随意契約であり、公正な競争が行われていなかったのではないかとこの疑問視がされていること。さらに、建てかえ事業計画のすべてにかかわってきた株式会社環境工学コンサルタントは、倒産したばかりではなく、ガス化溶融炉の事故が多発している事実の情報も提供せず、キルン式が安全で効率のよい機種であるというのみを組合側に提示をするなど、こういう働きをしてきました。

こうした問題だらけの計画に、決定のやり直しを求める市民の声が広がり、取手市、守谷市、常総市は、それぞれ9月議会で建てかえ計画に待ったの意見書を可決しました。ところが、当議会は、常総広域ごみ処理施設は組合に委託しているので、一部事務組合で議論すべきものだという意見が多く出され、つくばみらい市議会の意思を示すことはできないとして、ごみ処理施設決定をやり直すことを求める意見書の採択を拒みました。この経過を、住民は、どうしてつくばみらい市はこんなに問題だらけの施設建設に見直しの声を上げないのか、安全性を問う本筋で議論をすべきではないかと請願に取り組んできたわ

けです。計画の見直しの主張が組合に受け入れられず、契約したタクマのキルン式ガス化溶融炉を進めるとしても、請願事項であるこの事項は最小限なされるべきであるというのが、市民の主張です。

私は、一昨日10日の経済常任委員会に都合により欠席をするはめになってしまいました。先ほど委員長の報告の中で、新たな情勢として、12月8日付で管理者である守谷市長は請負会社のタクマに本年度発注した建設工事を来年3月まで進めないようにとの指示を出したということが報告されました。これをもって請願の目標は達成されたものとして、改めて採択する必要はないという委員長の報告もありました。

きょうの朝日新聞報道によれば、炉の機種選定過程や安全性などについて出されている問題点を第三者機関に検討させる考えだということです。そういうことであれば、再度、管理者が再調査を行うということであれば、今回の請願は大変重要です。管理者は、炉の安全性や構造的な問題などを検証してもらうために、公的団体にコンサルタント業務を委託する考えというふうにも新聞では報道されています。

そういうことから、今後きちんと検証を進めていくためにも、関係市のすべての議会の意思は大変重要なものとなると思います。ぜひ、住民のごく当たり前のこの請願を採択し、一層安全性の担保をし、財政負担の軽減を図る上でもぜひ請願を採択し、将来に禍根を残さないための議会の意思を示すことを求めて、賛成の討論といたします。

○議長（今川英明君） 次に、原案に対して反対の方の発言を許します。

14番山崎貞美君。

〔14番 山崎貞美君 登壇〕

○14番（山崎貞美君） 山崎です。

この請願そのものには、反対というよりも、意味はよくわかるんですけれども、先ほど委員長から報告ありましたように、経済委員会の中でも既に意見が一致をしているわけがあります。よって、守谷の管理者が再度見直しをするというような報告もなされておりますので、当議会としまして、これ以上、こちらから意見を出すのではなくて、3人の、いわゆる代表議員を送っているわけですから、その中で我々は彼らに託しているこのつくばみらい市議会の考え方を持ち上げているわけですから、ここであえて意見書を出さないで、彼らのあれにゆだねたいと、私はそう思う次第であります。

以上です。

○議長（今川英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） それではこれで討論を終わります。

これから請願第8号について採決をします。

この採決は起立によって行います。

ちょっとややこしいんで、2回言いますんで。

本案に対する委員長報告は不採択です。本案に対する委員長報告は不採択です。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立少数です。よって、請願第8号は採択することに……不採択することに決定いたしました。失礼しました、間違えました。委員長報告のとおり不採択

することに決定いたしました。

発議第10号 地方議会議員年金制度に関する意見書

○議長（今川英明君） 日程第2、発議第10号 地方議会議員年金制度に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

20番神立精之君。

〔20番 神立精之君 登壇〕

○20番（神立精之君） 神立です。

発議第10号

地方議会議員年金制度に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成20年12月12日提出

つくばみらい市議会議長 今川 英明 様

提出者 つくばみらい市議会議員 神立精之

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 倉持悦典

提案理由

市議会議員共済会は平成19年度決算において200億円を超す単年度赤字となっており、今後も継続的な損失金が見込まれ、積立金が減少していく非常に厳しい財政状況になっている。その最大の要因は、国策によって進められた平成の市町村合併にある。

現行の掛金率や市町村の負担金率は既に高水準にあることや、市町村合併以降に年金受給者が急増し、「市議会議員1人が3人の受給者を支える」構造になっていることなどを踏まえると、市町村合併の影響額に見合う特例措置などの国の支援なくしては議員年金制度の維持は大変困難な状況にあるといわざるを得ない。

よって、国においては、早急な抜本的見直しの必要に迫られている地方議会議員年金制度に対し、特段の措置を講じるよう、別紙意見書を内閣総理大臣、総務大臣、衆・参議院議長あてに提出するものです。

よろしくをお願いします。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第10号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第10号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第10号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手多数……。もう一度、確認できないんで。

挙手多数です。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

発議第11号 教育予算の拡充を求める意見書

○議長（今川英明君） 日程第3、発議第11号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番直井誠巳君。

〔9番 直井誠巳君 登壇〕

○9番（直井誠巳君）

発議第11号

教育予算の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成20年12月12日提出

つくばみらい市議会議員 今川 英明 様

提出者	つくばみらい市議会議員	直井誠巳
賛成者	つくばみらい市議会議員	秋田政夫
賛成者	つくばみらい市議会議員	横張光男
賛成者	つくばみらい市議会議員	染谷礼子
賛成者	つくばみらい市議会議員	川上文子
賛成者	つくばみらい市議会議員	高木寛房

提案理由でございます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。しかし、厳しい地方財政の状況や地方交付税削減の影響などから、自治体独自のきめ細かな教育の実現や学校施設整備などには限界がある。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があるため、1．きめ細かい教育の実現のために、第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定すること。2．義務教育費国庫負担制度を堅持すること。3．学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。4．教職員の人材確保のため、教職員給与の財源を確保・充実すること。以上の4項目について、別紙意見書を衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣あてに提出する

ものです。

なお、別紙としてその内容が裏面にございますが、その要約したものが提案理由でありますので、各自配付のみとさせていただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第11号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第11号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第11号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

発議第12号 ミニмумアクセス米の輸入停止を求める意見書

○議長（今川英明君） 日程第4、発議第12号 ミニмумアクセス米の輸入停止を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番……。

〔「さっき不採択となった」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） もう1回、発議でありますので、お願いします。

提案理由の説明を求めます。

6番倉持悦典君。

〔6番 倉持悦典君 登壇〕

○6番（倉持悦典君） 発議第12号の説明を申し上げます。

発議第12号

ミニмумアクセス米の輸入停止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成20年12月12日提出

つくばみらい市議会議員 今川 英明 様

提出者	つくばみらい市議会議員	倉持 悦典
賛成者	つくばみらい市議会議員	古川よし枝
賛成者	つくばみらい市議会議員	岡田 伊生
賛成者	つくばみらい市議会議員	中山 栄一
賛成者	つくばみらい市議会議員	堤 實

提案理由を申し上げます。

トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして国民生活に重大な影響をもたらしています。

こうしたなかで、国民に需要のないミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入されており、一方では生産過剰が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されています。

さらに、日本がミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食糧を直接奪うことにならざるをえません。

よって、ミニマムアクセス米の輸入を停止することを求めて、別紙意見書を衆・参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣あてに提出するものです。

なお、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書は裏面に掲載されておりますので、ご朗読をお願いして、ご参考にしていただきたいと思います。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第12号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第12号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第12号について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（今川英明君） 起立少数です。よって、発議第12号は否決されました。

発議第13号 ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの意見書

○議長（今川英明君） 日程第5、発議第13号 ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番倉持悦典君。

〔6番 倉持悦典君 登壇〕

○6番（倉持悦典君） 発議第13号の提案理由を説明いたします。

発議第13号

ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成20年12月12日提出

つくばみらい市議会議員 今川 英明 様

提出者	つくばみらい市議会議員	倉持 悦典
賛成者	つくばみらい市議会議員	古川よし枝
賛成者	つくばみらい市議会議員	岡田 伊生
賛成者	つくばみらい市議会議員	中山 栄一
賛成者	つくばみらい市議会議員	坂 洋
賛成者	つくばみらい市議会議員	堤 實
賛成者	つくばみらい市議会議員	廣瀬 満

提案理由

今般、政府が工業用に用途限定して売却したミニマムアクセス米の事故米穀を、一部の企業が食用に転売していたという極めて悪質な行為が発覚した。食の安全に対する国民の信頼を守るべき政府の危機管理体制が、極めて不十分であったと言わざるを得ない。

よって、政府は、食料の自給率向上、食の安全確保、事故米穀流通を完全に防止する観点から、ミニマムアクセス米のあり方の検証を十分に行之、戦略的かつ柔軟な制度を確立し輸入に関わる見直しの検討をするよう、別紙意見書を農林水産大臣、茨城県知事あてに提出するものです。

ミニマムアクセス米穀の輸入に関わる見直しの意見書

今般、三笠フーズ（株）、（株）浅井および太田産業（株）等が、政府が工業用に用途限定して売却したミニマムアクセス米の事故米穀を食用に転売していたという極めて悪質な行為が発覚しました。

食の安全に対する国民の信頼を守るべき政府は、残留農薬やカビ等によって汚染され、人体に悪影響を及ぼしかねない事故米穀について、徹底した横流れ防止対策を措置することが当然であるにもかかわらず、長年にわたって食用に転売されていたという事実が明らかとなっており、危機管理体制が極めて不十分であったと言わざるを得ません。

つきましては、ミニマムアクセス米の今後の取扱い等について、次の事項の実現を求めます。

記

1．政府は、食料の自給率向上、食の安全確保、事故米穀流通を完全に防止する観点から、ミニマムアクセス米のあり方の検証を十分に行之、戦略的かつ柔軟な制度を確立し輸入に

関わる見直しの検討をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月12日

つくばみらい市議会

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（今川英明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第13号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。よって、発議第13号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） これで討論を終わります。

これから発議第13号について採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（今川英明君） 挙手全員です。よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

10分間休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時50分開議

○議長（今川英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

閉会中の継続調査の件

○議長（今川英明君） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、次回定例会の議会運営について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、議会の広報発行について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今川英明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（今川英明君） 以上で、今定例会に付議された事件は全部終了いたしました。これで会議を閉じます。平成20年第4回つくばみらい市議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成20年12月12日

つくばみらい市議会議長 今 川 英 明

つくばみらい市議会議員 直 井 誠 巳

つくばみらい市議会議員 横 張 光 男